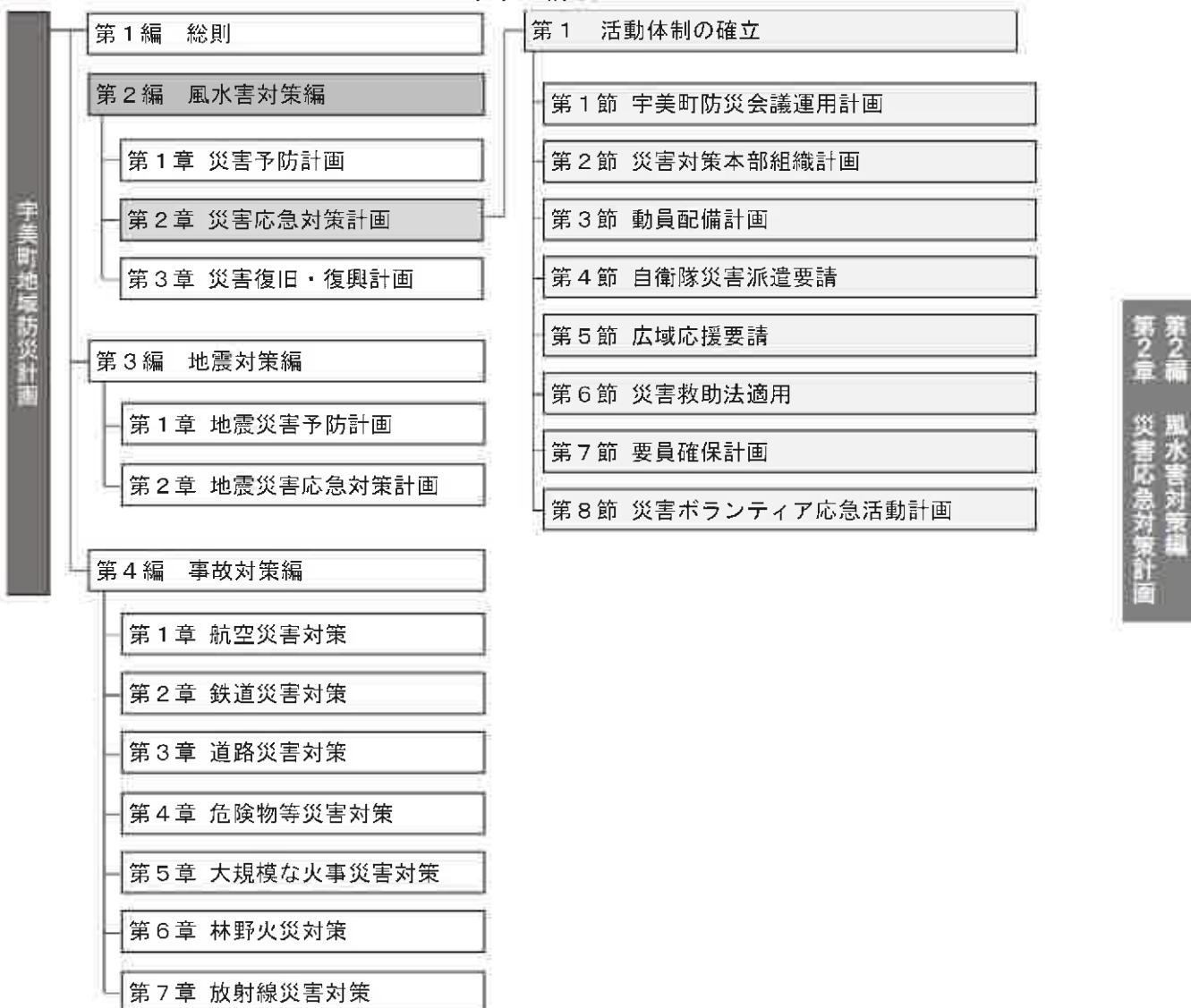


第2章 災害応急対策計画

<本章の構成>





<各節の実施主体一覧>

第1 活動体制の確立			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第1節 宇美町防災会議運用計画	第1項 町防災会議運用計画	総括班	-
第2節 災害対策本部組織計画	第1項 災害対策本部等の設置及び廃止	総括班	-
	第2項 組織及び系統	-	-
	第3項 応急対策の流れと主な組織体制	-	-
第3節 勤員配備計画	第4項 分掌事務	-	-
	第1項 町の勤員配備計画	総括班	-
	第2項 指定地方行政機関等の勤員配備体制	総括班	-
第4節 自衛隊の災害派遣要請	第1項 自衛隊派遣要請の基準と種類	-	-
	第2項 災害派遣要請要領	総括班	-
	第3項 派遣部隊の受入れ準備	総括班	-
	第4項 災害派遣の撤収要請	総括班	-
第5節 広域応援要請	第1項 応援の要請	総括班	-
	第2項 他市町村への応援の実施	総括班	-
	第3項 協定に基づく相互応援	総括班	消防機関
	第4項 広域一時滞在計画	総括班	-
	第5項 備蓄物資等の供給に関する相互協力	総括班	-
第6節 災害救助法の適用	第1項 救助法の適用基準	総括班	-
	第2項 災害救助法の手続き	総括班	-
	第3項 救助の実施	福祉・経済班、各班	-
	第4項 災害対策基本法の定める応急措置	総括班、各班	-
第7節 要員確保計画	-	総括班、各班	-
第8節 災害ボランティア応急活動計画	第1項 災害ボランティア活動の推進	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第2項 災害ボランティアの構成及び活動内容	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第3項 災害ボランティア活動環境の整備	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第4項 災害ボランティア活動開始までの流れ	総括班、福祉・経済班	社会福祉協議会
	第5項 民間団体の活用	総括班	-

第2 災害応急対策活動

節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第1節 防災気象情報等の伝達	第1項 防災気象情報の種類	総括班	-
	第2項 防災気象情報の伝達	総括班	-
	第3項 异常現象等の通報	総括班	-
第2節 被害情報等の収集伝達	第1項 初期情報の把握	総括班	-
	第2項 被害情報の収集・集約	総括班、各班	-
	第3項 被害状況の調査要領	総括班、各班	-
	第4項 被害情報の報告	総括班、各班	-

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第3節 災害広報・広聴	第5項 通信計画	総括班、各班	西日本電信電話株
	第1項 災害広報の実施	総括班	-
	第2項 住民等からの問い合わせに対する対応	福祉・経済班	-
第4節 避難対策の実施	第1項 指定避難所及び指定緊急避難場所	総括班、福祉・経済班、教育班	-
	第2項 避難準備情報、避難指示の発令	総括班	-
	第3項 避難指示等の伝達	総括班	消防機関、警察
	第4項 避難誘導及び移送	総括班	消防機関、警察
	第5項 警戒区域の設定	総括班	消防機関、警察
	第6項 指定避難所の開設・運営	総括班、福祉・経済班、教育班	-
	第7項 要配慮者等を考慮した避難対策	総括班、福祉・経済班	-
第5節 水防対策の実施	第1項 水防に関する方針及び水防団体の役割	-	-
	第2項 町の水防体制	総括班	-
	第3項 水防活動	総括班、土木建築農林班	消防機関
第6節 消防活動	第1項 消防活動体制	総括班	消防機関
	第2項 火災時の連絡系統	総括班	消防機関
	第3項 消防活動の実施	総括班	消防機関
	第4項 大火災等の情報収集及び報告	総括班	-
第7節 警備対策の実施	第1項 警察（柏原警察署）による警備活動	-	警察
	第2項 自衛警備活動	総括班	警察、消防機関
第8節 救出活動	第1項 対象者及び期間	-	-
	第2項 救出活動における組織編成	-	警察、消防機関
	第3項 救出活動の実施	総括班	警察、消防機関
第9節 医療救護	第1項 医療体制の確立	総括班、福祉・経済班	-
	第2項 医療救護活動	福祉・経済班	-
	第3項 搬送体制の確保	総括班	消防機関
	第4項 災害救助法に基づく措置	福祉・経済班	-
第10節 飲料水の供給	-	上下水道班	-
第11節 食料の供給	第1項 食料供給計画	総括班	-
	第2項 食料の確保	総括班、環境班	-
	第3項 食料の配給	総括班	-
	第4項 炊き出し計画	福祉・経済班	-
第12節 生活必需品等の供給	第1項 生活必需品等供給計画	総括班	-
	第2項 生活必需品の確保	総括班、福祉・経済班	-
	第3項 配給方法	総括班	-
第13節 交通対策の実施	第1項 被害状況の把握	土木建築農林班	警察
	第2項 交通規制の実施	土木建築農林班	警察
	第3項 交通の確保	土木建築農林班	警察
第14節 緊急輸送の実施	第1項 輸送の確保	総括班、土木建築農林班	-

第2 災害応急対策活動

節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
第15節 保健衛生、防疫、環境対策	第2項 繁忙輸送計画	各班	警察
	第1項 防疫対策	福祉・経済班、環境班、上下水道班	-
	第2項 清掃対策	環境班、上下水道班	-
	第3項 保健衛生対策	福祉・経済班、環境班	-
第16節 要配慮者の支援	第4項 愛護動物対策	環境班	-
	第1項 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	福祉・経済班	
	第2項 高齢者及び障がいのある人に係る対策	福祉・経済班	
	第3項 各種生活支援	福祉・経済班	
	第4項 外国人等の支援対策	福祉・経済班	
第17節 安否情報の提供	第1項 町・県の役割	総括班	
	第2項 情報収集	総括班	
	第3項 照会を行う者	総括班	
	第4項 照会手順	総括班	
	第5項 提供できる情報	総括班	
第18節 遺体搜索、収容及び火葬	第1項 捜索、遺体処理、火葬の対象及び期間	-	-
	第2項 行方不明者の捜索	総括班	警察、消防機関
	第3項 遺体の処理	福祉・経済班	警察
	第4項 遺体の火葬	福祉・経済班	警察
第19節 障害物の除去	-	上木建築農林班	-
第20節 文教対策の実施	第1項 学校教育対策	教育班	-
	第2項 学校給食等の措置	教育班	-
	第3項 保健衛生対策	教育班、福祉・経済班	-
第21節 住宅の確保	第1項 公営住宅一時使用・空き家活用	総括班	-
	第2項 被災住宅の応急修理	上木建築農林班	-
	第3項 応急仮設住宅の建設・供与	上木建築農林班	-
	第4項 臨時の措置	総括班	-
第22節 災害廃棄物等の処理	第1項 ごみ処理	環境班	
	第2項 し尿処理	環境班	
	第3項 がれき等処理	環境班、上木建築農林班	
	第4項 死亡獣畜処理	環境班	
第23節 公益事業等施設の災害対策	第1項 電力施設災害対策	-	九州電力㈱
	第2項 ガス施設災害対策	-	ガス事業者
	第3項 通信施設災害対策	-	西日本電信電話㈱
	第4項 放送施設災害応急対策	-	日本放送協会
第24節 上水道、下水道施設災害対策	-	上下水道班	-
第25節 公共土木施設対策	第1項 公共施設対策	総括班、福祉・経済班、上木建築農林班、教育班	-

第2 災害応急対策活動			
節	項	実施主体	
		対策本部等	その他関係機関
	第2項 鉄道施設対策	-	九州旅客鉄道株
第26節 上砂災害応急対策	第1項 警戒体制の確立	総括班、土木建築農林班、環境班	消防機関
	第2項 災害発生時の報告	総括班	-
	第3項 救助活動	総括班、土木建築農林班	消防機関
第27節 中高層建築物灾害応急対策	第1項 警察による措置	-	警察
	第2項 消防機関による措置	-	消防機関
第28節 二次災害の防止	第1項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	総括班	消防機関
	第2項 降雨等に伴う二次災害の防止	総括班	消防機関
第29節 農林業災害対策	第1項 農林業用施設応急対策	環境班	-
	第2項 農作物応急対策	環境班	-
	第3項 畜産応急対策	環境班	-
	第4項 林産物応急対策	環境班	-

第1 活動体制の確立

第1節 宇美町防災会議運用計画

第1項 町防災会議運用計画

1. 準拠法等¹⁾²⁾³⁾

町防災会議は、基本法第16条の規程に基づき町長を会長として設置し、防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。なお、町防災会議の組織及び運用は、宇美町防災会議条例（昭和41年条例第25号）及び宇美町防災会議運営規程（昭和41年規程第7号）に基づく。

2. 組織

町防災会議は、会長及び委員で組織する。

- (1) 会長：町長
- (2) 委員：宇美町防災会議条例第3条に規定するもの

3. 所掌事務

町防災会議の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 防災計画の作成及びその実施の推進
- (2) 災害情報の収集
- (3) 法律又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務

*1 ● 資料3.1.1.1 「宇美町防災会議条例」
*2 ● 資料3.1.1.2 「宇美町防災会議委員名簿」
*3 ● 資料3.1.1.3 「宇美町防災会議運営規程」

第2節 災害対策本部組織計画

第1項 災害対策本部等の設置及び廃止

本町の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次頁に示す基準に基づき、「宇美町災害対策準備体制」(以下「準備体制」という。)、「宇美町災害警戒本部」(以下「警戒本部」という。)、「対策本部(宇美町災害対策本部)」を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

1. 災害対策本部等の種類及び組織概要^{*1*2*3}

準備体制、警戒本部、対策本部の組織概要を以下に示す。

(1)準備体制

設置	気象台から大雨・洪水・暴風等の警報が発表された場合、及び災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らないときは、地域コミュニティ課職員等が参集し、町災害対策準備体制をとる。
体制の長	地域コミュニティ課長とする。
配備体制	第1次配備体制(第2節の2.配備要員)により勤員配備を行う。
上位体制への移行	気象状況及び町内の被害状況等からより厳重な警戒が必要と判断される場合は、速やかに警戒本部(第2次配備体制)に移行する。

(2)警戒本部

設置	警戒本部は、地域コミュニティ課長の判断において設置し、警戒本部長を置く。
本部長	地域コミュニティ課長とする。
配備体制	警戒本部は、第2次配備体制(第2節の2.配備要員)により勤員配備を行う。
上位体制への移行	町内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、警戒本部長は速やかに町長にその旨を報告し、対策本部体制(第3次配備体制)に移行する。

(3)対策本部

設置	対策本部は、町長の判断において設置し、対策本部長を置く
本部長	町長とする。
配備体制	対策本部は、第3次配備から第4次配備体制(第2節の2.配備要員)により勤員配備を行う。

*1 資料3.1.2.1 「宇美町災害対策本部条例」

*2 資料3.1.2.2 「宇美町災害対策本部規程」

*3 資料3.1.2.3 「対策本部の標識(案)」

2. 対策本部等の設置基準

準備体制、警戒本部、対策本部の設置基準を以下に示す。

＜対策本部等の設置基準＞

区分	本部長	配備体制	設置基準
準備体制	地域コミュニティ課長	第1次配備	<p>ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、洪水、暴風等の警報が発令されたとき。</p> <p>イ 自主避難の申出があったとき。</p>
警戒本部	地域コミュニティ課長	第2次配備	<p>ア 第1次配備の設置基準に加え、比較的軽微な規模の災害又は局地的な災害発生のおそれがあるとき。</p> <p>イ その他、地域コミュニティ課長が必要と認めたとき。</p>
対策本部	町長	第3次～4次配備	<p>ア 第1次配備の設置基準に加え、総合的な対策を必要とするとき。</p> <p>イ 気象業務法に基づく特別警報が発令されたとき（第4次配備）</p> <p>ウ 町全域にわたって大規模災害が発生し、又は発生が予想されるとき。</p> <p>エ 町全域ではないが、被害が特に甚大なとき。</p> <p>オ その他、町長が必要と認めたとき。</p>

3. 災害対策本部等の設置場所

準備体制の本部は地域コミュニティ課内に設置する。

対策本部及び警戒本部は原則として庁舎西館2階会議室に設置するが、その規模等を勘案し、状況に応じて本部長の判断で他の会議室等に移設する。

＜対策本部及び警戒本部の設置場所＞

区分	設置場所	災害時優先登録電話	備考
通常	町役場西館2階会議室	092-932-2991	防災無線、会議室有
第二候補地	宇美町こども教育総合支援センター「うみハピネス」	092-933-0777	会議室有

4. 意思決定権者代理順位

準備体制、警戒本部及び対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の意思決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の意思決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

〈意思決定権者代理順位〉

区分	意思決定権者	意思決定権者代理順位		
		第1位	第2位	第3位
準備体制設置時 (警報発令)	地域コミュニティ 課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
準備体制設置時 (自主避難有)	地域コミュニティ 課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
警戒本部設置時	地域コミュニティ 課長	総務課長	都市整備課長	環境課長
対策本部設置時	町長	副町長	教育長	地域コミュニティ 課長

※職務代行者に対しても連絡が繋がらない場合は、地域コミュニティ課職員の上席者を臨時の職務代行者とする。

5. 対策本部等の廃止基準

準備体制、警戒本部、対策本部は、以下に示す基準により廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- (2) 災害の応急対策が完了したと認められたとき。
- (3) 上記状況に応じて設置者が認めたとき。

6. 対策本部及び警戒本部の設置又は廃止の通知

設置者は、対策本部及び警戒本部を設置し、又は廃止したときは、必要に応じて、速やかに県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体等の関係機関に通知及び報告する。

7. 本部会議の開催

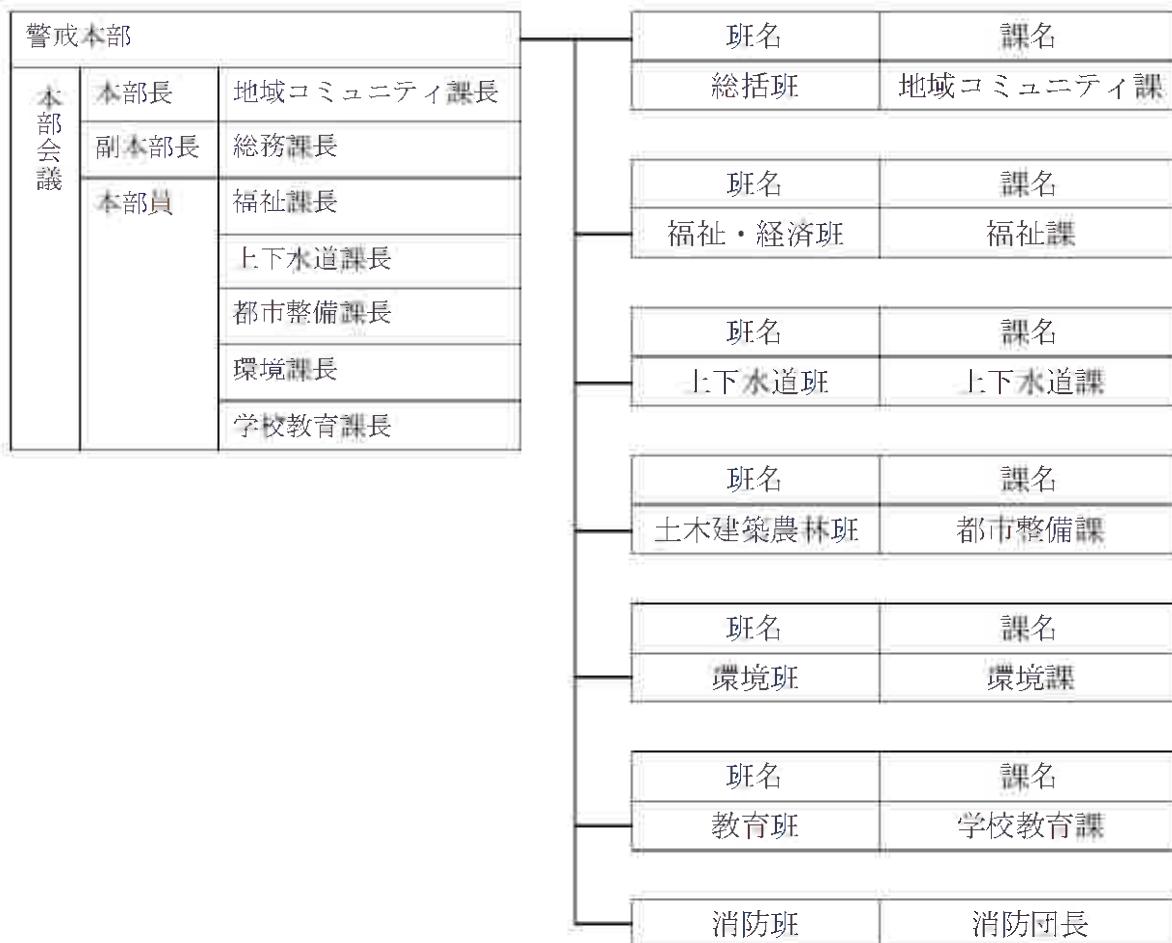
警戒本部及び対策本部には、各々の本部員によって構成される本部会議を設置し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2項 組織及び系統

1. 対策本部及び警戒本部の組織

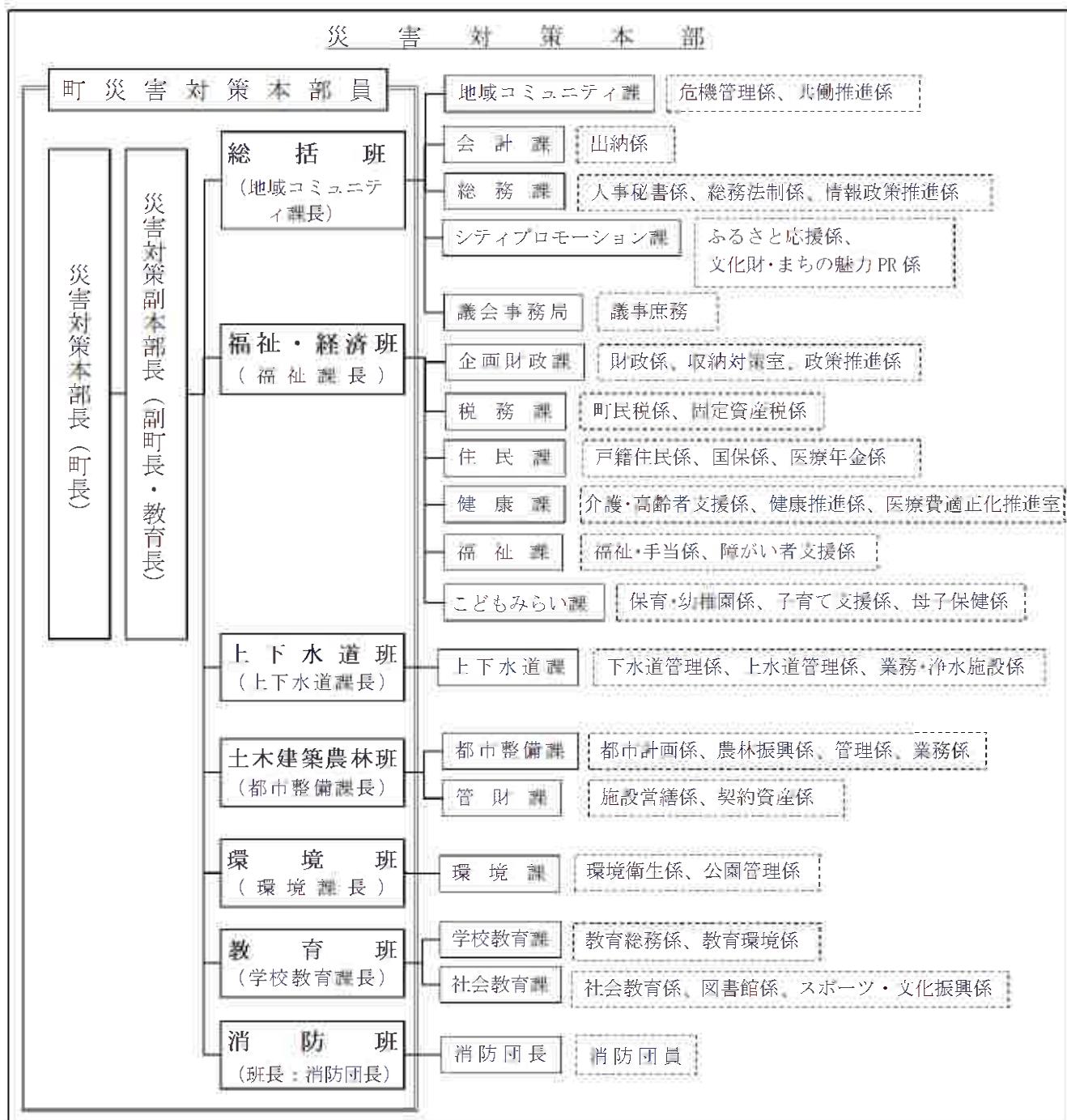
(1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織図を以下に示す。



(2) 対策本部の組織

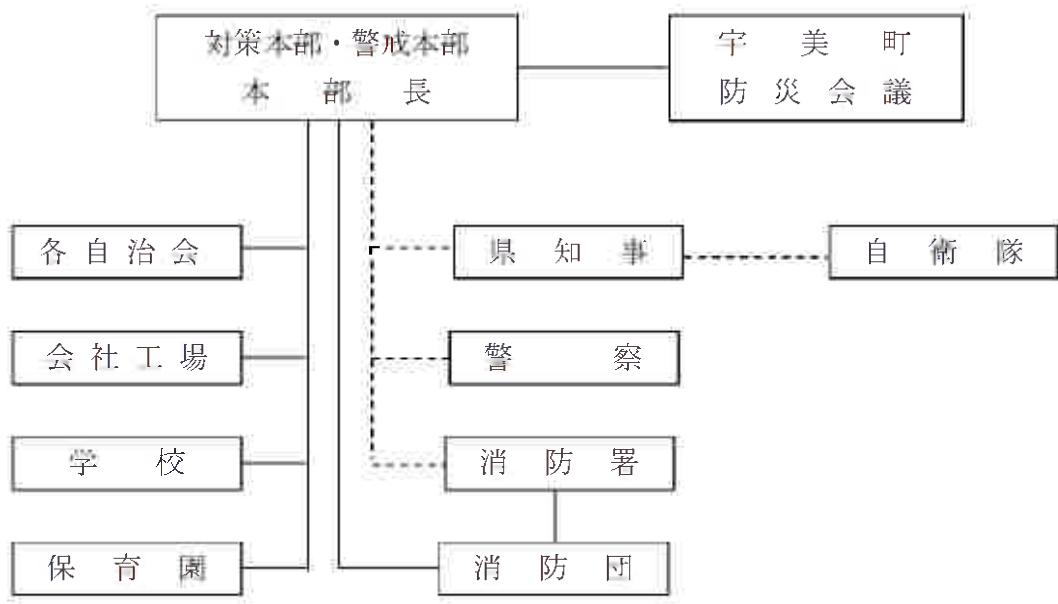
対策本部の組織図を以下に示す。



2. 対策本部及び警戒本部の指揮伝達系統

対策本部及び警戒本部の庁外における指揮伝達系統を以下に示す。

＜対策本部及び警戒本部の指揮伝達系統＞

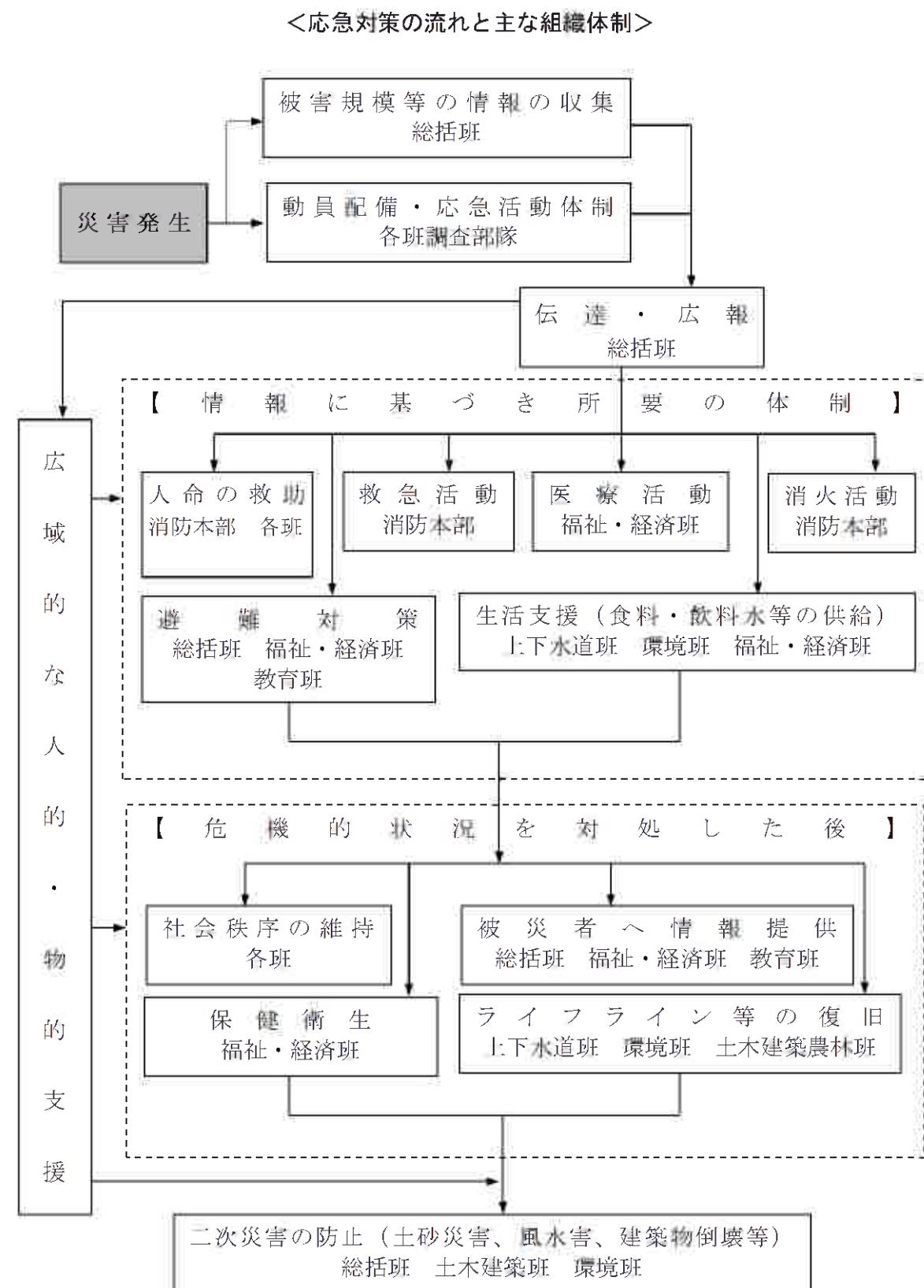


※宇美町防災会議

- ・会長：町長
 - ・委員：「宇美町防災会議条例」による。

第3項 応急対策の流れと主な組織体制

応急対策の流れと主な組織体制を以下に示す。



第4項 分掌事務

1. 警戒本部の分掌事務

警戒本部の分掌事務を以下に示す。

<警戒本部の分掌事務>

班名	課名	分掌事務
総括班	地域コミュニティ課・ 会計課・総務課・ シティプロモーション課・ 議会事務局	
福祉・経済班	企画財政課・税務課・ 住民課・健康課・福祉課・ こどもみらい課	ア 気象情報等の収集に関すること イ 被害状況の把握に関すること ウ 職員への連絡、報告に関すること エ 関係機関への連絡体制に関すること オ 対策本部への移行準備に関すること カ 自主避難所の運営に関すること
上下水道班	上下水道課	
土木建築農林班	都市整備課・管財課	
環境班	環境課	
教育班	学校教育課・社会教育課	
消防班	消防団	

2. 対策本部の分掌事務

対策本部の分掌事務を以下に示す。

〈対策本部の分掌事務〉

班名	課名	分掌事務
総括班（地域コミュニケーション課・会計課・総務課・シティプロモーション課・議会事務局）	地域コミュニケーション課・会計課・総務課・シティプロモーション課・議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町災対策本部並びに町警戒本部の設置及び廃止に関すること 2. 災害対策の樹立及び災害全般の調整に関すること 3. 本部会議の開催に関すること 4. 防災会議の運営、議会、その他防災関係機関との連絡調整に関すること 5. 救助法の適用及び運用の調整に関すること 6. 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関すること 7. 被害状況の調査集計及び連絡に関すること 8. 自衛隊の派遣要請依頼に関すること 9. 自衛隊、防災関係機関等の受け入れ等に関すること 10. 報道機関等との対応及び調整に関すること 11. 広報活動に関すること 12. 雨量測定、集計に関すること 13. 災害統計、災害資料の作成及び写真等災害記録に関すること 14. 被害状況の報告、要望書等に関すること 15. 行方不明者の捜索に関すること 16. 職員の動員、各部との連絡調整（安否確認）に関すること 17. 他の公共団体等との相互協力、応援要請に関すること 18. 民間団体への協力要請に関すること 19. その他要員等の確保、配備に関すること 20. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること 21. 避難指示及び避難誘導の指示伝達に関すること 22. 避難所の開設指示、連絡に関すること 23. 防災行政無線、通信の確保、災害時優先電話の確保に関すること 24. 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関すること 25. 水防資器材の備蓄、管理に関すること 26. 火災・水害・土砂災害の警戒活動に関すること 27. 傷病者の救急搬送に関すること 28. 消防団の指揮監督に関すること 29. 庁舎の管理、庁内利用者の安全確保、避難誘導に関すること 30. 海外からの支援の受入れに関すること 31. 罹災職員に対する諸給付金及び借付に関すること 32. 町対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること 33. 他の部の所管に属しないこと 34. ヘリポートの設置に関すること 35. 宇美備蓄倉庫の設置に関すること 36. 帰宅困難者の避難支援、宿泊・交通機関との調整に関すること 37. 孤立防止対策に関すること 38. 町民個人情報のデータ管理に関すること 39. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 40. 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること 41. 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること 42. 議員との連絡調整に関すること 43. 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること

班名	課名	分掌事務
福祉・経済班 (福祉課長)	企画財政課・税務課・住民課・健康課・福祉課・こどもみらい課	<ol style="list-style-type: none"> 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 救助法に基づく諸対策に関すること 日本赤十字社との連絡調整に関すること 避難所(福祉避難所を含む)の運営に関すること 食料の確保、供給に関すること 炊き出し、資機材、食材(米・惣菜等)の調達に関すること 被服、寝具、その他生活必需品の配給計画、必要量の調査・調達、配布に関すること 死亡者の措置及び埋葬、遺体安置所の設置に関すること 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 医療救護、助産、健診相談に関すること 医療機関に対する救護要請に関すること 救護班の編成活動及び派遣に関すること 保健福祉(環境)事務所等との連絡調整に関すること 医療機関、団体等との連絡調整に関すること 医療救護所の設置運営に関すること 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 避難行動要支援者の安全確保、安否確認、移送に関すること 感染症の予防に関すること 食品衛生に関すること 被災世帯及び固定資産等の調査に関すること 被災者に係る納税の済免・猶予に関すること 罹災者の生活保護及び世帯更生資金貸付等に関すること 義援金等の受付、受領、管理及び配分に関すること 罹災証明に関すること 災害復旧対策に関する資金収支に関すること 災害復興計画の作成に関すること 心のケア対策に関すること 入所者(要配慮者、園児)の安全確保、安否確認に関すること 物資の調査・調達・輸送・配分に関すること 燃料の調達、非常用電源の確保、運用に関すること 災害弔慰金、見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付等に関すること り災者の生活控除申請等に関すること
上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 被災地の給水計画に関すること 飲料水の確保、給水に関すること 上水道の水質管理に関すること 上下水道施設等の応急復旧に関すること 仮設トイレ等の設置及び管理に関すること その他上下水道の管理に関すること 関係団体等への協力要請に関すること

班名	課名	分掌事務
土木建築農林班 (都市整備課長)	都市整備課・管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 被災住宅の調査に関すること 3. 災害危険箇所の応急対策及び復旧に関すること 4. 道路の啓開及び障害物の除去に関すること 5. 災害における通行止及び迂回路等の交通対策に関すること 6. 関係団体等への協力要請に関すること 7. 応急仮設住宅、空き家住宅への入居者選定に関すること 8. 避難路、輸送路の確保に関すること 9. 庁内の非常用電源に関すること 10. 障害物の除去に関すること 11. 建築物(宅地)の応急危険度判定、応援要請に関すること 12. 住宅の応急修理、建築資材等の調達に関すること 13. 町営住宅の供給に関すること。 14. 庁舎等の被害調査及び災害対策に関すること 15. 町有財産等の被害調査及び災害対策に関すること 16. ガソリンの確保、配車計画及び運行に関すること 17. 水害・土砂災害の警戒活動に関すること 18. 土砂、流木処理に関すること 19. 総合的な災害復旧計画に関すること 20. 関係施設及び農作物等の被害調査及び災害対策に関すること 21. 家畜伝染病の防疫に関すること 22. 農作物の種苗及び家畜飼料の補給対策に関すること 23. 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること 24. 農道、林道、治山施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 25. 関係団体等への協力要請に関すること 26. 他の班の要請に応じて応援協力 27. 農林関係災害に対する金融に関すること
環境班 (環境課長)	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 災害時の塵芥、廃棄物等の処理に関すること 3. 被災動物の保護、収容に関すること 4. し尿の収集、運搬及び処分に関すること 5. 被災地の防疫に関すること 6. 消毒薬品及び衛生資材の調達及び配分に関すること 7. その他環境衛生に関すること 8. 家畜伝染予防に関すること 9. 家畜及び畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 10. 農林作物の病害虫、有害鳥獣の駆除に関すること
教育班 (学校教育課長)	学校教育課・社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2. 避難所の開設、管理に関すること 3. 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること 4. 学校教育施設等での避難受け入れの調整及び協力に関すること 5. 教職員の勤員に関すること 6. 学校給食に関すること 7. 応急教育対策に関すること 8. 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること 9. 災害後の教育環境・保健衛生に関すること 10. その他文教設備、施設等の応急復旧に関すること 11. 関係団体等への協力要請

班名	課名	分掌事務
消防班 (消防団長)	消防団	<ol style="list-style-type: none">1. 関係施設の被害調査及び災害対策に関すること2. 消防団の動員に関すること3. 被災状況の調査に関すること4. 現場広報(関係機関、住民)に関すること5. 人命危険情報収集に関すること6. 災害の警戒及び防ぎよに関すること7. 避難誘導(要配慮者を含む。)に関すること8. 被災者の救助、救出に関すること9. 傷病者の搬送、身元確認等に関すること10. 二次災害予防に関すること11. 対策本部(現地対策本部)との連絡調整に関すること12. 行方不明者の捜索に関すること13. 各種資機材の調達手配に関すること14. 応援協定、支援協定に関する応援隊・支援隊の派遣要請に関すること

第3節 動員配備計画

第1項 町の動員配備計画

1. 配備体制

各配備区分における体制を以下に示す。

<配備体制>

設置体制の内容		配備基準	
		地震発生時	風水害発生時
準備体制 第2章 風水害対策計画	第1配備体制 ・地域コミュニティ課 ・都市整備課 ・環境課 ・上下水道課	・町近郊で震度4の地震が観測された場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表された場合 ・台風の接近などに備える
災害警戒本部	第2配備体制	・町近郊で震度4の地震が観測された場合 ・自主避難の申し出があった場合 ・余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表された場合 ・自主避難の申し出があった場合 ・その他、地域コミュニティ課長が必要と認めた場合
災害対策本部	第3配備体制	・町近郊で震度5弱以上の地震が観測され、比較的軽微な被害、又は局所的な被害発生のおそれがある場合 ・その他、町長が必要と認めた場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表され、比較的軽微な被害、又は局所的な被害発生のおそれがある場合 ・高齢者等避難、避難指示を発令する場合 (記録的短時間大雨情報 110mm) ・その他、町長が必要と認めた場合
	第4配備体制	・町近郊で震度6強以上の地震が観測され、総合的な対策を必要とする場合 ・町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合 ・町以外で甚大な被害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合	・大雨、洪水、暴風警報が発表され、総合的な対策を必要とする場合 ・特別警報が発表された場合 ・町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合 ・町以外で甚大な被害が発生した場合 ・その他、町長が必要と認めた場合

2. 配備要員

各配備体制における配備要員を以下に示す。

なお、警戒本部及び対策本部の本部長は、災害状況の変化により必要があると認めるときは、自身の判断もしくは本部会議の意見を聞いて配備要員を変更することができる。

班名	配備	班長	係長	準備体制		警戒本部 第2配備	対策本部		計
				第1配備	第3配備		第4配備	第4配備	
総括班	地域コミュニティ課			○	○	○	○	○	
	会計課					○	○	○	
	総務課					○	○	○	
	シティプロモーション課			○	○	○	○	○	
	議会事務局					○	○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
福祉・経済班	企画財政課						○	○	
	税務課						○	○	
	住民課						○	○	
	健康課						○	○	
	福祉課						○	○	
	こどもみらい課						○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
上下水道班	上下水道課						○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
農林建築班	都市整備課						○	○	
	管財課						○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
環境班	環境課						○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
教育班	学校教育課						○	○	
	社会教育課						○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
消防班	消防団			○	○	○	○	○	
	計(延べ)			()	()	()	()	()	()
合計				()	()	()	()	()	()

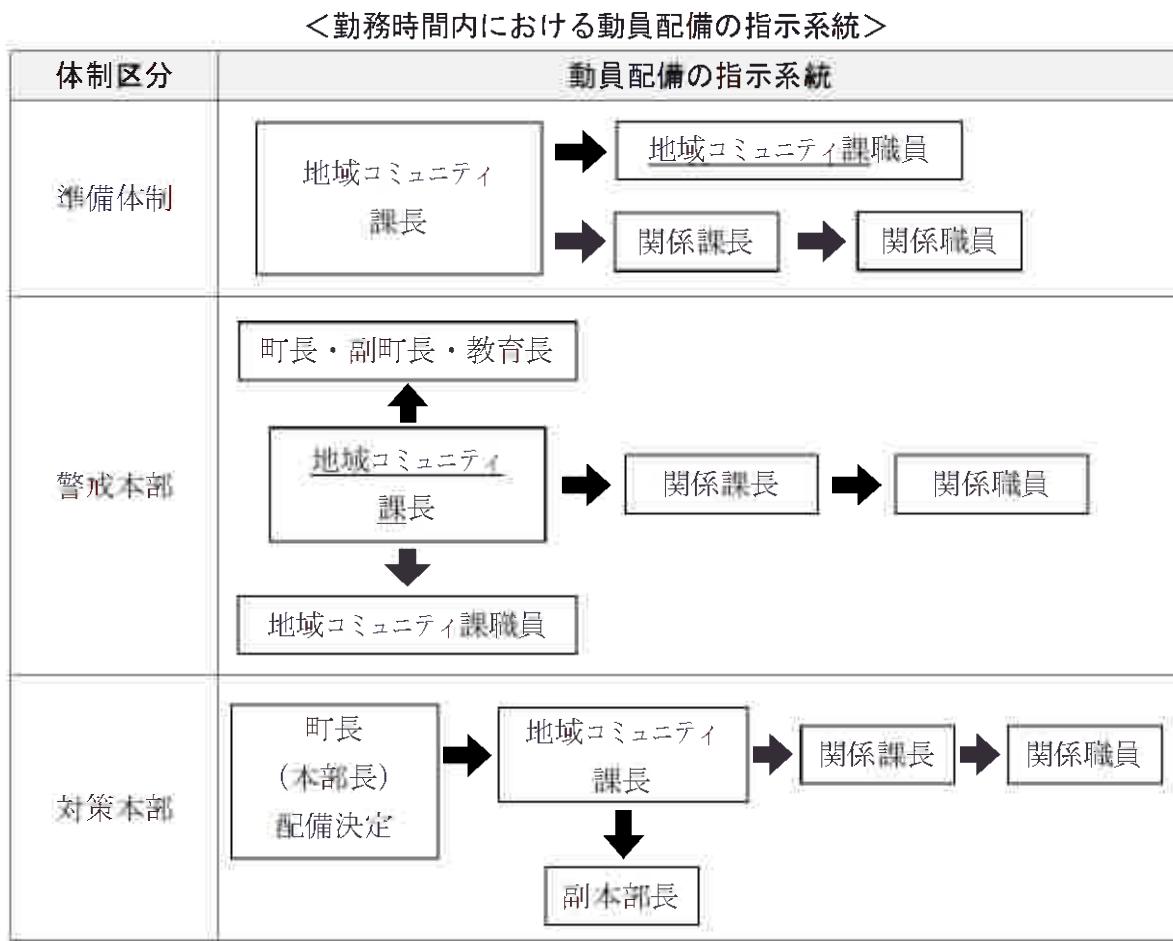
3. 勤員の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合は、警戒本部、対策本部を設置し、各職員に対し電話、戸内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 勤務時間内における勤員配備の指示系統

勤務時間内における勤員配備の指示系統を以下に示す。

なお、各職員に対する勤員配備の指示・伝達は、勤員配備表に基づき、配備体制に応じて関係課長が行う。



(2) 勤務時間外における勤員配備の連絡系統

1) 非常伝達

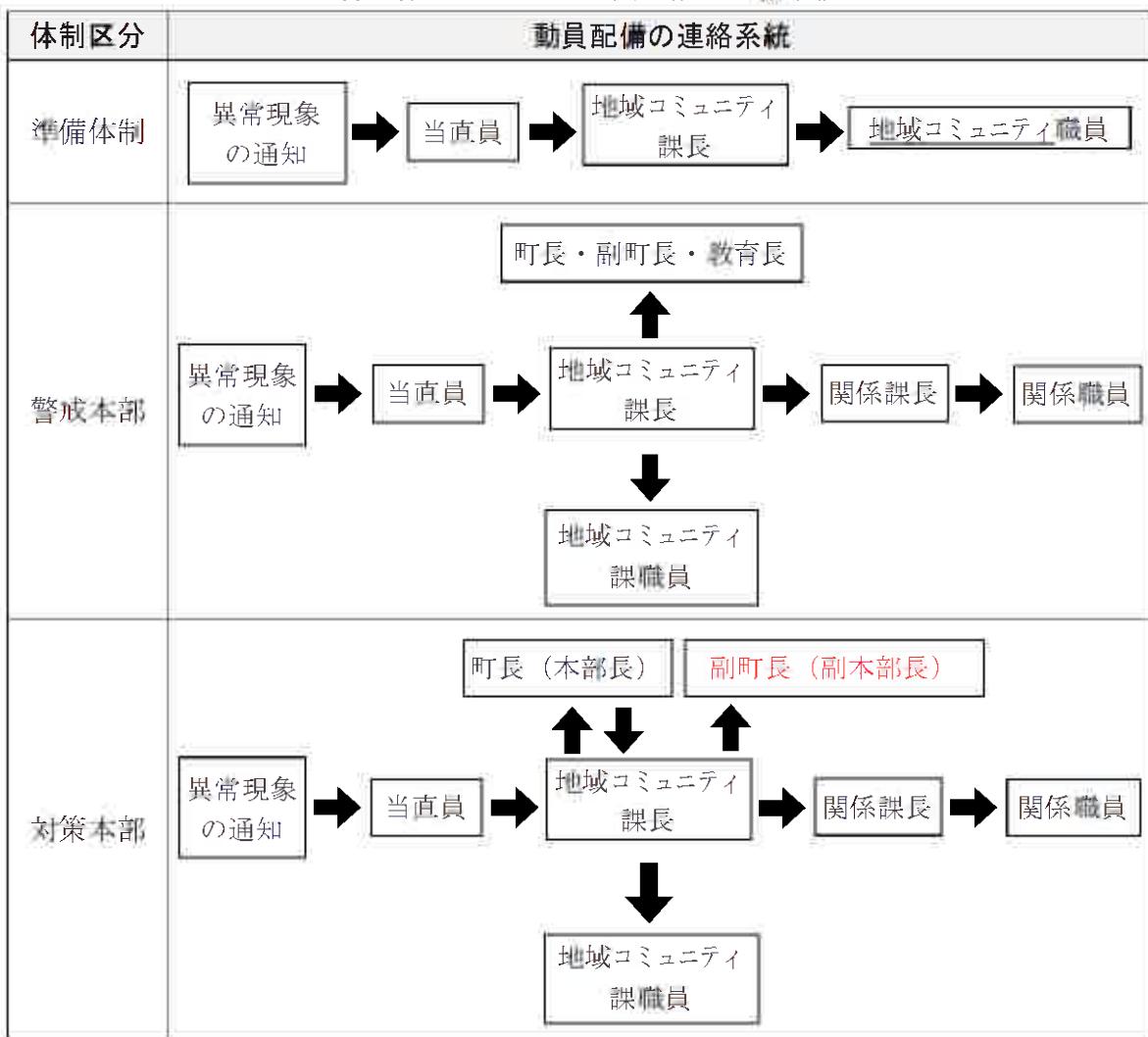
当直者は、次の情報を覚知したときは地域コミュニティ課長に連絡する。

地域コミュニティ課長は、必要に応じて町長の指示を仰ぎ、関係課長に連絡する。

ア 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

<勤務時間外における勤員配備の連絡系統>



2) 職員の自主参集

ア 自主参集

準備体制時の配備職員は、テレビ、ラジオ、宇美町防災気象情報システム等により大雨、洪水、暴風等の警報を確認した場合、自主参集を行う。

又、その他の職員は、夜間、休日及び退庁後において、町内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

イ 参集場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「最寄りの小・中学校及び公共施設」に自主参集し、当該小・中学校及び公共施設において編成される「地区情報連絡班」にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

4. 動員状況の把握及び要員の確保

(1) 動員配備に関する連絡及び報告

1) 総括班に対する情報の集約

職員の登庁後、次の流れによって動員状況を総括班に集約する。

- ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班でとりまとめて総括班に報告する。
- イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について総括班に定期的に報告する。
- ウ 総括班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
- エ 総括班は、対策本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

2) 本部長に対する報告*1

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を様式1により本部長へ報告する。

(2) 応援のための動員

災害対策活動を行うに当たり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。

この場合、本部長は、余裕のある他の班に対して応援を命ずるとともに、必要に応じて動員配備外の職員に対する動員を命ずる。

(3) 交代要員の確保

災害が長期化する場合は、交代要員の確保を図る。

5. 職員等による情報収集

登庁中の職員等により、次のとおり情報収集を行う。

- (1) 職員は、自主集合の途中でできる限り被害状況を把握し、集合後速やかに所属する班長に報告する。
- (2) 各班はその被害状況をとりまとめ、総括班に報告する。
- (3) 総括班及び消防団は、情報収集（防災行政無線等による情報伝達）に努める。

6. 地区情報連絡班

(1) 地区情報連絡班の設置

地区情報連絡班の設置手順は次のとおりとする。

- ア 宇美町職員は、本庁舎等への集合が困難かつ本庁舎との連絡が不可能な場合は、あらかじめ定める小・中学校及び公共施設に各自最も適した交通手段で自主集合し、「地区情報連絡班」を設置する。
- イ 職員が不在の場合、各自治会長は地区情報連絡班を小・中学校及び公共施設に設

*1 ● 資料 3.1.3.1 「配備完了報告書」

置する。

- ウ 職員がいる地区は、宇美町職員が地区情報連絡班長（上席者）となり、職員が不在の地区は、各自治会長が班長となる。
- エ 地区情報連絡班長は、当該小・中学校及び公共施設に自主集合した職員又は住民の中から地区情報連絡員を指名する。
- オ 地区情報連絡班設置箇所において、同時に避難所を開設し、住民の避難が必要と判断される場合は、避難誘導と収容体制の措置をとる。

(2) 地区情報連絡班の業務

地区情報連絡班の業務は次のとおりとする。

- ア 地区情報連絡班長は、当該小・中学校及び公共施設に自主集合した職員の名簿、人員を把握するとともに、総括班へ報告する。
- イ 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、地区情報連絡班長へ報告する。地区情報連絡班長は、被害状況を集約し、総括班へ報告する。

(3) 対策本部との連絡

地区情報連絡班は、地区における被害状況把握のため、緊急かつ臨時に設置するものであるため、職員は、およその被害状況の把握ができた段階で、地区的災害状況等を勘案し、対策本部と連絡をとり、本部長の判断を求めた上で対策本部に復帰する。

第2項 指定地方行政機関等の勤員配備体制

1. 指定地方行政機関等の勤員配備体制

町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるような勤員配備の要請を行う。

2. 消防本部への伝達

総括班は、対策本部を設置した場合、消防本部へ伝達し、配備体制等について連携を図る。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

第1項 自衛隊派遣要請の基準と種類

1. 派遣要請基準

災害派遣の要請は、以下の場合に行うことができる。

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2. 派遣要請の範囲

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

＜自衛隊災害派遣要請の範囲＞

活動内容	概 要
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
被災者の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。
消火活動	利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、町等の提供するものを使用する。
道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴の支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 派遣要請の種類

自衛隊の災害派遣には、次の4種類の方法がある。

なお、町が主体となって災害派遣要請を行う②要求（派遣要請要求）、③通知（緊急要請）のケースにおける派遣要請の要領は次項に示すとおりである。

区分	種類
①要請	・通常、自衛隊の要請は知事の判断による。
②要求（派遣要請要求）	・町長は、知事へ自衛隊派遣要請を要求する。
③通知（緊急要請）	・県との通信の途絶等により、知事に対して町長の要求ができない場合、知事の要請を待つとまがない場合は直接、自衛隊へ通知する。
④自衛隊の自主判断	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待つとまがない場合は、知事等からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づき部隊等を派遣する ・庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合、自衛隊は自主判断に基づき部隊等の派遣を行う

第2項 災害派遣要請要領

1. 派遣要請要求の方法

(1) 要求（災害派遣要求）

本部長が、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、地域コミュニティ課長は、知事への依頼書様式に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

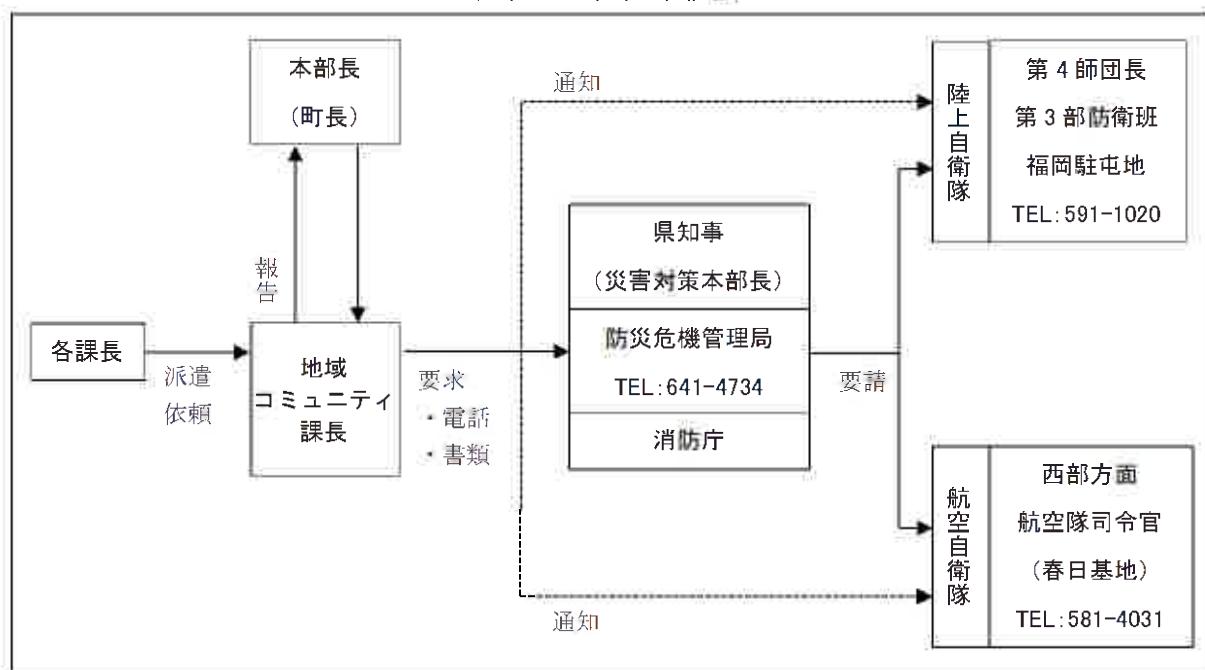
(2) 通知（緊急要請）

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第4師団司令部第3部）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2. 災害派遣要請要求の伝達系統

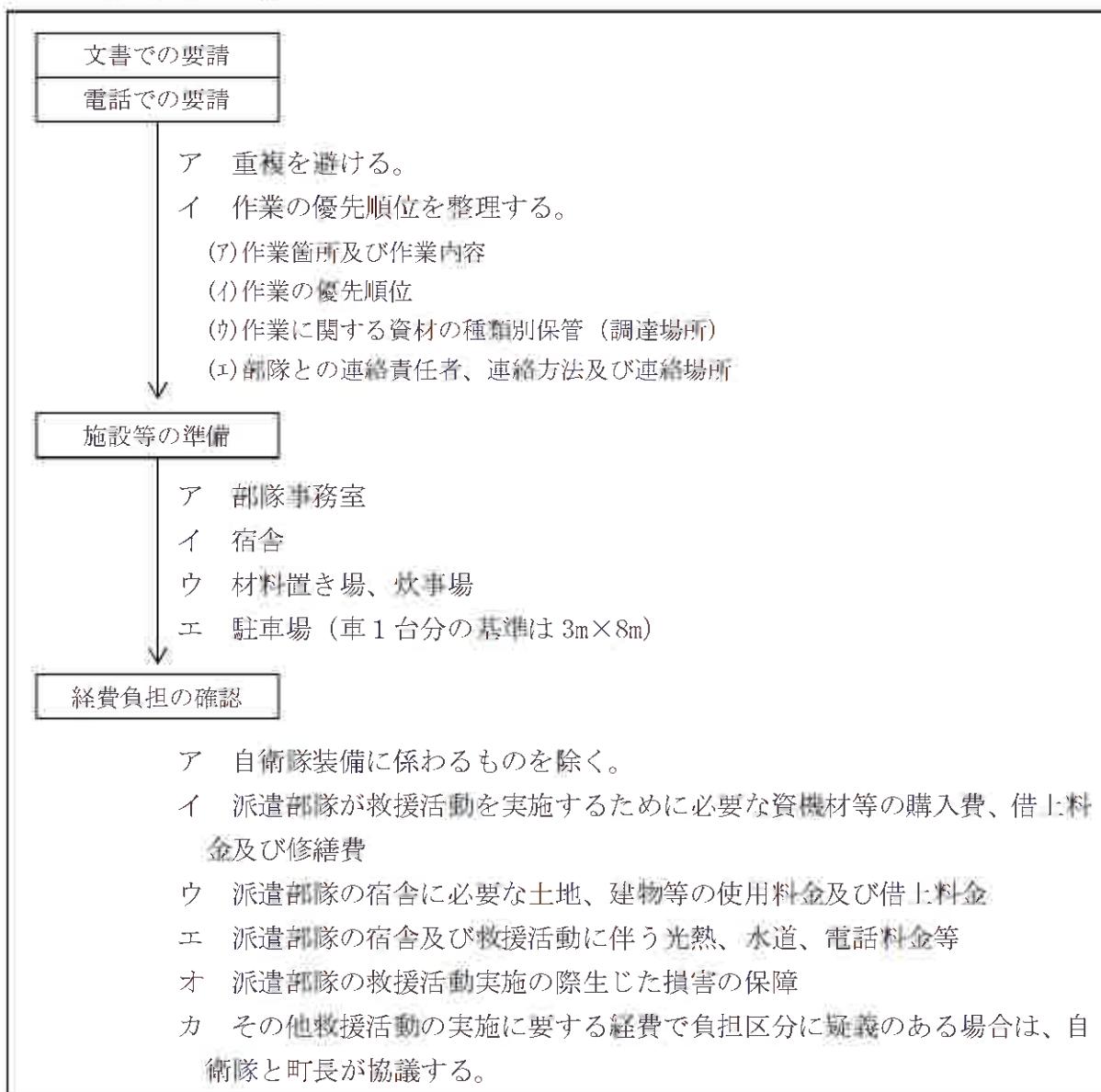
災害派遣要請要求の伝達系統は以下に示すとおりである。

<災害派遣要請系統図>



3. 派遣要請時の要点

派遣要請時の要点を以下に示す。



第3項 派遣部隊の受け入れ準備

町は、派遣要請を行ったとき、又は派遣が行われる旨の連絡を受けたときは、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう留意し、派遣部隊の受け入れ準備を行う。

1. 受入体制の整備

町は、以下の事項について確認しておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に関する資材の種類別保管・調達場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

2. 施設の準備

町は、派遣部隊の受入れのため、以下の施設を提供する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設
- (2) 部隊事務室
- (3) 材料置場
- (4) 炊事場
- (5) 駐車場（1台分の基準は3m×8m）

3. 資機材の準備

部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な機械、器具等は、特殊なものを除き、町において準備する。又、災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、県及び町において準備する。

準備すべき主な資機材は以下のとおりである。

＜準備すべき主な資機材＞

区分	品名	摘要
器具類	1 ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	2 リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	3 スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	4 その他土木機械	・土木作業
設備	1 夜間照明設備	・夜間作業
	2 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

4. 臨時ヘリポートの設置^{*1}

町は、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

町の臨時ヘリポート設置場所は資料編に示す。

(1) 機種に準ずる発着附近の基準^{*2}

機種に準ずるヘリポートの基準は資料編に示す。

(2) 危険防止のための措置

臨時ヘリポートでは、危険防止のために以下の措置を講ずる。

ア 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

イ 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。又、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

ウ 安全上の監視員を配置する。

*1 ● 資料 3.1.4.1 「臨時ヘリポート設置場所、位置図」

*2 ● 資料 3.1.4.2 「機種に準ずるヘリポートの基準」

エ 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないよう徹底する。

(3) 標示

臨時ヘリポートには以下の標示を行う。

- ア 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。
- イ 着陸地点には、石灰等を用いて直径7m以上のHの記号を標示する。

5. 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

<町が負担する経費>

- ア 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）
- イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- ウ 宿泊施設の汚物の処理料金
- エ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- オ その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第4項 災害派遣の撤収要請

町長は、災害の救助活動が終了し、又は他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに災害派遣撤収要請書を提出する。

撤収依頼書様式に記載する事項は以下のとおりである。

- (1) 派遣要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員及び従事作業内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5節 広域応援要請

第1項 応援の要請

1. 応援要請の方法

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。又、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

＜応援要請する場合の要点＞

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 希望する機関名
- ウ 希望する人員、物資等
- エ 場所、期間
- オ 給与、その他勤務条件
- カ 活動内容

2. 応援要請における活動の範囲

応援要請における活動の範囲は以下のとおりである。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及び屎尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のために必要な事項

3. 応援の受け入れ体制の確保

他の市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の確保に努める。

(1)連絡体制の確保

町は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

又、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定める。

(2)受入れ施設の整備

町長は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れのための施設の確保に努める。

第2項 他市町村への応援の実施

町長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、又は応援の必要があると認めた場合は、基本法に基づき、応援を実施する。

1. 支援対策本部の設置

町長は、他市町村において災害が発生した場合には関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2. 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3. 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなくことができる自己完結型の体制をとる。

4. 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

第3項 協定に基づく相互応援

1. 主な災害時の応援協定^{*1*2*3*4*5*6}

町は、災害による被害を最小限に抑えるため、近隣市町村等との災害時の相互応援に関する以下の協定を締結している。

*1 資料 2.3.1.1 「災害応援協定一覧」

*2 資料 2.3.1.2 「災害時ににおける福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

*3 資料 2.3.1.3 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

*4 資料 2.3.1.4 「福岡県消防相互応援協定書」

*5 資料 2.3.1.5 「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書」

*6 資料 2.3.1.6 「福岡県広域航空消防応援実施要綱」

- (1) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日）
- (2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定（平成18年10月10日）
- (3) 福岡県消防相互応援協定（平成25年3月28日）
- (4) 福岡都市圏水道災害時応援に関する協定（平成21年7月23日）
- (5) 福岡県広域航空消防応援要綱（平成18年10月10日）

以下では、これらの協定に基づく応援要請の内容を示す。

2. 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

(1) 対象市町村

対象市町村は、福岡県内の全市町村である。

(2) 応援の種類

対象となる応援の種類は以下のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供
- カ 被災傷病者の受入れ
- キ 遺体の火葬のための施設の提供
- ク ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- ケ ボランティアの受付及び活動調整
- コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(3) 応援要請の手続き

応援の要請は、要請先の市町村に対して行う。ただし、要請先の市町村が複数である場合には、県に対して要請を行う。

要請の手続きは、以下の事項を明らかにして電話等により行い、事後速やかに要請文書を提出する。

- ア 被害の状況
- イ 応援の種類
- ウ 応援の具体的な内容及び必要量
- エ 応援を希望する期間
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ その他必要な事項

※なお、要請を受けた市町村の対応、自主応援、経費の負担等については資料編参照

3. 福岡都市圏市町消防相互応援協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象とする災害は、火災、救急救助事案その他の災害である。

(2) 協定市町

本協定の締結市町及び消防組合は、以下のとおりである。

<協定市町>

区分	市町名又は消防組合名称
市町	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、柏原町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川市、糸島市
消防組合	柏原南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、宗像地区消防組合、柏原北部消防組合

(3) 出動の区分

本協定に基づく応援出動には、計画出動及び特別出動の2種類がある。概要を以下に示す。

<出動の区分>

出動区分	概 要	宇美町における応援対象
計画出動	出動対象市町村と協議して定めた区域内に発生した火災を覚知したときに消防隊が自動的に出動	大野城市、筑紫野市、志免町、須恵町、太宰府市
特別出動	協定市町の区域内に大災害が発生し計画出動以外の応援を特に必要とする場合に、被災市町の要請によって出動	協定市町

(4) 特別出動の要請方法

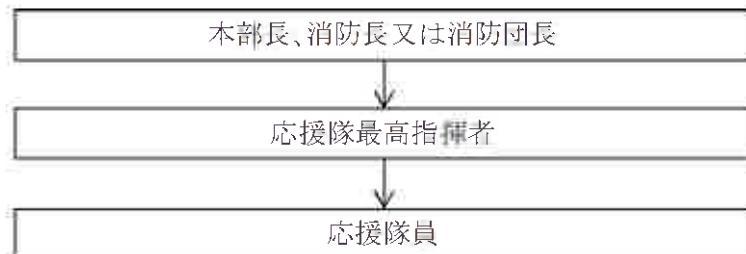
特別出動の要請は、町長から応援を要請する協定市町村長又は協定消防組合に対し、以下の事項をできる限り明らかにして、電話等により行う。

- ア 災害の種別、場所及び概況
- イ 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- ウ 活動内容及び集結場所
- エ 誘導員又は担当責任者
- オ その他必要事項

(5) 指揮系統

応援出動時の指揮系統は以下のとおりである。

<特別出動時の指揮系統>



※応援隊：他市町から出動した消防隊救急隊等

(6) 報告

応援出動時には、以下の報告を行なう。

<特別出動時の報告>

	現場報告	書類による報告	
伝達系統	<p>応援隊最高指揮</p> <p>↓</p> <p>現場最高指揮者</p>	<p>応援市町消防長 又は消防団長</p> <p>↓</p> <p>受援市町消防長 又は消防団長</p>	<p>応援市町消防長 又は消防団長</p> <p>↑</p> <p>受援市町消防長 又は消防団長</p>
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・ 現場到着・ 消防活動等の状況・ 引き上げ・ その他必要事項	<p>応援出動の内容 (応援消防隊等活動状況報告書(様式第1号))</p>	<p>災害の概要 (災害概要報告書(様式第2号))</p>

4. 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象となる災害は、以下の災害のうち、大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものである。

- ア 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他の特殊火災
- イ 地震、風水害その他大規模災害
- ウ 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(2)出動に関する地域区分及び要請順位

本協定では、県内の市町村を北九州地域、筑豊地域、福岡地域、筑後地域の4つに区分している。このうち、本町は福岡地域に該当する。

これらの地域区分で同地域内の市町村に対する要請を第一要請、地域外の市町村に対する要請を第二要請とし、応援の要請は原則として第一要請から行う。

<地域区分>

地域区分	対象地域に含まれる市町村	町の要請順位
福岡地域	福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、柏屋南部消防組合、宗像地区消防組合、柏屋北部消防組合	第1要請地域
北九州地域	協定書参照	第2要請地域
筑豊地域	協定書参照	第2要請地域
筑後地域	協定書参照	第2要請地域

(3)応援要請方法

応援の要請は、以下の事項を明確にし、代表消防機関等を通して行なうとともに、その旨を県に通報する。

なお、要請は電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出する。

- ア 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- イ 応援隊の人員、車両、資機材
- ウ 応援隊の集結場所及び活動内容
- エ 災害現場における最高指揮者の職、氏名
- オ その他、必要な事項

(4)要請時の必要措置

応援要請を行った場合においては、以下の措置を講ずる。

- ア 応援隊集結場所への誘導員の配置
- イ 誘導員による応援隊の誘導
- ウ 現場指揮本部の所在の明示

(5)応援隊の編成及び指揮

応援部隊の編成は、代表消防機関等が行う部隊編成による。

又、応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の下で行われる。

(6)応援に関する報告及び確認事項

応援の実施に当たっては、応援隊最高指揮官より本部長、消防長又は現場最高責任者

に対して以下の報告及び確認を行う。

＜現場報告及び確認事項＞

区分	内容
現場到着報告事項	ア 応援消防本部又は消防団名 イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名 ウ 応援隊の人員、車両、資機材 エ その他必要な事項
現場到着確認事項	ア 災害の現況 イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名 ウ 他の消防隊の活動概要 エ 活動方針 オ 今後の見込み カ 応援隊の活動範囲及び任務 キ 使用無線系統 ク 指揮連絡担当者名 ケ 安全管理上の注意事項 コ その他必要な事項
現場引き揚げ時報告事項	ア 応援隊の活動概要 イ 活動中の異常の有無 ウ 隊員の負傷の有無 エ 車両、資機材等の損傷の有無 オ 使用した消火薬剤等の数量 カ その他必要な事項

5. 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定に基づく応援要請

(1) 対象とする災害

本協定の対象とする災害は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等である。

(2)協定事業者

本協定の水道事業者等は以下のとおりである。

<水道事業者等>

区分	市町名
市町	福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、柏原町、宗像市、福津市、糸島市
その他事業者	春日那珂川水道企業団の各水道事業者、福岡地区水道企業団、山神水道企業団、宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者

(3)応援の内容

応援の内容は以下のとおりである。

- ア 応急給水活動
- イ 応急復旧活動
- ウ 応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供
- エ 応援送水
- オ その他特に要請があった事項

(4)応援要請の手続き

応援の要請は、応援要請書により福岡都市圏水道災害対策連絡会に対して行う。

なお、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるが、この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。

6. 福岡県広域航空消防応援協定に基づく応援要請

(1)航空応援の対象

航空応援は、以下の災害が起こった場合において、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行う。

- ア 地震、風水害その他大規模災害
- イ 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- ウ ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急時案
- エ 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助時案
- オ その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 航空応援の種別

航空応援には以下の種別がある。

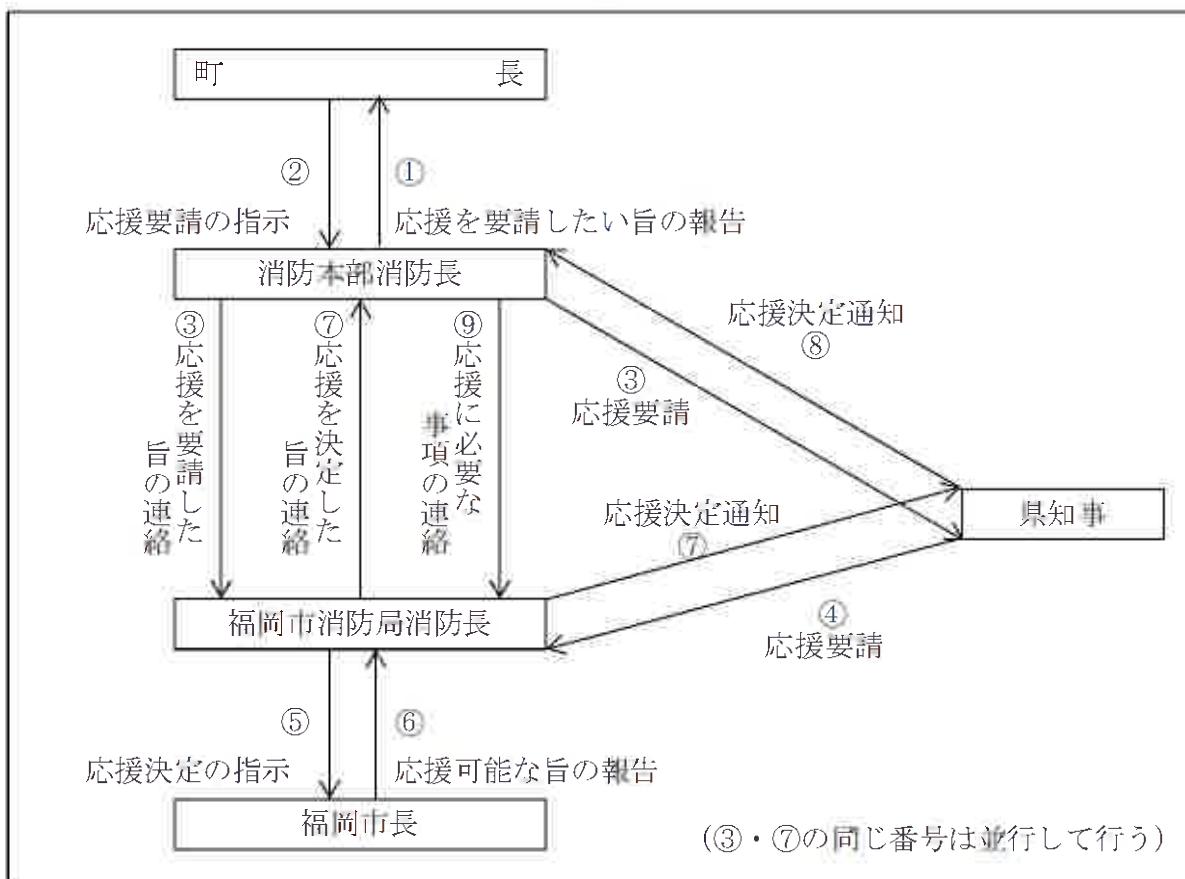
<航空応援の種別>

種別	概要
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(3) 応援要請手続き

応援要請手順及び系統図を以下に示す。なお、要請、連絡、通報等は、電話又はファクシミリ等（後日正式文書送付）により行う。

<要請手順手順及び系統図>



(4) 応援要請時の明示事項

応援の要請は、以下の事項を明示して行う。

- ア 要請側の市町村名
- イ 消防長の氏名
- ウ 要請日時
- エ 災害の発生日時、場所
- オ 災害の概要
- カ 応援活動の概要

(5) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、消防本部の消防長は福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。

- ア 必要とする応援活動の具体内容
- イ 応援活動に必要な資機材
- ウ ヘリの離着陸可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場における最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- オ 離着陸現場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ 要請側消防本部の連絡先
- サ その他必要な事項

(6) 指揮系統

応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行う。

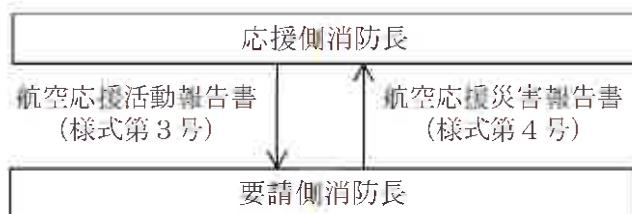
この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場最高指揮者に通告する。

※通信連絡使用電波：県内共通波 152.77MHz

(7) 航空応援に関する報告

航空応援がなされた場合においては、応援側消防長及び要請側消防長の間で、以下に示すとおり相互に必要な報告を行う。

<航空応援に関する報告>



(8)事前計画の立案

町は、~~航空~~応援を受ける場合に備え、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

- ア 飛行場外離発着場の位置図
- イ 燃料の補給体制
- ウ 応援消防航空隊と要請側消防本部との連絡方法
- エ 離発着場への誘導員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される住人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
- カ 空中消火薬剤、~~救~~急救資機材、隊員等の確保体制
- キ その他必要な事項

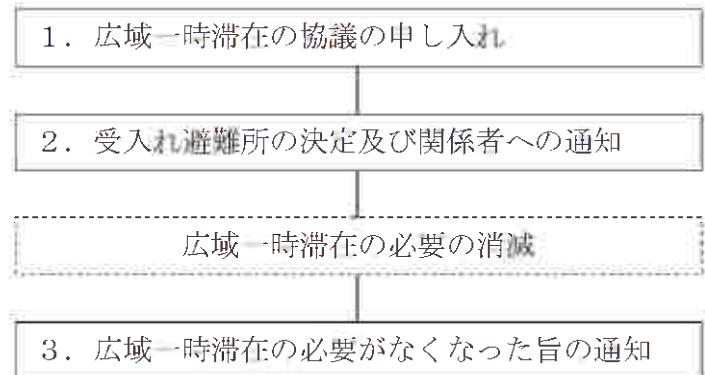
第4項 広域一時滞在計画

1. 広域一時滞在の手続き

町は、町内において被災住民のための避難所を確保することが困難な場合には、県内外の他市町村に対し、被災住民の一時的な受入れを要請する。

又、県内外の他市町村から広域一時滞在の要請がなされた場合には、避難所の供与等の措置を講ずる。

広域一時滞在の手続きは、以下の流れで行う。



(1)広域一時滞在の協議の申し入れ

町は、県内他市町村への一時滞在を求める場合には、当該他市町村に対して直接協議を行い、県外の他市町村への一時滞在を求める場合には、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2)受入れ避難所の決定の通知

受入れ先の市町村において、住民を受入れるための避難所が決定したときには、当該受入れ先市町村（県外の場合には県）からその旨の通知がなされる。

その場合、町は、その内容を公示するとともに、県への報告、次の関係者への通知を行う。

※他市町村の住民を受け入れる場合においても、避難所が決定したときは、受入れ元の市町村、当該受入れ先となる避難所の管理者、及び次のイからカの関係者に対して通知を行う。

- ア 現に住民を受け入れている避難所の管理者
- イ 関係指定地方行政機関の長
- ウ 関係指定公共機関
- エ 関係指定地方公共機関
- オ 関係公共的団体
- カ その他町長が必要と認める者

(3)広域一時滞在の必要がなくなった場合の措置

町は、広域一時滞在の必要がなくなった場合、その旨を受入れ先の市町村（県外の場合には県）に通知するとともに、（2）と同様に通知、公示、報告を行う。

2. 県に対する助言の依頼

町は、必要に応じて、広域一時滞在の協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、県に助言を求めることができる。

第5項 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

又、上記の場合において、物資又は資材の供給に関して指定行政機関等の長、県及び周辺市町村の長その他の執行機関、並びに防災上重要な施設の管理者との相互の協力に努める。

第6節 災害救助法の適用

第1項 救助法の適用基準

1. 町の救助法適用基準

救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、救助法、救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより行われる。

町における救助法適用基準は以下のとおりであり、いずれかを満たした場合に救助法が適用される。

〈町の救助法適用基準〉

- ① 町の住家滅失世帯数が60世帯以上であること
- ② 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が30世帯以上であること
- ③ 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること
- ④ 当該災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする以下の特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと
 - ア. 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
 - イ. 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※④に該当する例：

 - 被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又はおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当すること
 - ア. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
 - イ. 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与について特殊の補給方法を必要とすること
 - ウ. 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※⑤に該当する例：

 - 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - 交通事故により多数の者が死傷した場合
 - 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

2. 救助法適用基準の充足性判断方法^{*1}

(1) 滅失世帯数の算定単位

滅失世帯数の算定は以下の基準により行う。

〈滅失世帯数の算定単位〉

被害の程度	算定単位
住家が全壊、全焼又は流出した世帯	1
住家が半壊、半焼した世帯	2世帯をもって1とする
住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯をもって1とする

(2) 被害の程度の認定基準

住家の被害程度の認定は以下の基準により行う。

〈住家の被害程度認定基準〉

被害区分	基 準
全壊、全焼又は流出	住家の損壊(焼失)又は流失した程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの 又、全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの
半壊又は半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できるもの
床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの 全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

(3) 住家、世帯の定義

住家、世帯の定義は以下のとおりである。

〈住家、世帯の定義〉

語句	定 義	備 考
住家	<ul style="list-style-type: none"> 人が起居できる設備のある建物 又は現に人が居住のため使用している建物 	<p>必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合計して1棟とする。</p> <p>なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。従って学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。</p>

*1 ● 資料 3.1.6.1 「被害認定基準」

語句	定義	備考
世帯	・生計を一つにしている実際の生活単位	同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

第2項 災害救助法の手続き

1. 救助法の適用申請

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

救助法の適用申請要領は以下のとおりである。

- (1) 町における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、町長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 知事は、災害による被害が第1項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣と協議する。
- (4) 災害の状態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

〈知事への報告事項〉

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調（様式1）
- エ 法適用（見込）市町村名及び年月日
- オ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- カ その他必要事項

* 様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日
社施第99号）」による

2. 救助に要した費用の請求

(1) 帳簿の作成^{*2}

町において救助法に基づく救助を行う場合、救助に要する費用は町が一時繰替支弁をする。この場合において、町は以下の帳簿を作成するとともに、支払証拠書類も整理しておく。

- ア 救助の種別物資状況
- イ 避難所設置及び収容状況
- ウ 炊出し給与状況
- エ 飲料水の供給簿
- オ 物資の給与状況
- カ 救護班活動状況
- キ 病院診療所医療実施状況
- ク 助産台帳
- ケ 被災者救出状況記録簿
- コ 住宅応急修理記録簿
- サ 学用品の給与状況
- シ 埋葬台帳
- ス 死体処理台帳
- セ 障害物除去の状況
- ソ 輸送記録簿

※様式は「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」による

(2) 繰替支弁金の請求

町は、救助費を繰替支弁した場合には、救助に関する業務の完了後 60 日以内に以下の書類を知事に提出する。

又、同費用の概算払いを受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書を、清算を行うときは災害救助費繰替支弁金清算払請求書を、以下のイ～オの書類を添えて知事に提出する。

- ア 災害救助費繰替支弁金請求書
- イ 救助業務に要した経費算出内訳
- ウ 決定報告による被害状況調
- エ 災害救助費繰替支弁金状況調
- オ 嶸入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写

*2 ● 資料 3.1.6.2 「救助事務の処理に必要な帳簿様式」

第3項 救助の実施

救助法に基づく救助は知事により実施され、町長は知事の補助機関として必要な事務を行う。又、知事から救助の実施について一部委任を受けた場合においては、町長が救助を実施する。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより町長が実施する。

1. 救助の種類

救助法による救助の種類及びそれぞれの担当班は以下のとおりである。

〈救助の種類及び担当班〉

救助の種類	担当班
避難所（応急仮設住宅を除く）の供与	土木建築・教育
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	福祉・経済、教育、上下水道
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	福祉・経済
医療及び助産	福祉・経済
被災者の救出	各班
被災した住宅の応急修理	土木建築
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	環境、福祉・経済
学用品の給与	教育
埋葬	福祉・経済
遺体の搜索及び処理	総括、福祉・経済
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	環境、土木建築
応急仮設住宅の供与	土木建築・教育

2. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準^{*3}

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

*3 ● 資料 3.1.6.3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

第4項 災害対策基本法の定める応急措置

1. 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2. 関係機関への出動命令

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防機関及び水防団への出動準備・出動の指示を行い、又、警察官若しくは海上保安官の出動を要請する等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。（基本法第58条）

3. 事前措置

町長は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示する。（基本法第59条）

4. 警戒区域の設定権（基本法第63条）

町長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

5. 工作物等の使用、収容等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

なお、町は工作物の使用、収用等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第61条）

第7節 要員確保計画

1. 対象となる作業

労働力の確保は、災害応急対策活動に関する以下の作業について行う。各班は、労働力の確保が必要な場合は“総括班”へ依頼する。

- (1) 被災者の救難救助活動
- (2) 行方不明者の捜索
- (3) 遺体の処理
- (4) 救出物資の整理、輸送及び配分
- (5) 飲料水の供給
- (6) 医療及び助産
- (7) その他

2. 労働者等確保の手段

“総括班”は、以下の方法により必要な労働者等を確保する。なお、労働者の確保に際しては、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

3. 雇用方法

労働者の雇用は、目的・種別計画の立案後、福岡公共職業安定所に対して労働者の斡旋依頼を行うか、又は直接雇用によることとする。

福岡公共職業安定所への斡旋依頼は、以下の事項を明らかにして行う。

※福岡公共職業安定所：TEL092-712-8609

- (1) 必要となる労働者の人数
- (2) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 賃金の額に関する事項
- (5) 始業及び終業の時刻
- (6) 所定労働時間を超える労働の有無
- (7) 休憩時間及び休日に関する事項
- (8) 就業の場所に関する事項
- (9) 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- (10) 労働者の輸送方法
- (11) その他の必要な事項

4. 賃金の支払い

(1) 賃金の支払い基準

賃金の支払い基準は以下のとおりとする。

- ア 公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
- イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 支払方法

賃金の支払い方法は以下のとおりとする。

- ア 毎日支給が原則
- イ 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ 現場に近いところで労働者に直接支給

第8節 災害ボランティア応急活動計画

第1項 災害ボランティア活動の推進

大規模災害発生時においては、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには災害ボランティアの参加、協力が不可欠である。

このため、町は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して災害ボランティアへの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

又、災害ボランティアの受け入れに際しては、ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、活動が円滑に実施されるよう支援を行う。

第2項 災害ボランティアの構成及び活動内容

1. 災害ボランティアの構成

災害ボランティアの参加・協力を求めることができる対象者は以下のとおりである。

- (1) 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- (2) 大学等の学生
- (3) 公務員
- (4) 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- (5) その他、各種ボランティア団体等

2. 災害ボランティア活動の内容

災害ボランティアの行う活動は主として以下のとおりである。

活動内容の選定に当たっては、ボランティアの意見を尊重するとともに、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

＜災害ボランティアの活動内容＞

区分	活動内容
生活支援に関する業務	ア 被災者家屋等の清掃活動 イ 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ウ 避難所運営の補助 エ 炊き出し、食料等の配布 オ 救援物資等の仕分け、輸送 カ 高齢者、障がい者等の介護補助 キ 被災者の話し相手・励まし ク 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去 ケ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	ア 救護所等での医療、看護 イ 被災宅地の応急危険度判定 ウ 外国人のための通訳 エ 被災者へのメンタルヘルスケア オ 高齢者、障がい者等への介護・支援 カ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 キ 公共土木施設の調査等 ク その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3項 災害ボランティア活動環境の整備

1. 活動体制の整備

災害ボランティアの受け入れ及び活動体制の整備の流れは次のとおりである。

＜受け入れ体制整備の流れ＞

STEP 0：社会福祉協議会

平常時は社会福祉協議会が災害ボランティアに関する情報収集・提供を行う。

STEP 1：準備体制の整備

“福祉・経済班”及び“総括班”は、災害ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間支援窓口となり、ボランティアの活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。

STEP 2：災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、対策本部からの要請により災害ボランティアセンターを設置し、業務を行う。

2. 各機関の役割

災害ボランティアに関する各機関の役割は次のとおりである。

＜災害ボランティア関連機関の役割＞

実施機関	業務
社会福祉協議会	平常時における災害ボランティア環境の整備に関する以下の業務 <ul style="list-style-type: none">各種ボランティア団体との連絡・連携体制の構築災害ボランティアに関する情報収集・発信
福祉・経済班・総括班	災害ボランティアセンター設置までの連絡窓口としての以下の業務 <ul style="list-style-type: none">受入れのための活動拠点の準備広報紙等による募集要領等の広報ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整
災害ボランティアセンター	ボランティア情報の集約や発信・受信基地としての以下の業務 <ul style="list-style-type: none">対策本部との連携による災害情報の収集及び提供全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ町内外からのボランティアの受け入れ・受付・派遣 ボランティア活動支援のための以下の業務 <ul style="list-style-type: none">被害状況に応じた資機材の確保運営スタッフの要請・確保ボランティアニーズの把握及び情報提供活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）ボランティア活動情報の集約・管理その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワーク形成及び活動支援

3. 対策本部と災害ボランティアセンターの連携

対策本部は、災害ボランティアセンターと連携して、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県対策本部へ情報を提供する。

又、対策本部はボランティアが把握した情報を積極的に受け入れ、被害状況の把握に役立てるとともに、ボランティア活動の効果的な実施のため、対策本部から災害ボランティアセンターに対して、災害による被害や避難者の状況及び対策本部の活動状況等の情報を提供する等、相互に情報交換を行う。

4. ボランティア活動の支援

(1) 活動拠点等の提供

対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティアの活動拠点を確保し、必要な資機材を備える。

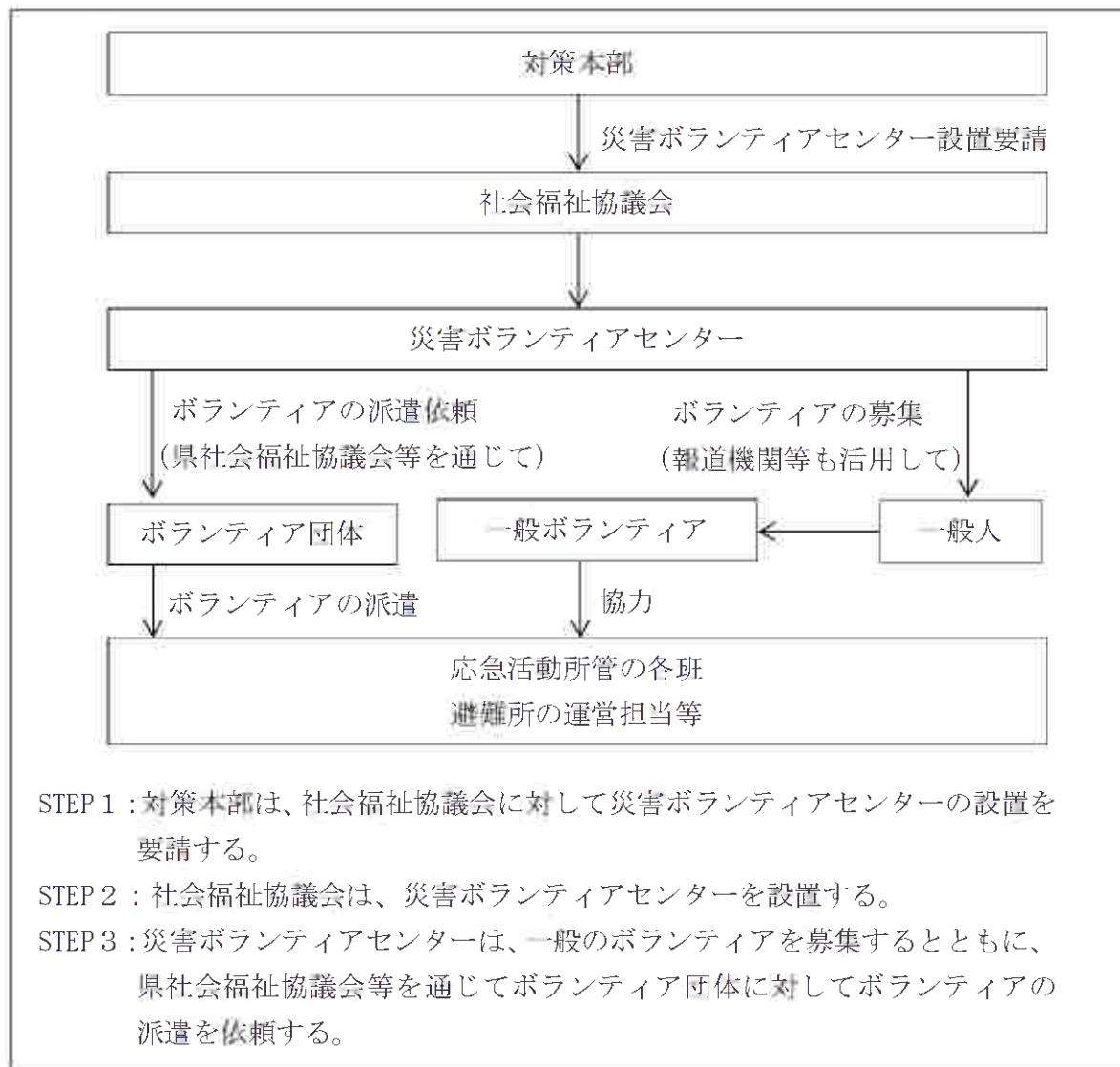
(2) 情報の提供

ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。又、災害時に対策本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体やボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第4項 災害ボランティア活動開始までの流れ

災害ボランティア活動開始までの流れは以下のとおりである。

〈災害ボランティア活動開始までの流れ〉



第5項 民間団体の活用

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、町長は民間団体に対し応援協力を求める。

1. 要請の対象団体

災害時において要請が可能な民間団体は以下のとおりである。

- (1) 自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 土木建築業者
- (4) 農業協同組合
- (5) 商工会
- (6) その他の団体

2. 応援の対象となる活動

民間団体に対する応援要請の対象となる活動は以下のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊出作業
- (2) 被災者に対する救出作業
- (3) 救助物資の輸送配給作業
- (4) 清掃防疫援助作業
- (5) 被害状況の通報連絡作業
- (6) 応急復旧作業現場における軽便な作業
- (7) その他必要とする作業

3. 要請時の明記事項

民間団体に対する応援要請時に、明記すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第2 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

第1項 防災気象情報の種類

1. 気象警報、注意報等^{*1*2*3*4*5*6}

(1) 気象警報、注意報等の種類

福岡管区気象台は、大雨等の気象現象によって災害が起こる可能性がある場合において、警報、注意報等を発令する。それぞれの定義及び発令される情報の種類は以下のとおりである。

(2) 気象警報、注意報等発令の地域細分

気象警報、注意報等の発令は市町村単位でなされる。

なお、テレビやラジオ等で警報、注意報等が放送される際には、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。町の該当する地域は「福岡地方」となっている。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

2. 水防警報等

(1) 水防警報

県は、国土交通大臣が指定したもの以外の河川（湖沼）で、洪水による被害を生ずるおそれがあると認めるものを水防警報河川に指定し、洪水のおそれが生じた場合には、洪水警報を発令する。

なお、県の指定する水防警報河川のうち、町に水防警報等の通知が行われる河川は宇美川（観測所名：片峰新橋（志免町））となっている。

(2) 特別警戒水位（はん濫危険水位）到達情報

県は、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位（はん濫危険水位）に達した場合にはその旨を関係機関に通知する。

※洪水特別警戒水位（はん濫危険水位）：警戒水位を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難指示を判断する際の目安の一つとなるもの。

*1 ● 資料 3.2.1.1 「注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準」

*2 ● 資料 3.2.1.2 「警報、注意報等の定義及び種類」

*3 ● 資料 3.2.1.3 「特別警報・警報・注意報の種類と概要」

*4 ● 資料 3.2.1.4 「福岡県の予報区域細分図」

*5 ● 資料 3.2.1.5 「気象庁震度階級関連開設表」

*6 ● 資料 3.2.1.6 「防災気象情報（注意報・警報・情報）伝達系統図」

3. 土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、又、住民が自主避難の判断等に役立てる目的とするもので、県及び気象台が共同で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

又、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

4. 火災気象通報

(1) 概要

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報する。

火災気象通報を行う場合の基準は次のどちらかを満たす場合である。

- ア 実効湿度が 60%以下かつ最小湿度が 40%以下となり最大風速が 7m/s をこえる見込みのとき
- イ 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき(降雨、降雪中は通報しないこともある)

(2) 火災警報の発令

町は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するため、火災警報を発令する。

火災警報の発令は、以下の場合に、消防法に基づいて行う。

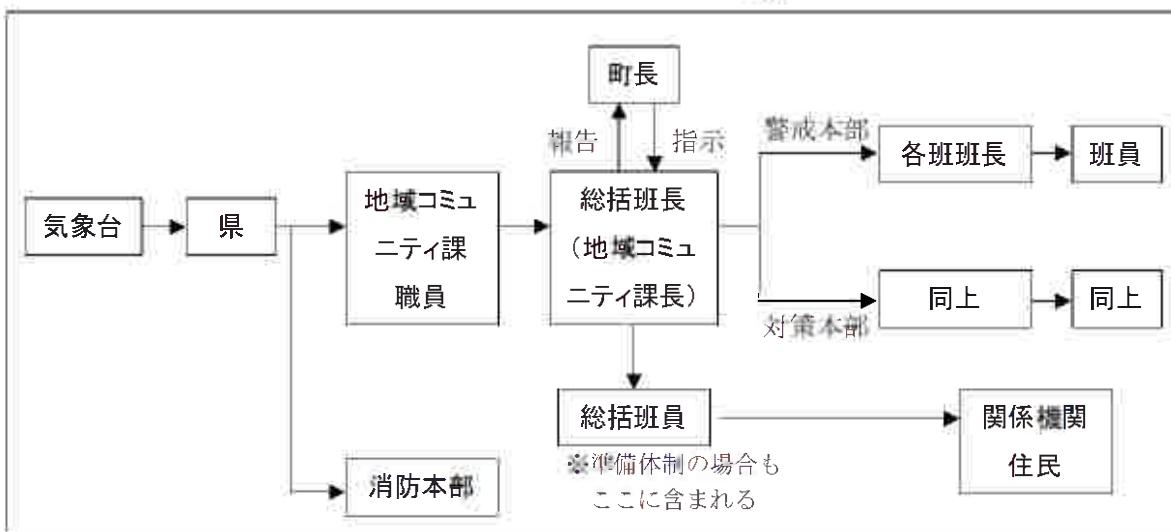
- ア 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき
- イ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

第2項 防災気象情報の伝達

1. 伝達系統

- 町は、以下の要領で防災気象情報の伝達を行う。
- (1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、知事から県防災行政無線で町（地域コミュニティ課）及び消防本部等に伝達される。
 - (2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに総括班長（地域コミュニティ課長）に報告する。総括班長は本部長（町長）の指示を受けるとともに、対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
 - (3) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
 - (4) 関係機関への連絡は、原則として電話、町防災行政無線にて行い、不必要的混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。^{*7}
 - (5) “総括班”は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、町防災行政無線又は広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

〈気象警報、注意報の伝達系統〉



2. 住民への周知方法

町は、防災気象情報の通知を受けたときは、避難指示等の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。又、関係住民に対して、当該防災気象情報の伝達を行うとともに、必要に応じて、予想される事態及びこれに対する取るべき措置も併せて伝達周知を行う。なお、警報等が解除され、危険がなくなったときにおいても、その旨を住民に周知するとともに関係者に通知する。

住民への一般的な周知方法は次頁に示すとおりである。

*7 ● 資料 3.2.1.7 「町防災行政無線」

＜住民への周知方法（例）＞

区分	方 法
直接的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（同報系）又はふくおかコミュニティ無線による同報的運用による通報 広報車の利用 水防計画等による警鐘の利用 電話・口頭による戸別通知 有線放送の利用 ヘリコプター等の利用
間接的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知 他機関を通じての通知

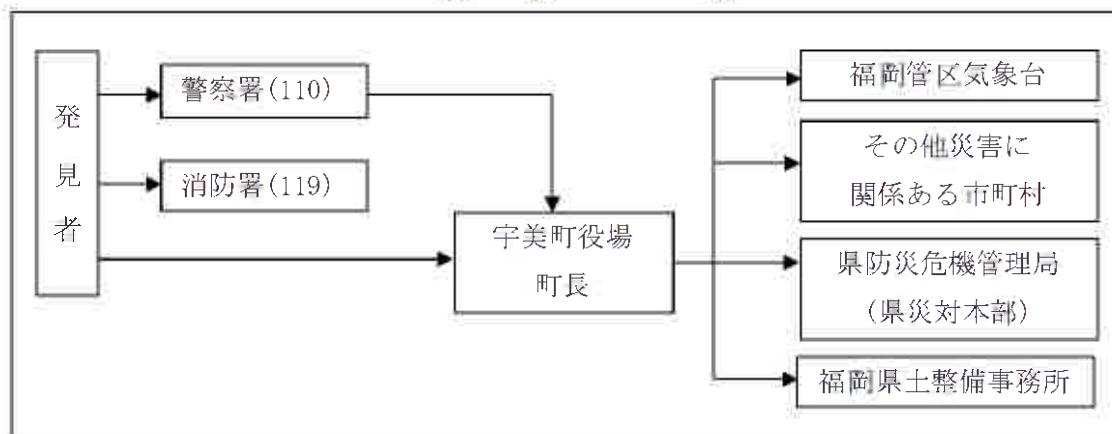
第3項 異常現象等の通報^{*8}

基本法第54条に基づく異常現象発見時の通報、伝達は、以下の要領で行う。

- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 異常な現象の通報を受けた町長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局、福岡県土整備事務所、農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。

※異常な現象：大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう、異常水位、地すべり等の自然現象のこと

＜異常現象発見者の通報系統図＞



*8 ● 資料 3.2.1.8 「通報先機関の電話番号一覧」

第2節 被害情報等の収集伝達

第1項 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

1. 被害状況調査等

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報とする。

2. 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- (1) 人的被害、家屋等の被害状況
- (2) 火災の発生状況
- (3) 土砂災害等の発生状況
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 救出・医療救護関係情報
- (6) 交通機関の運行・道路の状況
- (7) ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- (8) その他必要な被害報告

第2項 被害情報の収集・集約

1. 情報総括責任者（総括班）への被害情報の集約

(1) 情報収集体制

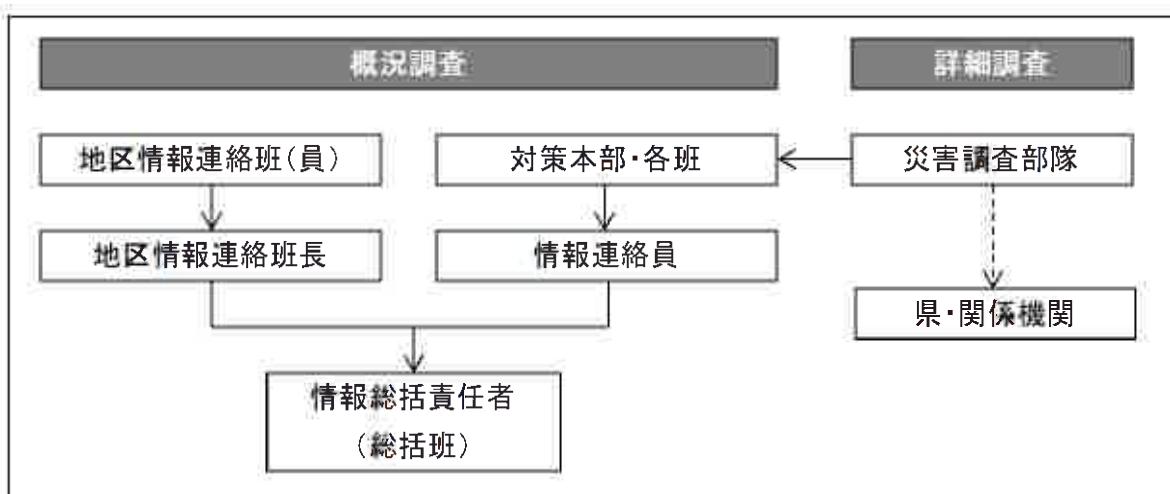
被害状況に関する情報収集体制は以下のとおりとする。

区分	概要
情報総括責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 総括班が情報総括責任者となる。・ 総括責任者は、情報連絡員及び地区情報連絡班から集まる被害情報を集約する。
情報連絡員	<ul style="list-style-type: none">・ 各班に情報連絡員を1名以上配置する。・ 情報連絡員は班長を補佐し、各班に集まる被害情報を集約して総括班に報告する。

区分	概要
地区情報連絡班長	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会に1名以上の地区情報連絡員で構成される地区情報連絡班を設置する。 小中学校等の避難所に職員がいる場合は職員が班長となり、職員が不在の場合は各自治会長が副班長となる。 地区情報連絡班は、地元の消防団、自治会長等と連携して、被害状況の収集を行う。 地区情報連絡班長は、班内で集められた被害情報を集約し、総括班に報告する。
災害調査部隊	<ul style="list-style-type: none"> 各班は、専門技術員、関係職員等からなる災害調査部隊を編成する。 災害調査部隊は、所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設等）の被害状況を調査する。

(2) 情報総括責任者（総括班）への情報集約の流れ

情報総括責任者（総括班）への情報集約の流れは次のとおりである。



第3項 被害状況の調査要領

1. 被害状況の調査項目

被害状況の調査項目は次のとおりとする。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時・場所又は地域
- (3) 被害の状況^{*1}
- (4) とられている対策
- (5) 今後の見込み及び必要とする救助の種類

*1 ● 資料 3.2.2.1 「被害状況等の調査・報告事項」

2. 被害認定基準

被害状況調査に当たっては、救助法適用の「被害認定基準」^{*2}に基づき判定を行う。

3. 被害状況調査における留意事項

被害状況調査における留意事項は以下のとおりである。

- (1) “総括班”において、被害の程度及び状況が分かるよう、又、被害の報告、広報写真として役立つような写真の撮影を行う。
- (2) 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「地区情報連絡班」を設置し、地元の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集を行う。
- (3) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し連報する。
- (4) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (5) 被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第4項 被害情報の報告

1. 被害情報の報告手順

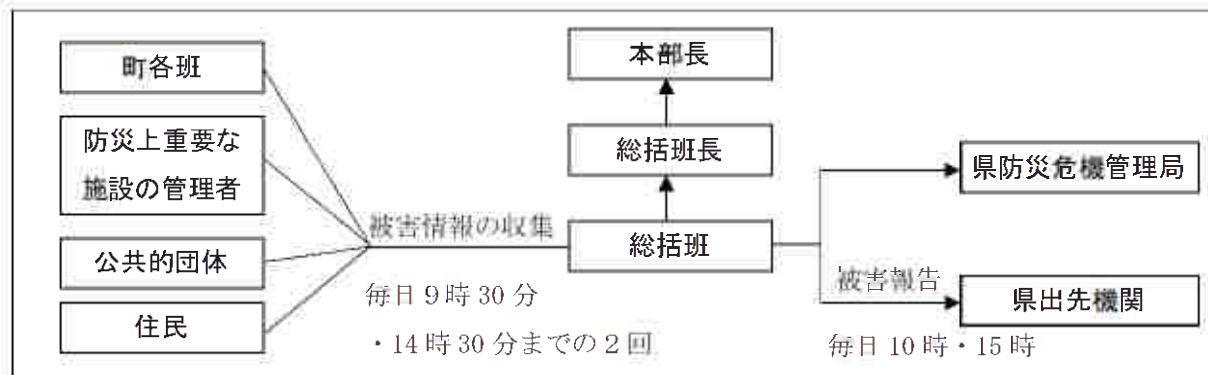
各班が収集した情報は、以下の要領で集約及び報告を行う。

- (1) 地区情報連絡班長及び情報連絡員は、収集した情報をとりまとめ、毎日9時30分と14時30分までの2回、総括班に報告する
- (2) 総括班は、最終的な被害情報を総括表にまとめ、毎日10時、15時に県に報告する

2. 被害情報の伝達系統

被害情報の伝達系統は以下のとおりである。

＜被害情報伝達系統図＞



*2 ●資料3.1.6.1 「被害認定基準」

3. 県への被害情報の報告要領^{*3}

(1) 報告の区分と概要

町は、基本法第53条第1項に基づき、災害発生後速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告するとともに、以後、時間の経過に応じ所定の報告を行う。報告の区分及び概要を以下に示す。

＜報告の区分・概要＞

区分	責任者	概要
即報	町長 総括班長	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合、直ちに災害概況即報（様式第1号）を県防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出する。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間（10時・15時）までに報告する。
詳報	町長 総括班長	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に様式第2号又は第3号にて報告する。
確定報告	町長 総括班長 各部門別担当班長	応急対策を終了したとき、又は対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。

(2) 報告先^{*4}

内容別の報告先は資料編に示す。

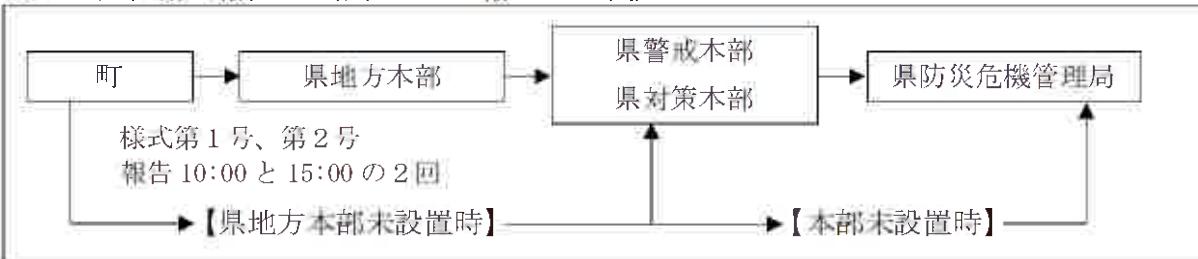
なお、県に被害状況等の報告ができない場合には、内閣総理大臣及び消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、町から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行う。

又、緊急の場合には、災害即報等の所定の様式によらず、直接電話等により防災関係機関へ連絡を行い、以後遅滞なく所定の様式にて行う。

*3 ● 資料3.2.2.2「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

*4 ● 資料3.2.2.3「内容別の報告先」

※1 災害概況報告及び被害状況即報の伝達系統



※2 被害状況確定報告の伝達系統



第5項 通信計画

1. 通信の非常疎通措置

(1) 町の行う措置

災害発生直後には、通信の確保のため以下の事項を行う。

- ア 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- イ 必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行い、そのための要員・資機材を確保する。
- ウ 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。
- エ 救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(2) 西日本電信電話㈱の行う措置

1) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話㈱は、次の措置により迅速且つ適切に通信幅轍の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、ネットワーク回線網による疎通確保を図る。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速且つ適切に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

2) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」

による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話㈱において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言一録音一再生を行う仕組みとなっている。

2. 非常時の使用通信手段

町が災害時に利用する通信手段は以下のとおりである。このうち、被災による不通のおそれがない防災行政無線を積極的に活用する。

＜災害時に利用できる通信手段＞

- ・防災行政無線
- ・非常電話、非常電報
- ・他の機関の専用通信施設
- ・非常無線
- ・アマチュア無線
- ・電子メール
- ・消防、水防無線
- ・携帯電話

(1) 防災行政無線^{*5}

町の防災行政無線局は資料編に示す。

(2) 公衆電気通信施設（非常電話、電報）

災害時において加入電話が混雑し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

◆災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、こうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

*5 ● 資料 3.2.1.7 「町防災行政無線」

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

1) 要請先機関

通信施設が優先利(使)用できる主な機関名は次のとおりである。

＜通信施設利(使)用の要請先機関＞

利(使)用できる者	通信設備設置機関	申込窓口
町長	県警察本部	柏屋警察署
水防団長、消防団長	国土交通省九州地方整備局	福岡維持出張所
消防機関の長	JR九州本局	香椎駅等
	九州電力株式会社	営業所

2) 要請方法

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類の提出又は口頭により申し込む。

ア 利(使)用しようとする理由

イ 通信の内容

ウ 発信者及び受信者

(4) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法(昭和52年法律第131号)第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。

1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。利用可能な通信内容は以下のとおりである。

ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの

イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

エ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの

オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

2) 非常無線通信の依頼先

福岡地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可。）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア 宛先の住所、氏名（職名）、及びわかれば電話番号
- イ 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、又余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

（5）アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

（6）電子メール等の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

3. 非常災害時における通話料の免除取扱い

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、西日本電信電話㈱が指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報、又は救いを求める内容とする電報であって、西日本電信電話㈱が定める条件に適合するもの。

4. 航空機との交信方法^{*6}

地上と陸上自衛隊航空機との交信方法は資料編に示す。

*6 ● 資料 3.2.2.4 「航空機との交信方法」

第3節 災害広報・広聴

第1項 災害広報の実施

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。広報の実施については、“総括班”を主管として行う。

1. 住民への広報

住民への広報は、避難の緊急性度、危険性、広報優先地域等を見極めたうえで広報内容や方法を検討して行う。

(1) 広報手段

広報手段は、以下の方法から適切な手段を選択して行う。

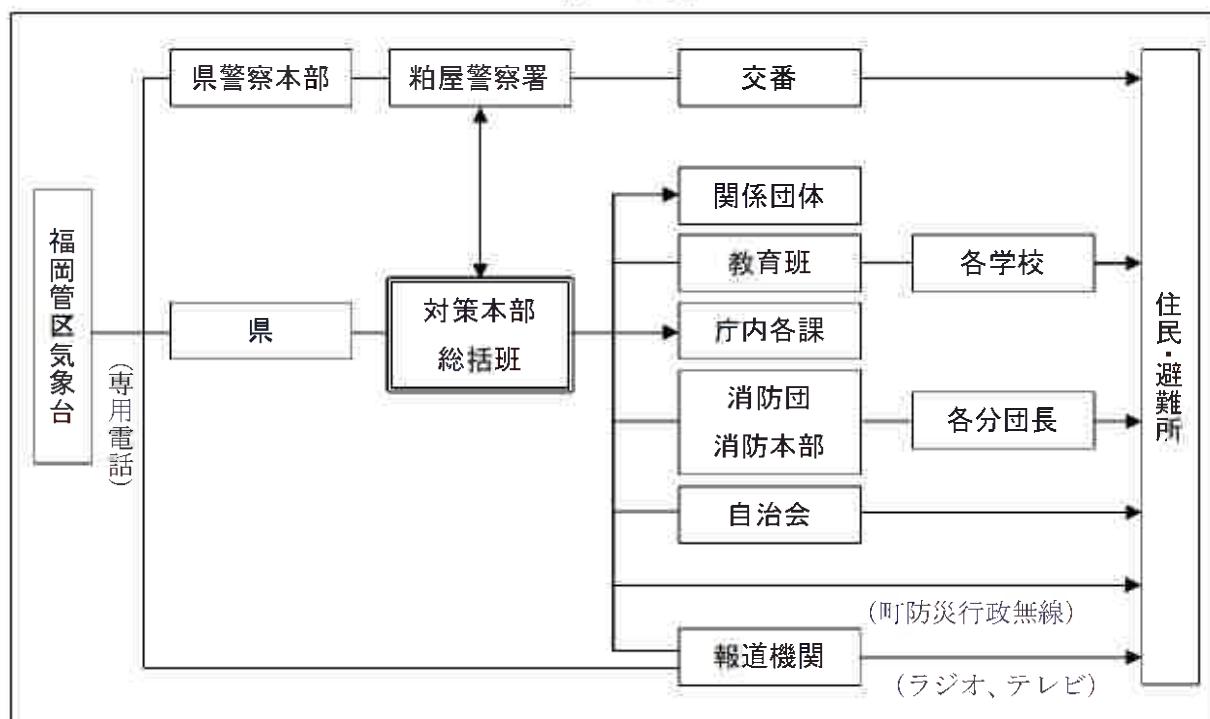
なお、広報手段の選択に当たっては、要配慮者や避難所、避難場所にいる被災者にも適切な情報提供がなされるよう、情報を提供する際に活用する媒体にも配慮する。

- ア 同報系通信による地域広報
- イ 報道機関による広域広報
- ウ 民間のウェブサイトによる広報
- エ 広報車による現場広報
- オ 自主防災組織等における個別広報
- カ 避難所・避難場所等における派遣広報
- キ 広報紙の掲示・配布等における広報

(2) 広報伝達経路

住民への広報伝達経路を以下に示す。

〈広報伝達経路〉



(3) 広報内容

住民に対する広報内容は以下のとおりである。なお、これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

- ア 対策本部の設置・廃止（年月日時分）
- イ 気象予報・警報の状況
- ウ 二次災害危険の見通し
- エ 被災状況と応急措置の状況
- オ 避難の必要性の有無
- カ 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
- キ 生活関連施設（電気、水道、下水道、鉄道、道路等）の被害と復旧の見込み
- ク 医療機関の状況
- ケ 流言飛語の防止に関する情報
- コ 災害時の風評による人権侵害を防止するための情報
- サ 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- シ 安否情報に関すること
- ス 物価の安定等に関すること
- セ 被災者支援に関する情報
 - ・防疫活動の実施状況
 - ・食料、生活必需品の供給状況
 - ・避難所の設置に関するこ
 - ・応急仮設住宅の供与に関するこ
 - ・炊き出しその他による食品の供与に関するこ
 - ・飲料水の供給に関するこ
 - ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関するこ
- ソ その他住民のとるべき行動や心がまえ
 - ・火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - ・電話、交通機関等の利用制約
 - ・食料、生活必需品の確保
 - ・ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
 - ・上水道の飲用注意
 - ・公共下水道の使用注意

2. 放送機関に対する放送要請

(1) 災害時における放送要請^{*1}

町は、放送局を利用することが適切と考えるときは、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

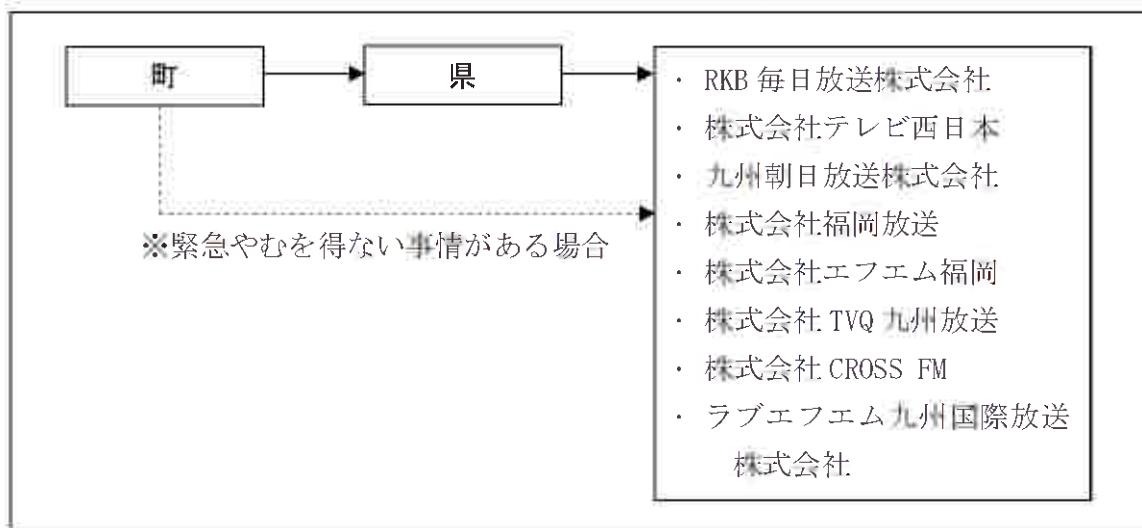
*1 ● 資料 3.2.3.1 「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」

1) 要請先

放送の要請は、県に対して行う。ただし、やむを得ない場合には直接放送局に対して行うことができる。

対象となる放送局は以下のとおりである。

<災害時における放送要請の依頼先>



2) 要請方法

放送の要請は、以下の事項を明らかにし、文書又は緊急やむを得ない場合においては口頭により行う。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 放送希望日時
- エ その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請^{*2}

町長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、NHK 福岡放送局に対して、基本法第 57 条に基づき無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

1) 要請要件

当該要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合に行うことができる。

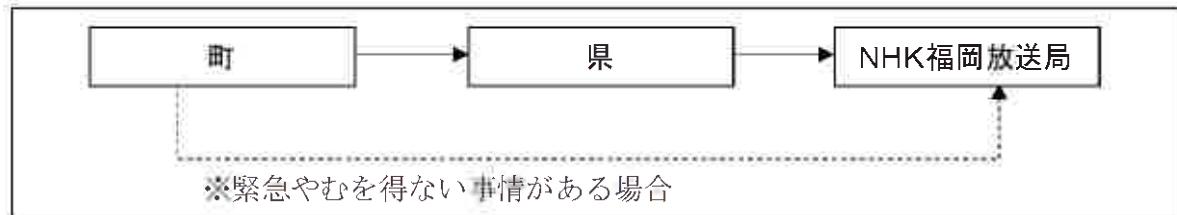
- ア 事態が迫り、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。
- イ 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

*2 ● 資料 3.2.3.2 「緊急警報放送に関する確認」

2) 要請方法^{*3}

要請は、別紙様式により、原則県を通じて行う。ただし、緊急やむをえない場合にはNHK福岡放送局に直接要請することができる。

＜緊急警報放送の要請先＞



(3) 広報内容

放送機関を通じて行う広報の内容は以下のとおりである。

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 被害の状況
- エ 応急対策実施状況
- オ 住民に対する避難指示の状況
- カ 住民及び被災者に対する協力・注意事項

3. 報道機関への対応

町は、報道機関への情報提供のため必要に応じて記者発表を行い、そのために必要な準備を行う。又、報道機関に対して避難所等におけるプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

*3 ● 資料 3.2.3.3 「緊急警報放送要請の連絡先」

第2項 住民等からの問い合わせに対する対応

1. 災害相談窓口の設置

“福祉・環境班”は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、町役場内に各班により編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

＜相談内容の例＞

- ・行方不明の受付
- ・安否情報の照会
- ・罹災証明
- ・税の減免
- ・仮設住宅への入居申請
- ・住宅応急修理
- ・医療相談
- ・生活相談等
- ・災害によって生じる法律問題

2. 安否情報の問い合わせへの回答

(1) 安否情報の照会方法

安否情報の照会を行う者は、以下の事項を明らかにするとともに、これらの事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類を提示、又は提出する。

なお、町は、照会者が遠隔に居住する等の事情により上述の方法によることができない場合は、適切な方法をとる。

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

(2) 安否情報の提供^{*4}

町は、資料編に示す区分に応じて安否情報を提供する。なお、被災者が提供を行うことに同意をしている場合であって、公益上特に必要があると認めるとときには、当該区分にかかわらず提供を行う。

ただし、上記にかかわらず、当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、又は当該照会により知ることができた情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。このほか、住民からの安否情報の照会に回答するときは、当該被災者又は第三者の権利利益を害することのないよう配慮する。

*4 ● 資料 3.2.3.4 「安否情報の提供区分」

(3) 安否情報の提供のための情報の収集

町は、安否情報の照会への回答を適切に行い、又、当該回答の適切な実施に備えるため、県その他の関係機関に対して必要な情報の提供を求める。

第4節 避難対策の実施

第1項 指定避難所及び指定緊急避難場所

1. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定^{*1*2}

町は、住民の避難のため、災害による生命等の危機が迫っているときに、一時的に避難するための「指定緊急避難場所」及び災害による生命等の危機が去った後、自宅が被災した被災者等が一定期間生活する場としての「指定避難所」をそれぞれ指定している。

指定避難所及び指定緊急避難場所の一覧は資料編に示すとおりである。

2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の使用

指定避難所及び指定緊急避難場所の使用に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 避難をする場合には、原則、居住地近辺の主たる避難所に避難する。ただし、大規模な災害で避難人員が多い場合や、避難所として不適当になった場合には、さらに近辺の安全な公共的施設等の避難所へ誘導して適宜使用する。
- (2) 避難路は、通学路を中心に現地の状況に応じて適宜決定する。
- (3) 野外架設はなるべく避け、既存建物を利用する場合には被災の程度、炊き出し、その他の条件を判断し、避難所として適切なものから順次、開設する。

3. 収容対象者

指定避難所等の収容対象者は以下の者である。

- (1) 災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- (2) 避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

4. 開設期間

開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第2項 避難準備情報、避難指示の発令

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が迫っている場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

又、町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報等の伝達を行う。

*1 資料 2.3.8.1 「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

*2 資料 2.3.8.2 「指定避難所・指定緊急避難場所位置図」

1. 避難の指示権を有する者^{*3}

避難の指示権を有する者は資料編に示す。

2. 避難準備情報、指示の発令基準^{*4}

町は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備情報、避難指示を発令する。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて、指定行政機関等の長及び県に対し助言を求める。発令基準は、資料編に示す。

第3項 避難指示等の伝達

町長は、避難のための立退きが円滑に行われるよう、あらかじめ定められた方法に従い、避難場所、避難経路等の必要な事項について、迅速かつ的確に住民に伝達を行う。

1. 伝達事項

避難指示等の発令時には、以下の事項を伝達する。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別
- (2) 発令者
- (3) 差し迫っている具体的な危険予想
- (4) 避難対象地区名
- (5) 避難日時、避難先及び避難経路
- (6) 避難指示の理由
- (7) 避難に当たっての以下の注意事項
 - ・出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）及び戸締りを行うこと
 - ・会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずること
 - ・携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意すること。
 - ・必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯すること

2. 伝達の方法

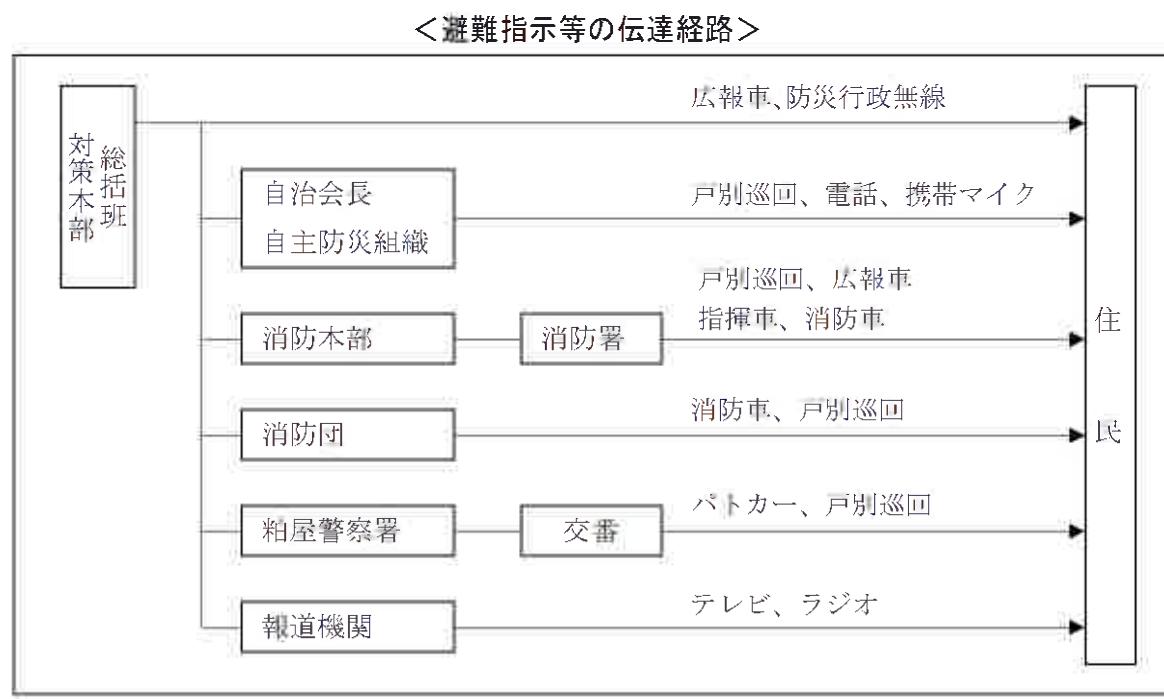
避難指示等の住民への伝達は、“総括班”が関係機関と連携して行う。伝達は、以下の方法、経路で行う。

- (1) 防災行政無線による伝達・周知
- (2) 広報車、サイレン等による伝達・周知
- (3) 電話等による伝達・周知
- (4) 戸別巡回、伝達網による伝達
- (5) 報道機関を通じた伝達・周知

*3 資料 3.2.4.1 「避難の指示権者及び時期」

*4 資料 3.2.4.2 「避難準備情報、指示の発令基準」

(6) 民間の事業者が運営するウェブサイトを介した伝達・周知（町が依頼する）



3. 避難実施責任者、避難誘導員による伝達

町は、避難指示等の伝達が円滑に進むよう、地域における避難実施責任者又は避難誘導員による伝達活動を支援する。避難実施責任者及び避難誘導員は、町長が各地域の実情に応じて防災に精通した者を選任する。

4. 危険回避のための避難

遠距離等の理由により避難が困難となることが予想される場合は、早い段階で浸水想定区域内であっても堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある避難所（木造建物を除く。）への避難を促す。

第4項 避難誘導及び移送

1. 住民が行う避難準備

(1) 避難準備

住民は、高齢者等避難等が発令された場合において、以下の避難準備を行う。

- ア 火気及び危険物の始末、戸締りを完全にする。
- イ 家屋の補強及び家財の整理をする。
- ウ 携行品を準備する。
- エ 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようになる。

(2) 携行品

住民の携行品は以下のとおりである。

- ア 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ
- イ 下着1～2着
- ウ 食料2～3食分
- エ 1.5m程度の竹又は棒
- オ ロープ又は帶、紐
- カ 貴重品、印鑑

2. 指定緊急避難場所の解錠

指定緊急避難場所のうち、学校、公民館等の施設への避難が行われる場合であって、避難者の受入れのために施設の解錠が必要なときは、あらかじめ選任した解錠責任者により解錠を行う。

3. 避難誘導

避難指示等が出され、避難の必要があるときには、住民はあらかじめ確認した最寄りの指定緊急避難場所へ避難する。この場合において、“総括班”、消防団及び避難誘導員は、警察等関係機関の協力のもと、住民の安全、円滑な避難のための避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の順位

避難誘導に当たっては、要配慮者を早めに避難させ、次いで、防災活動従事者以外の住民、防災活動従事者の順に行う。

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導時の留意事項は以下のとおりである。

- ア 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性について、避難者に周知する。
- イ 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。
- ウ 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難指示を行う。
- エ 指示に従わない者についても、以下の事項を重点的に伝え、できる限り説得をする。
 - ・ 「ここにいては危険である！」
 - ・ 「家財等の警備体制は十分である！」
- オ 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、町が車両、舟艇等により避難させる。
- カ 必要によってはロープや紐等で身体をつなぐ。

4. 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、指定緊急避難場所が使用できない場合、あるいは指定緊急避難場所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

第5項 警戒区域の設定

町及び関係機関は、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずる。警戒区域の設定に当たっては、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び県に対し助言を求める。

警戒区域の設定権者は以下のとおりである。

＜警戒区域の設定権者＞

設定権者	代位者※	災害の種類	内容・要件	根拠法
町長	警察官 自衛官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	基本法第63条
消防長又は消防署長	警察署長	火災	事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	警察官	水害を除く災害全般	災害現場において、活動確保を主目的に設定するとき	消防法第28条及び第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	警察官	洪水	水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定するとき	水防法第21条

※代位者による警戒区域の設定は、第1位の設定権者が現場に不在の場合や、設定権者より要求があったときに行う

第6項 指定避難所の開設・運営

1. 指定避難所の開設

町は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所の開設を行う。避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

避難所の開設は、対策本部の指揮の下、“福祉・経済班、教育班”により、消防署及び警察署等と十分な連絡を図りながら行う。

2. 応援の要請

町長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

3. 指定避難所以外の施設の利用

(1) 施設が利用できない場合等の措置

施設の被災により避難所としての使用ができない場合や、被災地域が広域にわたるために被災者を収容することができない場合には、以下の措置を講ずる。

- ア 被災等により指定避難所が使用できない場合には、管理者の同意を得て旅館やホテルを借り上げ、避難所として利用することを検討する
- イ 上記の場合において、野外に仮設テント等を設置し、又は天幕を借り上げて設営することも検討する
- ウ 被害が激甚なため、町内での被災者の収容が困難な場合には、広域一時滞在の要請を行う（第7節 第4項「広域一時滞在計画」参照）

(2) 避難所等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合であって、避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間において町長が設置する避難所については、消防法第17条の消防用設備等の設置等に関する規定は適用されない。ただし、町は、上記規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

4. 避難所の開設に係る周知及び報告

町長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、以下の事項を知事に報告する。又、災害の状況により避難所を変更した場合においても同様とする。

- ア 避難発令の理由
- イ 避難対象地域
- ウ 避難所開設の日時、場所、施設名
- エ 収容状況及び収容人員
- オ 開設期間の見込み（救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

5. 避難者の受入れ

(1) 避難者の誘導

避難所の開設を行う者は、避難者の受入れスペースを指定し、避難者を誘導する。

(2) 避難者名簿の作成

各避難所の責任者は、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むよう、避難者の名簿を作成し人員を把握する。

6. 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、避難者の状況把握に努める。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(1) 登録事項

被災状況登録窓口における登録事項は以下のとおりである。

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 要配慮者の状況
- キ その他、必要とする項目

(2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

(3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

(4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、対策本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(5) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

7. 避難所の運営

避難所の運営は、住民及びボランティアの自主性を尊重して行い、町はこれに協力する。

(1) 運営体制の整備

避難所の運営のため、管理責任者を選任する等、運営体制を整備する。なお、管理責任者は、町職員、学校長、各自治会長とする。

管理責任者は、おむね次の業務を行う。

- ア 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
- イ 要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- ウ 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に対策本部と連絡を行う。又、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

(2) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- ア 避難者に必要な食料、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- イ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。

〈備品、設備の例〉

- ・ 豊、マット、カーペット
- ・ 間仕切り用パーティション
- ・ 冷暖房機器
- ・ 仮設風呂・シャワー
- ・ 洗濯機・乾燥機
- ・ 仮設トイレ
- ・ その他必要な設備・備品

ウ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量確保に努める。

エ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。

オ 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

8. 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

町は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

9. 応援協力関係

町長は、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

又、町長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第7項 要配慮者等を考慮した避難対策

1. 避難行動における対策

(1) 要配慮者関連施設における避難対策

要配慮者関連施設においては、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防団や近隣住民、自主防災組織等と協力して避難措置を行う。

要配慮者関連施設には以下のものがある。

<要配慮者関連施設>

名称	根拠法
児童福祉施設	・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設
老人福祉施設	・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設
身体障害者社会参加支援施設	・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する施設
障害者支援施設	・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条に規定する施設精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）に規定する施設 ・障害者総合支援法（平成18年法律第123号）第5条に規定する施設
病院、診療所、介護老人保健施設	・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する施設
特別支援学校、幼稚園	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第3章・同第8章に規定する施設
保護施設	・生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する施設

(2) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者への避難支援は、避難行動要支援者名簿及び事前に打ち合わせた個別計画を活用して行う。（第2章 第11節「要配慮者対策計画」参照）

又、名簿情報の提供に不同意であった者についても、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難支援の必要が高まった状況においては、町は関係者へ名

簿情報を提供し、避難支援を実施する。この場合において、名簿情報の提供を受けた者はこれにより知ることができた情報を漏らしてはならず、又、町は情報漏えい防止のため必要な措置を講ずる。

なお、避難行動要支援者名簿の作成が十分でない場合においては、在宅サービス利用者名簿等既存の要配慮者に関する情報を活用して、避難支援を行う。

2. 安否確認の実施

町及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用して速やかに避難支援が行われなかつた避難行動要支援者等の安否確認を行う。又、避難行動要支援者に該当しない者であつても、必要に応じて、地域の高齢者や障がい者等の安否確認を併せて行う。

3. 避難所における対策

町及び関係機関は、避難所における要配慮者の支援のため、以下の事項を行う。

- (1) 町は、民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を隨時提供する。
- (2) 食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。
- (3) 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- (4) 車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。
- (5) 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (6) 民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。
- (7) 被災地に隣接する社会福祉施設においては、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

4. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請

町に災害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に対する災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣要請を行う。

5. 外国人に係る対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

(2) 情報の提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食料・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

第5節 水防対策の実施

第1項 水防に関する方針及び水防団体の役割

1. 方針

洪水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）第25条に基づき、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制を確立し、水防活動を行う。

2. 水防管理団体の役割

町は、水防管理団体として、水防管理者たる町長の統轄の下に水防に関する一切の業務を処理し、町の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

又、水防管理団体は、水防事務を処理するため水防団を置く。なお、水防団は、消防団が兼務する。

第2項 町の水防体制

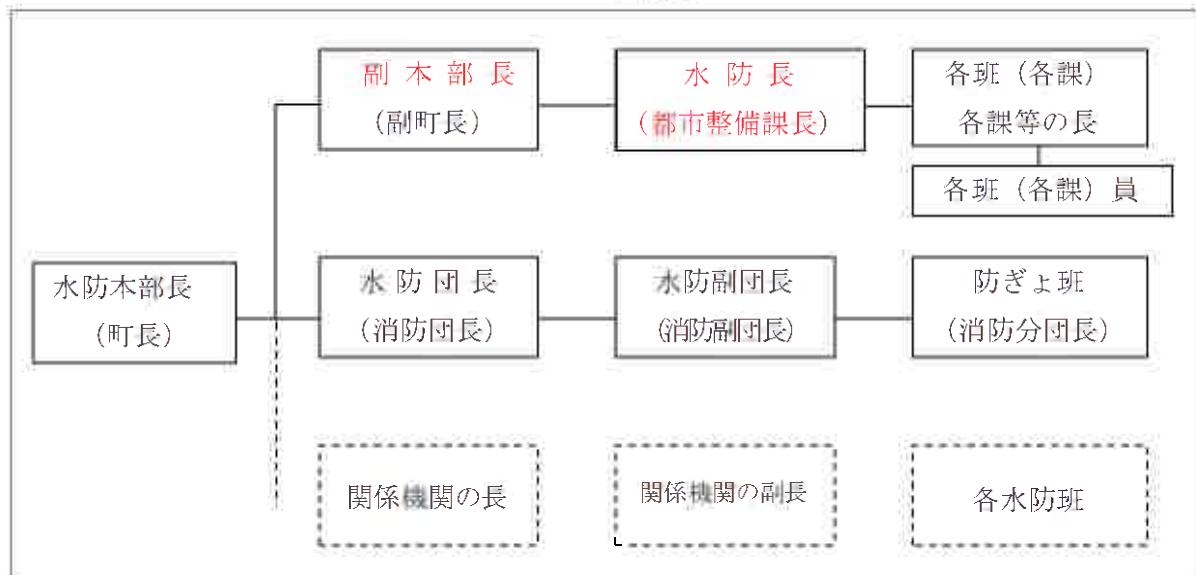
1. 水防本部

気象台より洪水注意報が発表されたとき、又は水防法第16条に基づく水防警報が発表された場合等、洪水の発生が予想されたときから、洪水の危険がなくなるまでの間、町役場内に「町水防警戒本部」、「町水防本部」を設置する。ただし、町災対本部が設置されたときは、これに移行する。

(1) 水防本部の編成

庁舎内に水防本部をおき、その編成は次のとおりとする。

<水防組織図>



(2)各班の編成及び動員

各班の編成及び動員は、第2章2節「動員配備計画」の動員配備に準ずる。

(3)各班の任務

水防本部における各班の任務は、第2章1節における対策本部の分掌事務に準ずる。

(4)配備体制

町長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うとともに事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑、万全を期する。その他、配備体制は対策本部に準ずる。

(5)解除若しくは移行

町災対本部の設置に至らない状態となり時間の経過とともに終息すると認めた場合には、水防本部体制を解除する。

又、避難指示の発令を必要と認めるとき、若しくは水防本部体制での対応が困難になった場合は、対策本部に移行する。

2. 通信連絡体制

(1)町内の連絡体制

非常時における通信連絡は、水防本部の組織図に従って電話施設及び電報により行うものとし、連絡に当たっては確実を期するため、送受信者氏名、時刻、内容等の主要な事項を記録しておく。

(2)他の関係機関との連絡体制

町長は、常に福岡県土整備事務所及び隣接の他の管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定めた連絡方法により緊密な連絡をとる。

第3項 水防活動

1. 雨量・水位計の監視

(1)雨量・水位計の監視及び報告

町は、町内に設置した雨量計及び水位計の数値を監視し、必要に応じて、以下の収集したデータを関係機関に報告する。(第2章 第7節「防災施設、資機材等整備計画」参照)

- ア 1日の雨量(午前9時～翌日の午前9時)
- イ 最大時間雨量(何日、何時何分～何時何分)
- ウ 連続雨量

(2) 水位、雨量の通報基準

水防地方本部（福岡県土整備事務所）への水位、雨量の通報基準は以下のとおりである。

＜水位、雨量の通報基準＞

区分	担当課	水防地方本部（福岡県土整備事務所）への通報基準
雨量		雨量の通報は、総雨量が 50 mmに達したとき、その後毎時ごとに観測値を通報する。
水位	地域コミュニティ課	水位の通報は、
	都市整備課	①水防団待機水位を超えてから、通報水位が下がるまで毎時観測し、通報する。
	環境課	②はん濫注意水位、はん濫危険水位を超えたときは直ちに、通報する。

2. 河川の監視及び警戒

町長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、警戒巡回員を派遣して水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させる。

(1) 常時監視

河川、堤防等について、巡回し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

“関係各班及び消防団”は、水防本部が設置されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、堤防等特に重要な箇所を中心として巡回する。その際、特に以下の箇所に着目して点検を行うこととし、水防上の危険があると認られたときは福岡県土整備事務所に連絡して必要な指示を受ける。

又、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させる。

- ア 裏法の漏水又は水による亀裂及び掛け崩れ
- イ 天端の亀裂又は沈下
- ウ 堤防の越水
- エ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じてパトロール及び事前規制等の必要措置を行う。

3. 水防警報の発令及び伝達

(1) 発令基準¹

片峰新橋（宇美川）観測所における水位が以下の基準に達したときには、県より水防警報が発令される。

水防警報の発令基準は資料編に示すとおりである。

(2) 水防信号²

水防法第20条第1項の規定により県が行う水防信号に準拠する。

(3) 警報等の伝達

町は、気象台又は県より気象警報に関する通報を受理した場合、雨量が通報基準に達した場合は、直ちに、関係者へ連絡する。

4. 水防団の出動

次に示す基準及びあらかじめ定められた計画に従って、水防団に出動準備又は出動の指命を行う。

＜水防団の出動準備・出動基準＞

区分	基 準
出動準備	ア 河川の水位が上昇し出動の必要が予想されるとき イ 豪雨により破堤、漏水、崖くずれ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき
出 動	ア 河川水位がはん濫危険水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び堤防、ため池、用排水路に危険のおそれがあるとき イ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき

5. 住民の安全確保

(1) 警報等の周知

通報が台風又は豪雨の予報にして一般に対する警報を発令する必要があると認めたときは、町は、広報車その他通信施設を利用して、速やかに住民へ周知する。

特に、危険河川区域、危険地域に対しては迅速に行う。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しく危険が迫していると認められるときは、現地の状況に応じ現場指揮者に適切な指示を行うとともに、町長は必要と認める区域の居住者に対し、広報、その他 の方法により、立退き又はその準備を指示し、この旨を、直ちに関係方面に通報する。

現場指揮者は、水防管理者から指令を受けたら速やかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導させ、避難が完了したとき直ちに連絡する。

*1 資料 3.2.5.1 「水防警報の発令基準」

*2 資料 3.2.5.2 「水防信号」

(3)警戒区域の設定

水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

6. 堤、水門等の措置

町は、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて、堤、水門等に関して必要な措置を行う。

7. 堤防の決壊に関する措置^{*3}

(1)決壊の防止

町長は、水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止する。町の水防資機材の保有状況は資料編に示す。

(2)決壊時の措置

堤防、その他施設が決壊したときは、直ちに、その旨を県土整備事務所及び氾濫する方向の管理団体等に報告し、決壊箇所については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

8. 応援要請

(1)警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

(2)隣接水防管理団体等の応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体、市町村又は消防署長に対して、水防作業員及び必要な応援を求める。

この場合、応援のため派遣された者は、所要の機具、資材を携行し、応援を求めた者の所轄の下に行動する。このため、利害を共通する隣接の管理者と洪水防ぎよについて、あらかじめ相互応援、費用の負担等について協定しておく。

(3)県土整備事務所への指導派遣の要請

町長は、必要があると認めるときは、県土整備事務所長に指導のための所員の派遣を要請する。

(4)地元住民の応援

水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者、又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。水防作業に従事させる場合は、次の事項に注意する。

- ア 水防作業出動者はおおむね満20才以上50才未満の強健な者であること
- イ 水防活動には危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させる
- ウ 水防活動には適当に班を編成し、水防機関において統率し臨機の措置を講ずる

*3 ● 資料3.2.5.1 「町の保有する水防資機材」

9. 水防活動の終了

(1) 警報の解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は連絡を受理した場合、住民に周知するとともに、関係者にその旨通報する。

(2) 水防報告と水防記録

各分団長は、水防活動終了後、水防本部長に報告しなければならない。

第6節 消防活動

第1項 消防活動体制

1. 消防職員、団員の招集

消防職員、団員の招集は、必要に応じて別に定める「非常招集規程」等に基づき行う。

- (1) 消防職員にあっては、消防長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあっては、消防団長が各分団長を通じて行う。

2. 情報伝達体制

町は、火災時には以下の事項を行い、情報の伝達に努める。

- (1) 災害発生後の消防職員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。

3. 消防隊の出動

消防隊の出動は、「消防隊出動計画」等に基づき行い、効果的な運用を図る。

なお、消火活動においては、消防力と火災の規模等を勘案のうえ、以下に基づき、必要な活動を行う。

＜消防活動内容の基準＞

状況	◆消防力が優勢の場合	◆多発火災時等消防力が劣勢の場合
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">消防力</div> > <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 10px;">火災</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">消防力</div> < <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">火災A</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">火災B</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">火災C</div> </div> </div>
消防活動方針	ア. 一挙鎮圧	ア. 優先順位による消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ①木造密集地域 ②焼け止まり・延焼遮断の有無 ③道路狭小、進入困難地域 ④自然水利の効果的利用が困難な地域 イ. 避難者の安全確保 ウ. 現場の広報活動

4. 関係機関との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

又、福岡都市圏市町村消防相互応援協定及び福岡県消防相互応援協定等に基づき、他市町と協力して消防活動にあたる。

5. 住民等の役割

住民、自主防災組織、自衛消防隊の役割は以下のとおりである。

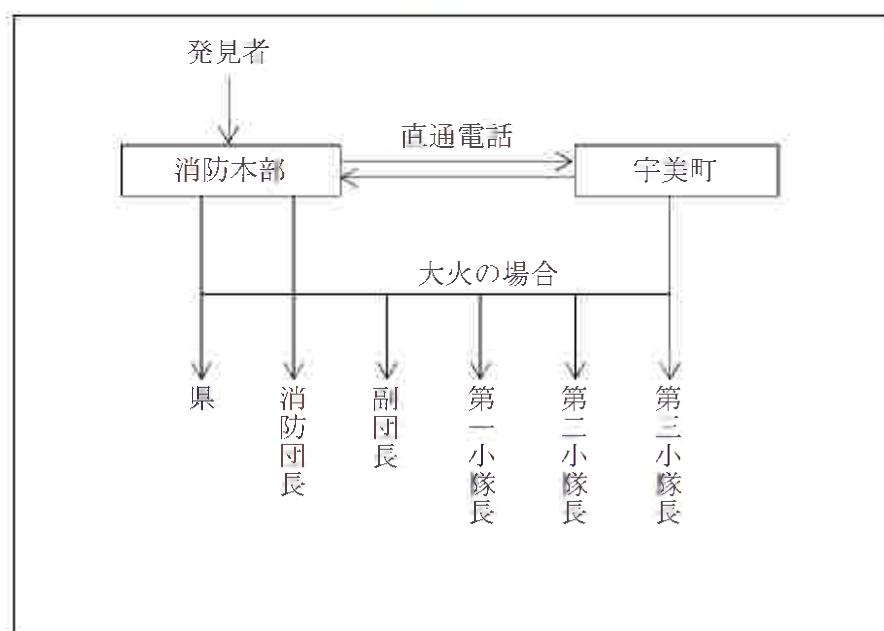
区分	役割
住民	発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める
自主防災組織等	町内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成する。
自衛消防隊	自衛消防隊は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、災害現場において、消防署又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する

第2項 火災時の連絡系統

1. 連絡系統

火災時の連絡系統は以下のとおりである。

〈火災連絡系統図〉



2. 広報の実施

出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

3. 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るために、消防信号を発する。

第3項 消防活動の実施

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

1. 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

2. 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命危険が極めて大であるため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

3. 火災気象通報発令等異常時の警防対策

火災気象通報の発令時には、巡回広報等を実施し住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

4. 各種火災対策

(1) 危険区域における消防活動

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは侵入困難地域である等消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(2) 特殊建造物火災時の消防活動

特殊建造物における火災に際しては、「危険区域」の消防計画に準じて行動するほか、排煙処理を行う機材等を有する消防隊の活用によって、人命救助に万全を期する。

(3) 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火勢の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難である。

これらを鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面撃撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、又、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめる。

同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

(4) 危険物火災時の消防活動

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

第4項 大火災等の情報収集及び報告

大火災が発生した場合、災害が発生した地域を次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県に報告する。

1. 調査報告事項

調査報告事項は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防令第100号）に定める事項とする。

2. 調査報告の基準

火災によって生じた損害が次の基準に該当する場合は報告（火災即報及び情報）を行う。

(1)火災即報の基準

火災即報を行う基準は以下のとおりである。

＜火災即報の報告基準＞

区分	基準
死傷者	<ul style="list-style-type: none"> 死者が3人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
建物火災	<ul style="list-style-type: none"> 特定防火対象物で死者の発生した火災 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 空中消火を要請したもの 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
交通機関の火災	<p>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機火災 タンカー火災のほか、社会的影響度が高い船舶火災 トンネル内車両火災 列車火災
その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(2)情報の基準

情報を行う基準は以下のとおりである。

＜情報を行う基準＞

死 傷 者	建築物の焼失面積	損 害 額
死者3人以上、又は死傷者10人以上	3,000m ² 以上	1億円以上

3.調査報告の期限

報告の期限は以下のとおりである。

報告の種類	町の提出期限	備考
火災情報	発生の日から7日以内	災害報告等取扱要領により報告すること。
火災即報	即日	

第7節 警備対策の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序の維持にあたる。

第1項 警察（柏屋警察署）による警備活動

1. 警察（柏屋警察署）の任務

警察（柏屋警察署）は以下の任務を実施する。なお、警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

2. 町との連携

町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、柏屋警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2項 自衛警備活動

町は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第8節 救出活動

第1項 対象者及び期間

1. 救出対象者

救出の対象となる者は以下のとおりである。

<救出対象者>

●災害のために次の状態にある者

(1) 身体が危険な状態にある者

- ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
- イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- エ 土石流や地すべり等で生き埋めになったような場合
- オ 登山者遭難の場合

(2) 生死不明の状態にある者

- * 不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者又は行方はわかっているが生死が明らかでない者

2. 救出の期間

救出の期間は以下のとおりである。

一般災害の場合	町長が必要と認める期間
救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内（ただし、内閣総理大臣の承認により救出期間の延長あり）

第2項 救出活動における組織編成*

救出活動における組織編成は、災害が発生した地域の消防団（分団）を現地本部とし、現地本部長に消防団長、副本部長に副団長、班長に各分団長をあてる。救出活動を行う各班は、各関係機関と連絡を密にし、現地本部長は救出の状況を順次対策本部長に報告する。

*1 ● 資料 3.2.8.1 「救出活動を行う小隊及び各班」

第3項 救出活動の実施

1. 関係機関との連携

- 町は、以下の方針に従い、関係機関と連携して救出活動を実施する。
- (1) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資器材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。
 - (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
 - (3) 町のみで救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

2. 緊急消防援助隊の派遣要請

町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、以下の事項を添えて県に対し応援要請を行う。この場合において、県により、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請が行われる。

なお、県に連絡が取れない場合には、直接国に応援要請を行う。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 災害の種別・状況
- (4) 人的・物的被害の状況
- (5) 応援要請日時・応援要請者職氏名
- (6) 必要な部隊種別
- (7) その他参考事項

3. 住民の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第9節 医療救護

第1項 医療体制の確立

1. 医療救護班の設置

医療救護の実施のため、医療救護班を設置する。

(1) 医療救護班の種類

医療救護班には以下の2種類がある。

救護班	編成機関名
町医療救護班	町内の医療機関
医師会救護班	医師会

(2) 医療救護班の編成

医療救護班は、柏屋医師会と協議調整し、福祉・経済班、町内医療機関、医師会、その他医療機関より、以下の順位で編成する。

＜医療救護班の編成順位＞

順位	組織名	組織体制
1	町内医療部隊	福祉医療班、町内の医療機関
2	医師会	柏屋医師会の医療機関
3	その他の医療機関	県等の応援による医療機関

(3) 医療救護班の人数

医療救護班は、以下の人数を基本に、災害の規模に応じて適宜定める。

＜医療救護班の人数＞

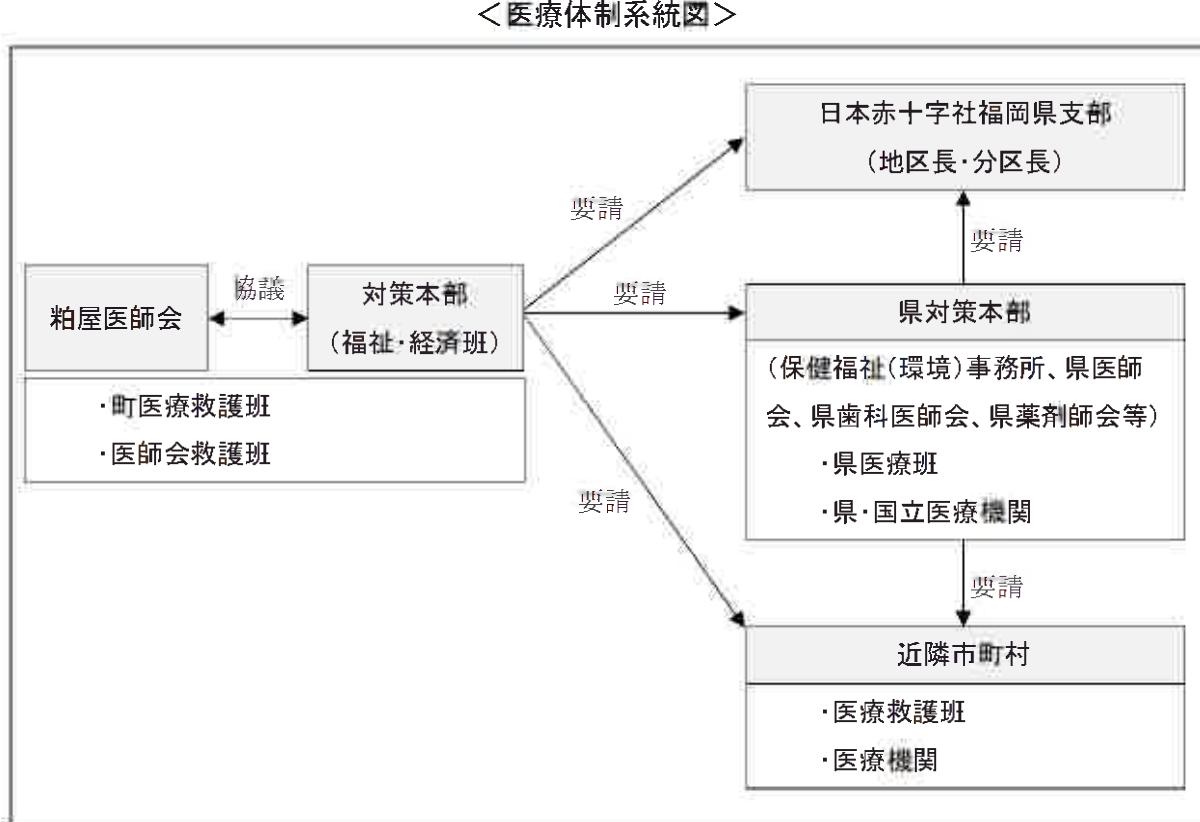
医師	薬剤師	看護師	事務職員	運転手
1～2名	1名	2～3名	1名	1名

2. 動員計画

(1) 応援要請

町長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、必要に応じて、日赤福岡県支部及び近隣市町村への応援要請のほか、県に対し、以下の事項を明らかにして、県の医療救護班の出動及び被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等を要請する。

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- イ 必要とする医療救護班数
- ウ 救護期間
- エ 派遣場所
- オ 災害の種類・原因等その他の事項



(2) 関係機関の連絡窓口^{*1}

町内における主要医療機関は資料編に示すとおりである。

3. 情報収集・連絡体制

災害時の医療救護活動に際しては、以下の事項を行い情報の収集及び提供に努める。

- (1) 地点病院等の医療機関、医師会、保健福祉（環境）事務所、警察、消防本部、自衛隊等と連絡を密にする。
- (2) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (3) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供を行う。

4. 救護所の設置

(1) 救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議しながら、以下の基準を参考にして適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

*1 ● 資料 3.2.9.1 「町内主要医療機関一覧」

- ア 被災者の避難収容所
- イ 被災地の中心地
- ウ 被災者の交通の多い地点
- エ その他適当と思われる地点

(2) 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間で町長が開設する臨時の医療施設については、以下の特例が認められる。

- ア 医療法第4章（医療施設の開設の許可や管理、監督等）の規定の適用除外
 - イ 消防法第17条（消防用設備の設置義務等）の規定の適用除外
- ※上記にかかわらず、町は、消防のための必要な措置を講ずる。

5. 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

6. 医療施設の機能の確保

町は、医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

又、町は、県と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給に努め、水道施設等が被災した場合には、応急措置及び関係事業者への緊急復旧の要請を行う。

7. 災害拠点病院^{*2}

医療救護班又は町内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、総括班を通じ県及び隣接市町村等の協力を得て、被災者を収容するための最寄りの医療機関を確保する。

なお、県は、災害拠点病院を指定しており、町の属する柏原医療圏は資料編に示す。

第2項 医療救護活動

1. 活動内容

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を派遣し次のような救護活動を行う。

*2 ● 資料3.2.9.2「関係災害拠点病院」

- (1) 傷病度合による選別等
- (2) 医療救護
- (3) 助産救護
- (4) 医療機関への転送

2. 医療救護活動の装備^{*3}

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内医療機関薬局及び県又は近隣市町村に協力を求め調達する。

又、医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

3. 特定医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージ）^{*4}

被災者の応急処置に当たっては、負傷等の程度、疾病等の状況により、傷病者を次の段階に区分し、緊急に措置を必要とするものを優先して行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

1) 人工透析患者の対応

人工透析患者の対応に関しては、一般社団法人全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき行うとともに、広報医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

2) 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(3) 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする“医療救護班”があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

4. 費用の負担及び補償

医療救護に要した費用は、救助法の規定に基づき、原則、町が負担する。

又、出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

*3 ● 資料 3.2.9.3 「医療、助産活動に必要な携行資材一覧」

*4 ● 資料 3.2.9.4 「トリアージの判定」

第3項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2. 拠点病院等への搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な町内の病院への患者搬送は、基本的に町（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

町内の病院で対応できない患者の広域搬送は、町又は県が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら行う。又、必要に応じてヘリコプターによる搬送を行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

第4項 災害救助法に基づく措置

1. 医療

災害救助法に基づく医療の救助の概要は以下のとおりである。

対象者	ア 災害のため医療の方途を失った者 イ 応急的に医療を施す必要のある者
期間	災害発生の日から14日以内。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
医療の範囲	ア 診療 イ 薬剤、又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
実施方法	ア 原則として“医療救護班”が実施する。 イ 重症患者等で医療救護班では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院又は診療所に移送し治療をする。

2. 助産

災害救助法に基づく助産の救助の概要は以下のとおりである。

対象者	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失つた者（死産及び流産を含む。）
期間	分娩した日から7日以内の期間。ただし、災害地の特殊事情によっては、事前に内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
助産の範囲	ア 分娩の介助 イ 分娩前後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
実施方法	ア 医療救護班又は助産師による助産を実施する。 イ アで困難な場合は、産院又は医療機関で実施する。

第10節 飲料水の供給

1. 給水計画

町は、あらかじめ定める計画に基づき、以下の事項を行い、飲料水の確保及び被災者への給水を実施する。

- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

2. 対象者

給水の対象となるのは、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3. 給水方法

給水の方法は、以下から適切な方法を選択して行う。なお、応急給水には大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

＜応急給水の実施方法＞

区分	方 法
搬送給水	ア 給水車又は給水車に代用できる散水車の使用 イ ドラム缶、ポリタンク、ペットボトル、ポリ袋等に貯水、車両輸送
拠点給水	ア 净化器による給水基地の設営 イ 仮設給水栓の設置 ウ 消火栓の活用

※これらの方法による給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

4. 水質検査

飲料水の確保及び給水に当たっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水に当たって使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

5. 給水の実施

災害時の応急給水は、以下の基準に従い、少なくとも1人1日当たり3リットルを確保する。

〈給水の実施基準〉

給水の条件	給水量の基準	備考
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ 所要量 117 (m ³ /日)
イ 飲料水の確保が困難である が搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い 548 (m ³ /日)
ウ 感染症予防法により県知事 が飲料水施設の使用停止を 命じた場合	20リットル	イ+洗濯用水 783 (m ³ /日)
エ ウの場合が比較的長期にわ たるとき必要な都度	35リットル	ウ+入浴用水 1,370 (m ³ /日)

6. 応急給水用資機材の確保^{*1}

応急給水用資機材の確保は以下の方法で行う。

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- (2) 町のみでは資機材の確保が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

*1 ● 資料 3.2.10.1 「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」

第11節 食料の供給

第1項 食料供給計画

1. 食料供給計画の策定

“総括班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努めるとともに、被災状況、基準額の範囲等を勘案して食料供給計画を策定し、被災者の食料確保と供給に努める。又、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に配慮する。

2. 対象者

食料供給の対象は以下の者とする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
- (3) 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- (5) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- (6) 救助活動に従事する者（※救助法の対象者にはならない）
- (7) その他、町長が供給の必要を認めた者避難所に収容された者

3. 住民の対応

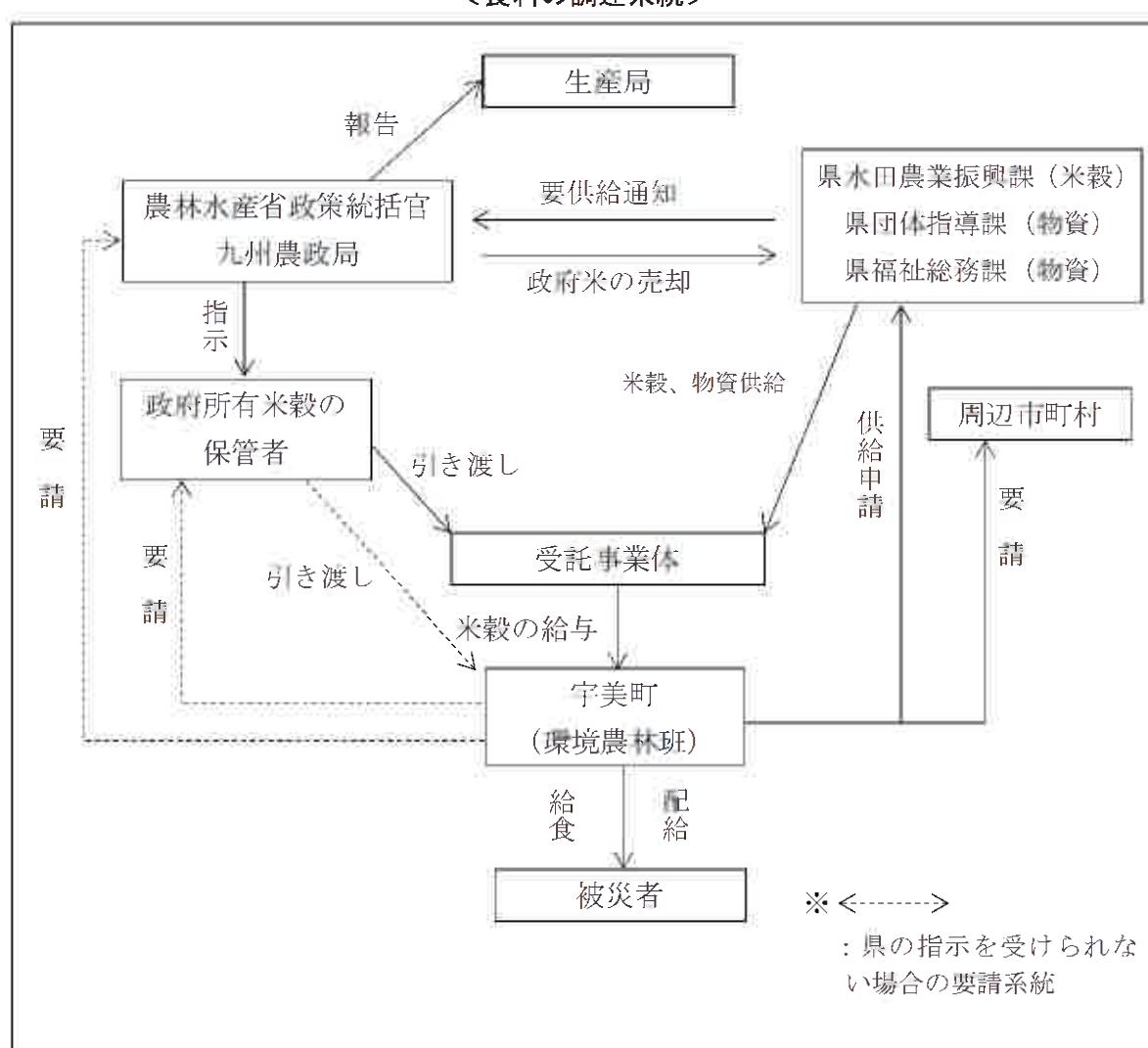
避難所に収容された住民以外の住民については、原則として2～3日間は、住民相互で助け合いながら、自身が備蓄している食料で対応する。

第2項 食料の確保

1. 食料調達の確保及び要請

“総括班”及び“環境農林班”は、以下の事項を行う。

- (1) 炊出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保を行う。
- (2) 食料の確保に関しては、関係機関と相互に連携して行い、町内で必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。
- (3) 通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び「災害救助用米穀の引渡し方法等に係る具体的な事務手続について」に基づき、農林水産省農産局、又は、政府所有の食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しの措置をとる。



2. 食料の輸送等

食料の輸送は、食料の保管と併せ、調達業者に依頼し輸送・保管計画に基づき実施する。

町内の事業者等から食料を調達する場合には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

3. 食料の受け入れ施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ(集積)、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第3項 食料の配給

1. 配給の実施者

食品の配給は、“総括班”が行う。

2. 配給の方法

食料の配給は、以下のいずれかの方法により行い、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定めることとし、混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

(1) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）

(2) 食品配給（一時避難先等に避難する者に現物をもって3日分以内の食料品を支給する）

3. 配給品目及び数量

配給品目は、米穀又はその加工品副食品とし、被災者が直ちに食することができる現物によることとする。配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の件内）の数量とし、以下の基準を参考に決定する。

＜応急配給に関する数量＞

配給を行う場合	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対する給食を行う必要がある場合	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

4. 食料の配給を行う場所

食料供給活動を効率的に実施するため、供給の実施場所は避難所等に限定する。ただし、以下の場合には個別の対応を行う。

- (1) 地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
- (2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設

5. 緊急措置

炊き出し、配給による食料の供給を待つことができない場合には、緊急避難的措置として備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に上記のいずれかの方法に切り替える。

第4項 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1. 炊き出しの実施者

炊出しが、町長がその必要を認めた場合に、“福祉・経済班”が日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等の協力を得て行うものとし、町職員の立ち会いのもと、その指示により実施する。

2. 炊き出しの方法

炊き出しの実施は、以下の方針により行う。

- (1) 災害応急対策要員に対する炊き出しと、被災者に対する炊き出しが区別する。
- (2) 炊き出しが、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。
- (3) 適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店又は旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。
- (4) 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる商工会へ連絡のうえ調達する。
- (5) 炊出しに当たっては、常に食料の衛生に留意する。

3. 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、救助法適用の場合には災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とし、その他の場合には町長が必要と認める期間とする。

第12節 生活必需品等の供給

第1項 生活必需品等供給計画

1. 生活必需品等供給計画の策定

町は、以下の方針に基づき生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努める。

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、県、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。
- (3) 協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立て、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

2. 対象者

生活必需品等の供給を行う対象は以下の者とする。

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- (2) 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- (3) 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

3. 給（貸）与期間

給（貸）与期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

4. 生活必需品の種類

生活必需品等の供給は以下の品目を対象とする。

〈生活必需品の種類〉

区分	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業衣、婦人服、子供服等
肌着	下着の類
身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
日用品	石鹼、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類

5. 住民の対応

住民は、住民相互で助け合いながら、原則として2～3日間は住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

第2項 生活必需品の確保

1. 調達・応援要請

物資の調達は、“福祉・経済班”において、民間事業者から町が一括購入、又は備蓄物資から放出する。又、必要量が確保できない場合は、日本赤十字社福岡県支部、県及び周辺市町村に要請する。

応援を要請する際は、“総括班”においてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

＜物資の調達先＞

- ・ 日本赤十字社福岡県支部
- ・ 民間業者
- ・ 町で調達が困難な場合は、県及び周辺市町村

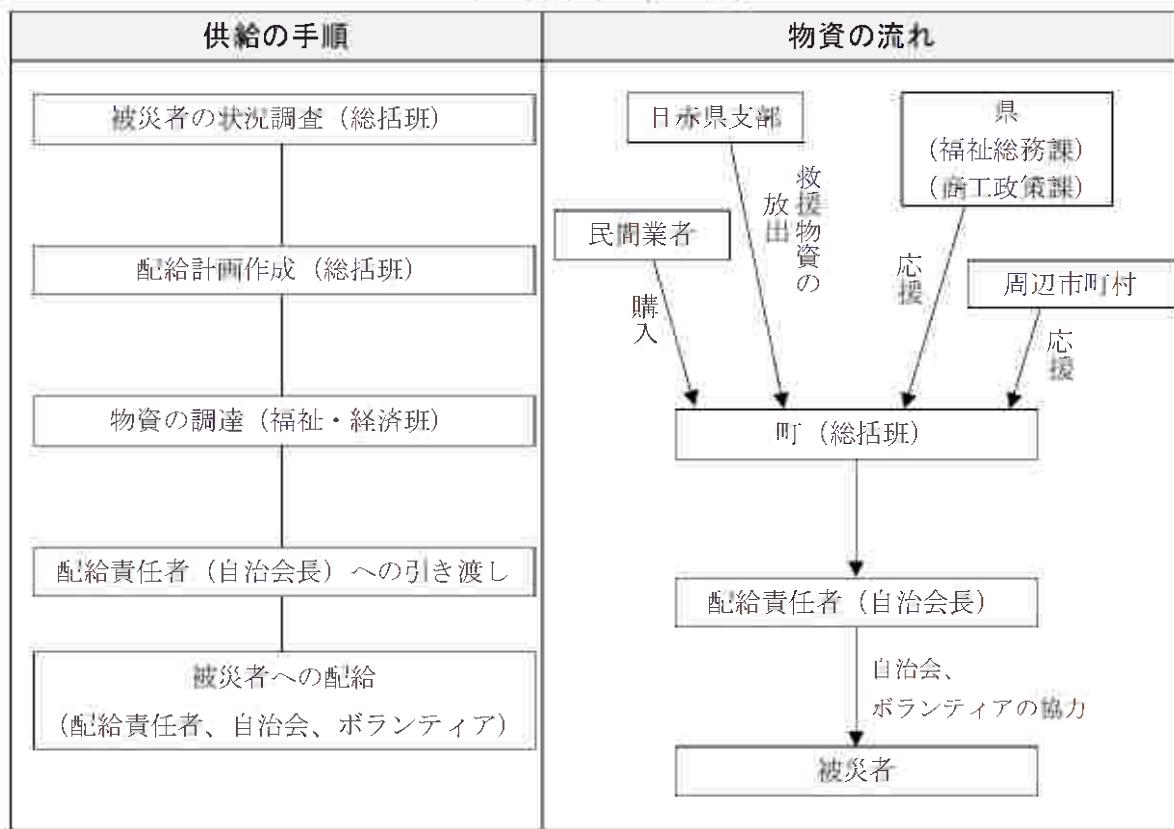
2. 物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第3項 配給方法

“総括班”が配給計画に基づき、自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。又、在宅の要配慮者への生活必需物資の配達等は地域で対応する。

＜生活必需品等配給の流れ＞



第13節 交通対策の実施

第1項 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを行い、危険箇所等の早期発見に努めるとともに、被害状況を関係機関に報告する。パトロールは以下に着目して行い、又、応急復旧に必要な資機材の判断も併せて行う。

- 1 法面の土砂や樹木の崩落状況
- 2 側溝等の流水状況
- 3 橋梁の滯留物の状況
- 4 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況

第2項 交通規制の実施

1. 交通規制の実施

町及び警察は、災害による道路の破損、決壊その他の事由により道路の通行が危険であるときは、区間を定めて交通規制を行う。

なお、交通規制を行おうとするときは、関係機関の意見を事前に聞くこととし、緊急を要する場合においては実施後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(1) 道路管理者

道路管理者は、異常気象時において、道路の通行が危険であると認められた場合及び災害等により交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。

(2) 警察

警察は、以下の措置を講ずる。

ア 災害により、交通施設に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡する。

イ 災害時において、被災者や緊急物資等の輸送を確保する必要がある場合は、車両別通行規制及び標識の設置や、迂回路線の設定及び時間規制と解除を行う。

＜交通規制の実施機関及び規制を行う状況＞

実施責任者	規制を行う状況	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣、知事、町長、日本道路公団)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 ○ 道路についての工事のため、やむを得ない場合 	道路法第46条
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合 	基本法第76条
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合 	道路交通法第4条及び第5条
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 	道路交通法第6条

2. 交通規制を実施した場合の措置^{*1}

交通規制を実施した場合は、直ちに以下の措置を講ずる。

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 道路標識の設置等の必要な措置
- (3)迂回路の指定
- (4)一般への周知のための措置

第3項 交通の確保

町及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。なお、これらの措置は緊急交通路等から優先的に行う。

- (1) 障害物の除去及び被災箇所の応急復旧を行う。
- (2) 道路が通行不能の場合には、迂回路の確保を行う。
- (3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (4) 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- (5) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

*1 ● 資料3.2.13.1「災害時における交通の規制にかかる標示の様式」

第14節 緊急輸送の実施

第1項 輸送の確保

1. 輸送の方法

災害時における輸送は以下の手段により行う。手段の選択に当たっては、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- (1) 自動車輸送
- (2) 鉄道輸送
- (3) 人力輸送
- (4) 航空輸送

2. 輸送力の確保手順

(1)町有車両の利用^{*1}

車両の掌握は、“総括班”において行う。各班は、車両等を必要とするときは、総括班に配車を要請し、上記要請があった場合は、“総括班”において車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(2)周辺市町村及び県への協力要請

町有車両のみでは不足する場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村又は県に対して以下の事項を明示して協力を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要な事項

(3)その他の機関への協力要請

上記によってもなお車両が不足する場合には、町内の事業所等に要請する。又、自動車による輸送が不適切又は不可能である場合等には、関係機関に要請して鉄道、航空機による輸送を行う。

＜輸送の依頼先＞

手段	当該手段を用いるときの状況		依頼先
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総括班等が配車指示
	営業用他	公用車のみでは不足する場合	各事業所等
鉄道	自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地から輸送するとき		九州旅客鉄道
航空機	陸上交通が途絶した場合		知事又は自衛隊

*1 ● 資料 3.2.14.1 「町有車両一覧表」

3. 輸送の対象

輸送は、時間の流れに応じた以下の段階により行う。

＜段階別の輸送対象＞

段階	対象
第1段階	<ol style="list-style-type: none">救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等後方医療機関へ搬送する負傷者等緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ol style="list-style-type: none">第1段階の続行食料、水等生命の維持に必要な物資傷病者及び被災者の被災地外への輸送輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<ol style="list-style-type: none">第2段階の続行災害復旧に必要な人員及び物資生活必需品

4. 障害物の除去

道路管理者は、災害により流出した土砂及び立木等の障害物を除去し、又、放置車両等を移動し、災害応急対策用物資資材及び要員等緊急通行の確保を図る。なお、障害物除去のための労務は、各団体の協力を求め確保する。

5. 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく輸送活動に関する支援は以下のとおりである。

＜災害救助法に基づく輸送活動の支援＞

輸送の範囲	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の給水 ・遺体の搜索 ・遺体の処理（埋葬を除く） ・救済用物資の整理配分
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額
輸送の期間	当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第2項 緊急輸送計画

1. 緊急輸送の目的

町及び関係機関は、以下の目的に資するため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 緊急通行車両の確認

公安委員会は、基本法76条に基づき、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要がある場合において、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

この場合において、町は、応急対策の実施のため当該規制区間を通行するときは、緊急通行車両であることの確認を受けなければならない。

(1) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする場合は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出する。

<緊急通行車両の確認の申請先>

区分	申請先
県	総務部防災危機管理局 福岡農林事務所
公安委員会	県警察本部交通部交通規制課 柏屋警察署交通課 交通機動隊（各地区隊を含む） 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む）

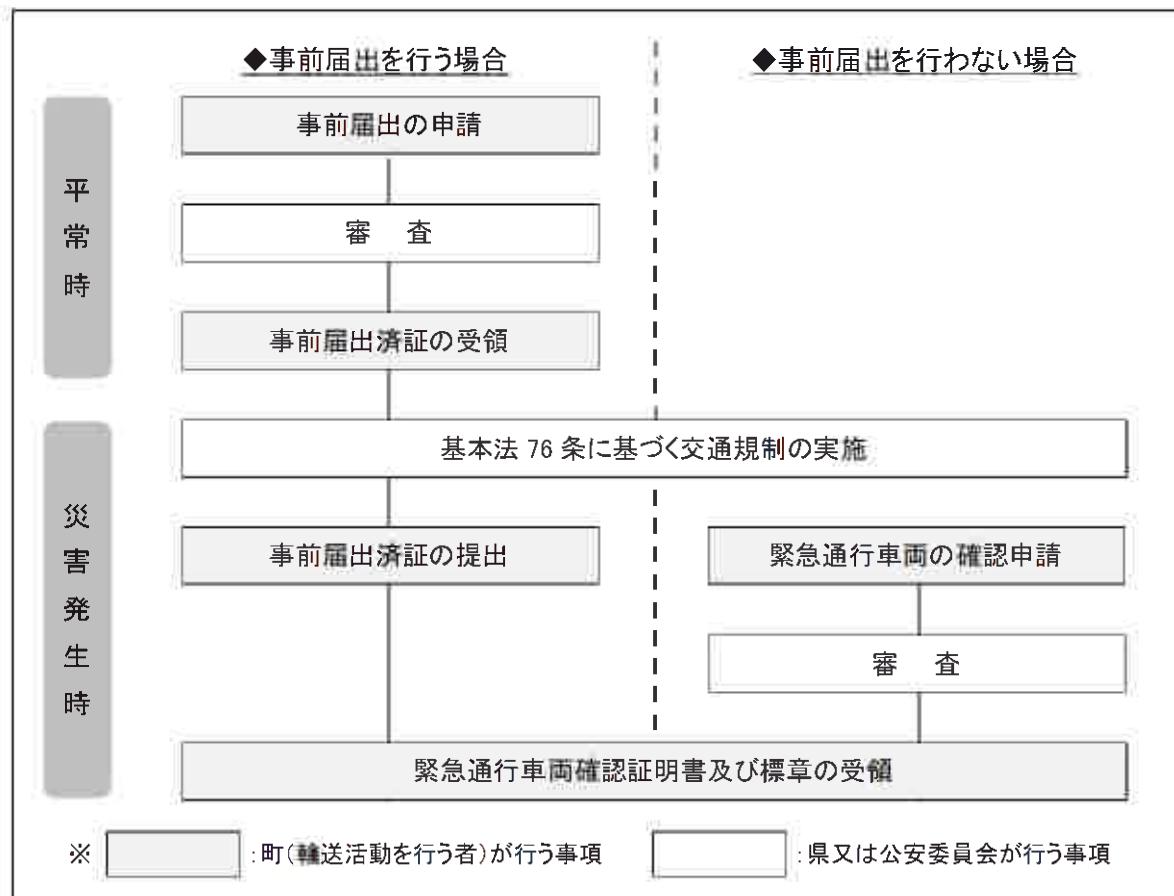
(2)緊急通行車両の標章及び証明書の交付^{*2}

上記の中請後、緊急通行車両であるとの確認がなされたときは、県又は公安委員会より別記様式第3の標章及び別記様式第4の緊急通行車両確認証明書が交付される。

(3)災害発生時の事前届出車両の措置

緊急通行車両の事前届出車両については、確認に係る審査を経ずに、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。（事前届出については第2章 第15節「交通・輸送体制整備計画」参照）

<緊急通行車両の確認の流れ>



*2 ● 資料 3.2.14.2 「緊急通行車両の証明書等（様式2～4）」

3. 緊急交通路

町の緊急交通路指定路線は以下のとおりである。

＜緊急交通路指定路線＞

区分	路線名	起点	終点	備考
国	九州縦貫道	門司区黒川	大牟田市	福岡県内
県	筑紫野古賀線	筑紫野市	古賀市	
	飯塚大野城線	飯塚市	大野城市	
	福岡太宰府線	福岡市	太宰府市	
町	井野～吉原線			町役場と連絡区間
	早見田地1号線			
	柳原～大名坂線			

第15節 保健衛生、防疫、環境対策

第1項 防疫対策

1. 防疫対策の内容

“福祉経済班及び環境班”は、被災地域の生活環境の悪化に起因する感染症の発生及び蔓延を防止するため、次の防疫活動を行う。

- (1) 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- (2) 健康状態の把握、健康診断の実施
- (3) 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- (4) 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- (5) 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫部隊及び検病調査部隊の編成

“福祉経済班及び環境農林班”は、防疫活動の実施にあたり、検病調査部隊及び防疫部隊を編成するとともに、必要に応じ保健福祉事務所に協力要請を行う。部隊の編成及び活動内容は以下のとおりである。

＜防疫部隊、検病調査部隊の編成＞

区分	編成	活動内容
検病調査部隊	福祉経済班・環境班	感染症の予防及び健康診断
防疫部隊	福祉経済班・環境班	消毒、防疫活動、広報活動

※部隊の編成人員については、災害の規模により適宜定める

3. 検病及び健康診断

町は、被災地区住民の健康状態の把握に努める。

なお、感染症発生等の疑いがある場合には、検病調査班を編成して検病調査を実施し、調査の結果必要がある場合には健康診断を実施する。

又、検病調査及び健康診断の結果、予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

検病調査に当たっては、浸水地域、避難所、感染症発生地域を優先に行う。

＜検病調査の目的と方法＞

方法	目的
検病調査	感染症患者の早期発見
健康診断	住民の健康状態の把握
予防接種	感染症の蔓延防止

4. 防疫活動

(1) 防疫対策の方針

次の方針に基づき、防疫対策を実施する。

ア 地盤の変化等による汚水の侵入の危険性等があるため、地下水等の使用は差し控えることとし、安全な生活用水の供給に努める。

イ 停電等のために原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため、氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。

ウ 手洗いを勧行する。ただし、使用水が汚染されている場合もあるので、流水で洗った後連乾性手指消毒薬も併用する。

(2) 消毒方法

以下の箇所について、必要と考えられる場合には消毒を行う。なお、環境保全、身体への影響を配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。

＜消毒箇所及び留意点＞

対象	箇所	留意点等
飲料水	井戸	<ul style="list-style-type: none">濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上水道	<ul style="list-style-type: none">塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	<ul style="list-style-type: none">泥、ごみ等を排除し、水洗いする。塩化ベンザルコニウム液による清拭を行う。 ※1戸当たりの目安使用料：500 g
	床下等	
便槽、浄化槽	便槽	<ul style="list-style-type: none">汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	<ul style="list-style-type: none">浄化槽にはクレゾールを使用しない。浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

(3) ライフライン寸断時の対応^{*1}

ライフライン寸断時には以下の対策を行う。

- アルコール綿、連乾性手指消毒液の配布
- 手洗い用水（ペットボトル）の配布
- 紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用

*1 ● 資料 3.2.15.1 「ライフライン関連事業者」

(4)ねずみ族、昆虫等の駆除

知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいて、それらの駆除を行う。

(5)薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

(6)広報活動

町は県と連携して、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

又、浸水地域において、住民への適切な防疫作業の習熟を図るため、従来の過度な薬品散布の意識改革のための広報を行う。

(7)避難所における防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多い。このため、町は以下の措置を講ずる。

＜避難所における防疫指導＞

- ・ 避難所の清掃、消毒方法
- ・ 避難者に対する健康調査の実施
- ・ 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- ・ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- ・ 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- ・ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- ・ トイレの清掃
- ・ 簡易トイレの設置
- ・ 手洗いの励行
- ・ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

(8)他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、町単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

(9)災害防疫完了後の措置

防疫完了の日から1か月以内に、災害防疫完了報告書を保健福祉事務所を経由して知事に提出しなければならない。

5. 感染症発生時の対応

感染症が疑われる人には、救護所、医療機関等で医師の診察を受けられるようになるとともに、感染者と非感染者との居室の分離等、二次感染防止に努める。

第2項 清掃対策

「環境班」は、被災後の生活環境を整えるため以下の対策を講ずる。

1. ごみ処理

(1) ごみ処理の実施体制

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、以下の基準で清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。又、町において処理が困難な場合は、近隣市町村に応援を要請するとともに、これによつても対応できない場合には県に応援を要請する。

＜清掃部隊の編成＞

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

※1班あたり

(2) ごみ運搬車の1日平均収集量

ごみ運搬車（ダンプカー、バックマスター、トラック）の1日平均収集量及び所要人員は以下のとおりである。

ア 1日平均収集量・・・約10t

イ 所要人員・・・約5人

(3) ごみ処理の実施方針^{*2}

ごみの処理は以下の方針により行う。

ア 食物の残渣物を優先的に収集する。

イ 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で行う。

ウ 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、がれきの仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。

(4) 住民への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

ア ごみの収集処理方針の周知

イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

ウ ごみの分別への協力要請

*2 ● 資料 3.2.15.2 「ごみ焼却施設」

2. し尿処理

(1) し尿の収集、運搬及び処理^{*3}

し尿の収集、運搬及び処理は以下の方針により行う。

ア し尿はし尿処理運搬車両等により収集し、原則として処理施設により処理する。

イ この収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。

ウ 冠水地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物取扱業者その他の協力を得て実施する。

エ 町のみでは処理が困難な場合には周辺市町村に協力を要請するとともに、これによつても対応できない場合には県に応援を要請する。

オ 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

カ 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

(2) 仮設トイレの設置、確保^{*4}

被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであつて、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

仮設トイレの設置は、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請して行う。

*3 資料 3.2.15.3 「し尿処理施設」

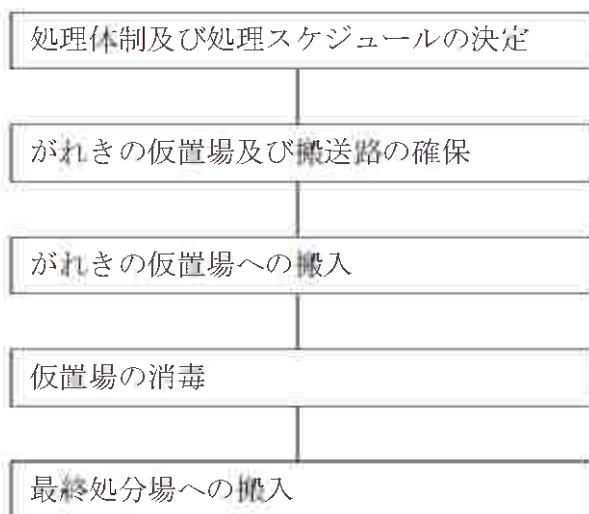
*4 資料 3.2.15.4 「仮設トイレの設置標準」

3. がれき処理

(1) がれき処理の手順

震災による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(がれき)の処理は以下の手順で行う。なお、がれきの処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

＜がれき処理の手順＞



1) 処理体制及び処理スケジュールの決定

町は、被害状況をもとにがれきの発生量を見積もり、道路交通状況等を基に処理体制を定める。がれき処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保するとともに、被害が甚大で町のみで処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。

又、応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して処理スケジュールを定める。がれきの処理は、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理し、特に、緊急啓開路線のがれき処理を優先的に実施する。又、いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招き、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。

2) がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でののがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。又、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

3) がれきの仮置場への搬入

がれき発生現場においてがれきの分別を行い、仮置場へ搬入する。

(2)住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

- ア がれきの収集処理方針の周知
- イ がれきの分別への協力要請
- ウ 仮置場の周知
- エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

4. 死亡した家畜の処理

家畜の処理は、保健福祉事務所長の指示に従い原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

5. 廃棄物処理法の特例

基本法86条の5に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域を指定した場合においては、廃棄物処理法に定める町又は県の許可を得ずに廃棄物の収集、運搬及び処理を行うことができる。

又、この場合において、環境大臣は廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準を定めることとなっており、町は、同基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう指示する。

第3項 保健衛生対策

1. 健康・栄養相談の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本とする。

(1)保健指導、健康相談

町は県と協力して保健師班を編成し、次の活動を行う。

- ア 戸別訪問や避難所等の巡回により、被災者の健康状態を調査する。
- イ 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導を行う。
- エ 災害に伴う被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、メンタルヘルスケアの実施体制を確保する。

(2)栄養相談

町は県と協力して栄養士班を編成し、以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- イ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2. 食品衛生管理

町は、以下の食品衛生に関する指導を行う。

- (1) 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- (2) 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- (3) 炊き出し施設等の衛生指導
- (4) 避難所用弁当調整施設等の監視指導
- (5) 飲料水の衛生確保

3. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。又、町公衆浴場の被災状況を把握し、県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて被災者の利用受け入れ体制を協議する。

ライフライン寸断時においては、紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用するなどの応急的な対応を行う。

第4項 愛護動物対策

1. 愛護動物の救護

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。このため、動物愛護及び被災者の支援の観点から、“環境農林班”はこれら愛護動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、以下の事項を行う。

- ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- オ 愛護動物に関する相談の実施

(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

町は、県と協力して以下の事項を行い、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

- ア 同行避難した愛護動物の飼育についての指導
- イ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

第16節 要配慮者の支援

第1項 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- 1 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。^{*1*}
 - (1) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - (2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - (3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託
 - (4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2項 高齢者及び障がいのある人に係る対策

町は、指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がいのある人に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

- 1 揭示板、パソコン、ファクシミリ等を活用し、又、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 2 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- 3 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- 4 被災した高齢者及び障がいのある人の生活確保に必要な車いす、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- 5 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- 6 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

*1 ● 資料 3.2.16.1 「要配慮者利用施設一覧」

第3項 各種生活支援

町は、要配慮者の各種生活支援を速やかに実施する。

- (1) 生活の場の確保
- (2) 応急仮設住宅の建設供与
- (3) 公営住宅・一般住宅の確保
- (4) 公的宿泊施設の確保

第4項 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

町は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

(1) 外国人への情報提供

町は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

2. 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。

第17節 安否情報の提供

第1項 町・県の役割

町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2項 情報収集

- 1 町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 町は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3項 照会を行う者

照会を行う者は、個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4項 照会手順

- 1 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。

ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第5項 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがある場合は、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

	照会者	安否情報
1	被災者の同居の親族者	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要な情報
2	被災者の親族又は職場の関係者、その他関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
3	被災者の知人その他安否情報を必要と認められる者	被災者について保有している安否情報の有無
4	1～3以外の者	被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報は、同意の範囲内
5	1～3以外の者	町及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第18節 遺体搜索、収容及び火葬

第1項 搜索、遺体処理、火葬の対象及び期間

1. 対象者

本節において搜索又は収容、火葬等の対象となる者は以下のとおりである。

- (1) 行方不明の状態にある者で、四困の状態から既に死亡していると推測される者
- (2) 死亡と確認された者

2. 救助法の適用期間

救助法が適用された場合における、遺体の搜索、処理、埋葬に関する救助の期間は10日間（ただし、特別の事情がある場合や現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長可能）となっている。

第2項 行方不明者の搜索

1. 搜索の実施

“総括班”が主体となり、搜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。このほか、第2章 第2 第8節「抽出計画」に準ずる。

2. 搜索に必要な資機材

町は、震災被害等により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な以下の資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- (1) 洞付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等搜索用資機材
- (2) 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- (3) エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- (4) トランジスター・メガホン、拡声器等広報用資機材

第3項 遺体の処理

1. 遺体の見分場所、安置場所の確保^{*1}

遺体の見分場所、安置場所については、公共施設又は寺院等をあらかじめその管理者と協議したうえで抽出選定しておくとともに、関係機関と連携してその確保に努める。

*1 ● 資料 3.2.18.1 「遺体安置所」

2. 遺体の見分及び医学的検査

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族又は町長に引き渡す。

又、町に引き渡された遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。

3. 遺体の処理

遺体の処理は原則として遺族が行うが、混乱期のために遺族がこれを行うことができない場合は、町が遺族に代わり、見分及び医学的検査を終了した遺体について以下の処理を行う。

- (1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に要する薬品、消毒剤等の現物を支給する。
- (3) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

4. 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって処理する。

5. 遺体の取り扱いに必要な資機材

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するため以下の資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

- (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第4項 遺体の火葬

1. 実施主体

遺体の火葬は、“福祉・経済班”が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

2. 実施体制の確保

町は、以下の事項を行い、火葬の実施体制を確保する。死亡者が多数のため、町内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合には、近隣市町への協力要請により広域的に必要数の確保を図る。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 遺体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

3. 車両、必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両、資材は、町内関係業者の協力を得て、“総括班”、消防本部、保健福祉（環境）事務所等で確保する。

＜遺体収容・埋葬に必要な資材＞

必要資材	所管
非常用担架	消防署
遺体安置用シート、棺、ドライアイス、骨壺	福祉医療班
遺体消毒用品	病院 保健福祉（環境）事務所

4. 町が火葬を行う場合の要件

火葬の実施は原則として遺族が行い、町は必要な資材を支給する。

ただし、以下の場合においては町が火葬を実施する。

- (1) 遺族がいない場合
- (2) 災害による混乱のため遺族が火葬を行うことが困難な場合
- (3) 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも火葬を行うことが困難な場合
- (4) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では火葬を行うことが困難な場合

5. 火葬場^{*2}

使用する火葬場を以下に示す。

施設名	所在地	炉数	TEL
北筑昇華苑（北筑昇華苑組合）	古賀市青柳 145-1	16基	943-7291

*2 ● 資料 3.2.18.2 「近隣火葬場」

6. 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。

上記によっても遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づいて取り扱い、火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。

7. 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、以下の書類・帳簿等を整備、保存する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 火葬費支出関係証拠書類

8. 火葬等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、期間を限って墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができるここととなっている。

第19節 障害物の除去

1. 障害物の除去

町は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家、又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去する。又、人員等の輸送が円滑に行われるよう、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

これらの措置について、町のみで処理できない場合には県等に応援を要請する。なお、河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

(1) 対象者

障害物除去の対象となる者は以下のとおりである。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- ウ 自らの資力によっては除去ができないものであること
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- カ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

(2) 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に行う。

(3) 資機材、人員の確保

スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する資器材及び人員を調達する。

(4) 救助法が適用された場合の措置

救助法が適用された場合においては、救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合又は知事が実施する限がない場合は町長）により、必要資機材の現物供与、又は作業員等の動員が行われる。

2. 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理するが、やむを得ない場合は、町長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。

又、不燃物は町の不燃物処理施設で処理する。

3. 障害物の保管

除去した障害物について、保管の必要がある場合や直ちに処理が行えない場合には、以下の方針により選定した集積場所において保管する。なお、工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所であること
- (2) 道路交通の妨げとならない場所であること
- (3) 盗難の危険がない場所であること

第20節 文教対策の実施

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、町災対本部、教育委員会及び各学校は相互の連絡を密にする。学校教育対策に関する応急対策の実施責任者は以下のとおりである。

- (1) 小・中学校、その他の文教施設の災害対策は、町長が行う。
- (2) 児童、生徒に対する応急措置等は、町教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

2. 児童、生徒等の安全確保

教育委員会及び校長は、災害発生時における児童・生徒等の安全確保のため以下の措置を講ずる。

- (1) 臨時の休校措置
- (2) 避難の実施
- (3) 保護者又は教員が引率しての登下校
- (4) 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

町は、町立学校が破損等の被害を受けた場合には、校舎の応急修理を行う。

又、校舎の一部又は全てが使用できない場合においても授業等を継続するため、以下の措置を講ずる。

- ア 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ 近隣の学校からの教室の借用
- ウ 屋内体育館、講堂等の利用（校舎等の一部が使用不能の場合）
- エ 公民館、寺院等公共施設の利用（校舎等が使用不能の場合）
- オ 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等の利用は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒の被災により通常の授業を行うことができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

- ア 臨時の学級編成及び複式学級又は二部授業等の実施
- イ 教場を分散しての出張授業
- ウ 休校しての自宅学習及び巡回指導

4. 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。なお、学用品の給与は小学生児童及び中学校生徒に限る。

＜教科書、学用品等の調達方法＞

品目	調達方法
教科書、文房具、通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	近隣の各学校、その他機関への救援要請

5. 教育実施者の確保

災害のため教職員に被害が発生した場合においては、教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して県教委に報告する。この場合において、県教委より教職員の補充の措置がとられる。

又、町においても、以下の事項の実施等により応急的に教職員を確保する。

- (1) 臨時学級編成による教育
- (2) 近隣学校等からの応援
- (3) 臨時教諭採用予定者からの新規採用
- (4) 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

6. 就学援助に関する措置

天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、授業料は一般貸与奨学金の特別枠の申請を日本学生支援機構に、又「福岡県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。減免の期間は、罹災日の属する月の翌月から当該学年の最終月までとする。ただし、期間の延長をするときはこの限りではない。

児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

＜授業料減免・育英補助の措置＞

- ・ 日本育英会に対する奨学金の申請
- ・ 県に対する県立高等学校授業料減免申請
- ・ 就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律による援助

第2項 学校給食等の措置

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告・協議のうえ、給食実施の可否について決定する。この場合において、できる限り給食を継続実施するよう努め、応急修理、代替施設の確保等を行うこととするが、以下の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

- (1) 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- (2) 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- (3) 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) このほか、給食の実施が適当でないと考えられる場合

第3項 保健衛生対策

1. 学校における衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、以下の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

実施事項	内容
校舎内外の清掃	<ul style="list-style-type: none">・建具等を移動し、乾燥しやすくする・建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭き淨する・便所はよく清掃した後消毒する
飲料水の管理	<ul style="list-style-type: none">・水道水はなるべく煮沸して使用する・井戸水は消毒したものでも煮沸して使用する
児童等の保健管理、指導	<ul style="list-style-type: none">・疾病の早期発見、早期治療・保健指導の強化
調理従事者の保健管理、指導	<ul style="list-style-type: none">・健康診断の実施・下痢のある者の従業禁止及び検便の実施・身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

2. 感染症集団発生の際の処理

感染症集団発生時には以下の事項を行う。

- (1) 学校医、教育委員会、保健福祉（環境）事務所への連絡及び患者の万全な措置
- (2) 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- (3) 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- (4) 児童生徒の食生活についての注意及び指導

3. 被災児童・生徒等へのメンタルケア

教育委員会、校長、教職員は、保健福祉事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラーを学校に派遣する等の措置を講ずる。

第21節 住宅の確保

第1項 公営住宅一時使用・空き家活用

1. 空き家情報の提供

町は、公的住宅、民間アパート等賃貸住宅、企業社宅及び保養所等の住宅について、空き家情報の提供、相談に対応する。

2. 公営住宅の修繕・建設

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、町が建設、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県により補完的に建設、管理される。

第2項 被災住宅の応急修理

1. 実施責任者

被災住宅の応急修理の実施責任者は以下のとおりである。

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は町長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合においても、町長が被害家屋の応急修理を実施する。

2. 対象者

応急修理の対象となるのは以下の者である。

- (1) 災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者

3. 住宅の応急修理計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、以下の要領で行う。

＜住宅の応急修理要領＞

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。 (特別基準)

第3項 応急仮設住宅の建設・供与

1. 実施責任者

- 応急仮設住宅建設の実施責任者は以下のとおりである。
- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
 - (2) 救助法を適用した場合においては、知事が応急仮設住宅の建設を行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。
 - (3) 仮設住宅の建設は“土木建築農林班”が実施する。

2. 対象者

応急仮設住宅の供与は、以下の者を対象とする。なお、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (1) 災害のため住家が全壊（焼）又は流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者

3. 応急仮設住宅供与における留意事項

応急仮設住宅の供与に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

4. 応急仮設住宅の建設計画（救助法適用の場合）

救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、以下の要領で行う。

＜応急住宅建設要領＞

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり 29.7 m ² (9坪) 以内
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から 2か年以内

5. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

6. 消防法の特例

基本法86条の2に規定する指定がなされた場合においては、町が設置する応急仮設住宅については消防法17条の規定は適用されない。ただし、この場合においても、町は消防法に準拠して必要な措置を講ずる。(第8節「避難計画」参照)

第4項 臨時の措置

1. 公的住宅の一時使用の要請

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

2. 臨時の収容施設の設置

応急仮設住宅を設置するまでの間の臨時の措置として、野外収容施設(テント借上、プレハブ、公共建物)を臨時に設置する。

第2.2節 災害廃棄物等の処理

第1項 ごみ処理

1. 方針

災害により、一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理する。

2. 町

(1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

*1

(2) ごみの収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める

基準に準拠し実施する。

(3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。

(4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによつても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。

(6) 住民等への広報住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

ア ごみの収集処理方針

イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）

ウ ごみの分別への協力要請

第2項 し尿処理

1. 方針

災害時に発生するし尿を適正に処理する。

2. 町

(1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

(2) し尿の収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。

(3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。

(4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによつても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(5) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレ

*1 ● 資料 3.2.15.2 「ごみ・廃棄物処理施設」

を設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

- (6) 地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

第3項 がれき等処理

1. 方針

町、県及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。

- (1) 災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生するがれき等を迅速かつ適正に処理する。
- (2) がれき等のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) がれき等発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (6) がれき等処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。
- (8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。又、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
- (9) 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2. 町

町は、次のとおりがれき等処理を実施することとする。

(1)がれき等の発生量の見積もり

町は、被害状況をもとにがれき等の発生量を見積もる。

(2)処理体制の決定

町は、がれき等の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。

(3)がれき等の仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難なときは、仮置場を確保する。又、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4)がれき等発生現場における分別

原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5)がれき等の仮置場への搬入

(6)仮置場の消毒

(7)最終処分場への搬入

(8)住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。

- ア がれき等の収集処理方針
- イ がれき等の分別への協力要請
- ウ 仮置場
- エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 死亡獣畜処理

町は、管轄保健福祉環境事務所長（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市にあっては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 公益事業等施設の災害対策

第1項 電力施設災害対策

九州電力㈱は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。又、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1. 情報の収集・集約

(1) 各対策組織における情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、以下の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

<上級対策組織への報告事項>

区分	報告すべき情報
一般情報	ア 気象、地象情報 イ 一般被害情報 ・一般公衆の家屋被害情報 ・人身災害発生情報 ・電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報等 ウ 対外対応状況 ・地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況 エ その他災害に関する情報 ・交通状況等
当社被害情報	ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況 イ 停電による主な影響状況 ウ 復旧資材、応援、食料等に関する事項 エ 従業員の被災状況 オ その他災害に関する情報

(2) 上級対策組織における情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

2. 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接住民へ周知する。

3. 応急対策要員の確保

応急対策要員の動員は以下の要領で行う。

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに対策組織で出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

4. 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

5. 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。各設備の具体的応急工事は以下の要領で行う。

＜電力設備の応急工事要領＞

設備	応急工事要領
水力、火力発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2項 ガス施設災害対策

ガス事業者は、地震・**洪水**等の非常事態の発生によりガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する。

1. 復旧体制の確立

(1) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

(2) 救援要請

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・**洪水**等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となりガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、LPGガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

2. 火災対策

LPGガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

※LPGガスの特徴

LPGガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

第3項 通信施設災害対策

西日本電信電話㈱は、「防災業務計画」に基づき、災害時における電気通信設備の応急対策を実施し、通信の確保にあたる。NTT西日本（住民問合せ先：局番なしの「113」）

1. 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、以下の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、その通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼動状況
- (6) その他の必要情報

2. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、以下の事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配備並びに電源設備に対して必要な措置を講じる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講じる。

3. 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信幅軽の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官公庁等が設置する通信網との連携をとる。
- オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害伝言ダイヤル「171」の運用

災害時において、通信が幅軽した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版「web171」の提供

災害時において、通信が幅広くした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版「web171」を提供する。

4. 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、掲示等により直接当該被災地に周知する。

5. 社外機関との連携

災害が発生し、又は発生が予想される場合には、社外機関と災害対策に関する連絡をとり、必要に応じて、以下の事項について応援の要請又は協力を求める。又、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

＜社外機関への応援・協力要請事項＞

応急対策区分	内容
要員対策	○ 工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請
資材及び物資対策	○ 地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請
交通及び輸送対策	○ 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請 ○ 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請
電源対策	○ 商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給の関係者への要請
お客様対応	○ お客様に対する故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等についての情報提供に関する報道機関との連携

6. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

復旧対策の優先順位は以下のとおりである。

〈回線の復旧順位表〉

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ア 気象機関に設置されるもの イ 水防機関に設置されるもの ウ 消防機関に設置されるもの エ 災害救助機関に設置されるもの オ 警察機関に設置されるもの カ 防衛機関に設置されるもの キ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ク 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ケ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ア ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの イ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ウ 選挙管理機関に設置されるもの エ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの オ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの カ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

※1: 新聞社、放送事業者又は通信社の定義は、以下に示す電話サービス契約約款による。

〈新聞社等の基準定義〉

区分	基準
新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(新聞社の基準すべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は広告を除く情報をいう。)を提供することを主な目的とする通信社

(電話サービス契約約款より抜粋)

第4項 放送施設災害応急対策

日本放送協会福岡放送局は、災害時に以下の応急対策活動を行う。

1. 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、必要な要員を確保する。

2. 資機材の確保

放送施設の応急対策に必要な資機材を確保するため、以下の事項を行う。

- (1) 電源関係諸設備の整備確保
- (2) 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
- (3) 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
- (4) あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

3. 放送施設応急対策

放送施設に被害が生じた場合には、以下の応急対策を行う。

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- (2) 中継回線障害の措置
一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (3) 演奏所障害時の措置
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

4. 聴視者対策

(1) 受信機の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

(2) 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、指定避難所等での災害情報収集のため受信機の貸与等を行い、放送受信の確保を図る。

(3) 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

5. 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

なお、放送施設の復旧順位については、以下に示すとおりである。

＜放送施設の復旧順位＞

第一順位	ラジオ第1放送
第二順位	テレビ総合放送、FM放送、ラジオ第2放送、テレビ教育放送

第24節 上水道、下水道施設の災害対策

1. 実施責任者

上水道、下水道施設に関する応急対策は、上下水道班及び環境農林班が行う。

2. 応急措置^{*1}

“上下水道班”は、被災施設の応急復旧計画を策定し、施設の応急措置を行う。この際、優先給水や優先処理についても検討することとする。

(1) 上水道施設の応急措置

1) 各段階の実施事項

初期段階及び第2段階における実施事項は以下のとおりである。

段階	実施事項
初期段階	ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 エ 配水管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。 以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

2) 応急復旧工事の実施者

応急復旧工事は、管工事組合等の協力のもと、復旧部隊を編成して行う。ただし、被害の状況によっては、必要に応じて近隣市町等に応援を要請する。

復旧部隊の編成は以下のとおりである。

- ア 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査を行う）
- イ 監督員（工事監督、弁操作を行う）

*1 ● 資料 3.2.15.3 「水道施設・し尿処理施設」

3) 応急措置内容

各施設の応急措置内容は以下のとおりである。

箇所	内容
各箇所	<ul style="list-style-type: none"> 汚物等の有害物の混入を防止する。
取水施設・浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。
送配水ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電設備等により施設や機器の運転措置を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。
送配水施設	<ul style="list-style-type: none"> 送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水管本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。 圧力管路及び自然流下水路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

(2) 下水道施設の応急措置

下水道施設の応急措置内容は以下のとおりである。

箇所	内容
管渠	<ul style="list-style-type: none"> 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。又、工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるように指導・監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当てる。
終末処理場及びポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> 停電のため終末処理場及びポンプ場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。

(3) 净化槽等の応急措置

合併浄化槽等の処理機能が停止した場合、関連業者と連携し、処理施設等の早期復旧を図れるよう、必要な措置を検討する。

(4) 二次災害への備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

3. 応急対策要員、資機材の確保

原則として町災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、町災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、管工事組合等の協力を求める。

4. 利用者への広報

利用者に対し、施設の被害状況や利用上の注意事項等を広報する。

第25節 公共土木施設対策

第1項 公共施設対策

1. 公共施設の範囲

- 本節における公共施設の範囲は、以下に示す施設のうち町が所有又は管理している。
- (1) 公営住宅
 - (2) 道路、橋梁（第15節「交通対策計画」参照）
 - (3) 河川、公園その他の公共土木施設
 - (4) 社会福祉施設、児童福祉施設
 - (5) 学校教育施設、社会教育施設（学校教育施設については第25節「学校教育対策計画」参照）
 - (6) 文化財施設その他関連施設

2. 応急対策

(1) 施設被害の把握及び復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、町災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

3. 町災対本部との連絡及び災害現場における指揮

災害現場の指揮者は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携して以下の活動を行う。なお、災害現場には必ず無線を携帯し、対策本部との連絡を密にする。

- (1) 応急対策要員の掌握と指揮
- (2) 被災状況の把握
- (3) 応急内容と方法の判断と実施

4. 施設管理者の措置

各公共施設の管理者は、災害時に以下の措置を講ずる。

- (1) 避難等による人命や身体の安全確保
- (2) 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
- (3) 文化財の搬出（文化財施設のみ）

※避難や文化財搬出方法等はあらかじめ定めておく。

5. 町施設以外の施設の応急復旧

県道、県営河川等の町施設以外の施設災害については、町災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

第2項 鉄道施設対策

九州旅客鉄道㈱は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合、鉄道施設の応急処理、復旧、救護等の応急対策活動を行う。

1. 異常気象時等の運行

災害発生時における列車の運転規則については、「気象異常時運転規則手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。

2. 事故対策本部及び復旧本部の設置

「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

3. 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

4. 旅客への対応

(1) 避難誘導

事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(2) 案内広報等の実施

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5. 鉄道施設の応急復旧

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を行い、速やかな復旧を図る。

第26節 土砂災害応急対策

第1項 警戒体制の確立

1. 町及び関係機関の相互連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達

町及び関係機関は、本章第3節「気象予報・警報等伝達計画」及び第4節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(3) 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

2. 警戒体制の確立

(1) 警戒体制の区分

町は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失すことなく速やかに警戒体制を確立する。警戒体制の区分及び内容は以下のとおりである。

＜警戒体制の区分及び内容＞

区分	活動内容
第1次警戒体制	危険区域の警戒巡回や住民等への広報を行う
第2次警戒体制	住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流発生危険箇所の場合の基準及び活動内容

区分	基準	活動内容
第1次警戒体制	ア 前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で24時間雨量が50mmを超えたとき イ 前日までの連続雨量が40～100mm以上あつた場合で24時間雨量が80mmを超えたとき ウ 前日までの降雨がない場合で24時間雨量が100mmを超えたとき	・防災パトロールを実施する ・地元自主防災組織等の活動を要請する ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う

区分	基準	活動内容
第2次警戒体制	<p>ア 前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合で 24 時間雨量が 50mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき</p> <p>イ 前日までの連続雨量が 40~100mm 以上あつた場合で 24 時間雨量が 80mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき</p> <p>ウ 前日までの降雨がない場合で 24 時間雨量が 100mm をこえ、時間雨量 30mm 程度の強い雨が降りはじめたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に避難準備の広報を行う 必要に応じて、避難指示を行う。 消防団等の活動を要請する。

(3) 地すべり地の場合（地すべり現象が現れた場合）の基準及び活動内容

1) 警戒・避難体制の基準

活動の区分	気象警報等の発令状況	伸縮計等による基準値	前兆現象
要注意	注意報発令	1 日 1mm 以上	地表の凹凸等・家の建て付けの異常値
警戒	警報発令	1 日 10mm 以上	〃
避難	-	時間 2mm 以上を 2 時間継続又は 1 時間 4mm 以上	小崩壊等

資料：地すべり警戒・避難システム（案）（財）砂防・地すべりセンター

2) 活動内容

活動の区分	町	福岡県土整備事務所 福岡農林事務所	地元消防団
要注意	<p>実施者：地域コミュニティ課、都市整備課、環境農林課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・地元消防団へ待機連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認依頼 出発待機 応援依頼 対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時巡回体制準備
警戒	<p>実施者：地域コミュニティ課、都市整備課、環境農林課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・地元消防団へ待機連絡 ・地元自治会長への避難待機連絡 ・関係行政機関（消防署、警察署）への予備連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認依頼 出発待機 現地待機体制 緊急対応準備 通行規制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時巡回体制発令

活動の区分	町	福岡県土整備事務所 福岡農林事務所	地元消防団
避難	<p>実施者：対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県土整備事務所及び福岡農林事務所への連絡 ・避難指示の発令 ・避難収容体制の確立 ・道路通行規制指導発令（警報ブザー、回転灯の点灯） ・関係行政機関（消防署、警察署）への予備連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部設置 ・緊急対策協議 ・対策工の検討 	

第2項 災害発生時の報告

町は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（福岡県土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。

又、このほか、本章第5節「被害情報収集伝達計画」により県（防災危機管理局）に被害状況を報告する。

第3項 救助活動

1. 救助活動

町は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際、次の事項を実施するための実施計画を樹立する。

- (1) 被害者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

2. 二次災害の防止対策

二次災害の防止のため、以下の対策を講ずる。

- (1) 土砂災害の発生、拡大防止
- (2) 作業員の安全対策

第27節 中高層建築物の災害応急対策

第1項 警察による措置

人命救助を最重点として、本章第12節「救出計画」、その他の関係計画に基づき、以下の活動を行う。

〈警察による応急活動〉

活動事項	内容
警備本部等の設置	幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。
救出救護	被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。
避難誘導	避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。
警戒区域の設定	二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。
交通規制	救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。
その他	町、その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。

第2項 消防機関による措置

1. 消防活動体制の確立

中高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎよ要領」に基づき以下のとおり消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設置
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2. 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏れ事故

ガス漏れ事故については、特に、以下の事項に留意する。

<ガス漏れ事故対応時の留意事項>

時期	留意事項
現場到着時	消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生か所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
ガス漏れ場所への進入時	<p>ア ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。</p> <p>イ 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。</p> <p>ウ 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。</p> <p>エ 火花を発する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアーソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。</p>

(2)火災等

火災への対応は、人命救助を最優先として行う。又、各活動に当たっては以下の事項に留意する。

<火災対応活動時の留意事項>

活動区分	留意事項
人命救助	<p>ア 救助活動体制の早期確立と実施時期</p> <p>イ 活動時における出動分隊の任務分担</p> <p>ウ 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用</p>
消 火	<p>ア 高層建築物等の消防用設備等の活用</p> <p>イ 活動時における出動分隊の任務分担</p> <p>ウ 浸水、水損防止対策</p> <p>エ 排煙、進入時における資機材対策</p>

3. 航空応援要請

中高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動をする場合や、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

第28節 二次災害の防止

第1項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

これらの被害を最小限に止めるため、事故対策編第4章「危険物等災害対策」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2項 降雨等に伴う二次災害の防止

町及び関係機関は、降雨等による三次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザーモード*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

又、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

町は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

*アドバイザーモード・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第29節 農林業の災害応急対策

第1項 農林業用施設応急対策

1. 応急対策の実施

農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、以下の必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。

- (1) 浸水時の用水路やポンプ等による排水
- (2) 破損箇所の応急復旧
- (3) 流入した土砂・樹木等の除去
- (4) 林道の応急復旧
- (5) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報
- (6) 人命を守るため、ため池下流住民の安全な場所への避難
- (7) 被害を拡大させないよう早急な応急工事の実施

2. 湿水が広範囲にわたる場合の応急対策

浸水等で広範囲にわたる湿水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

第2項 農作物応急対策

1. 応急措置の実施

農作物の種類及び災害の種別に応じて、以下の応急措置を実施する。

＜農作物等に対する応急措置方法＞

作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 再生産用、代作用種子、苗の確保（福岡県拠点、米麦品質改善協会等の関係機関より） 防除機（高性能）による病害虫防除の指導及び実施 計画的配水の実施
	干害	<ul style="list-style-type: none"> 敷きわら、敷草等による土壤表面の被覆（蒸発散防止） 適正結果（摘果） 熟期に達した果実の収穫 灌水の実施
果樹	干害	<ul style="list-style-type: none"> 台風襲来前における熟期に達した果実の収穫 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 土砂の除去（土砂崩れ等の場合） 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 病害防除の徹底
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 台風襲来前における熟期に達した果実の収穫 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 土砂の除去（土砂崩れ等の場合） 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 病害防除の徹底

作物	災害種別	応急措置の内容
野菜	干害	<ul style="list-style-type: none"> 若どりの実施 <u>病害虫防除のための薬剤散布</u> 液肥の施用 代作の実施 敷わら、敷草又は穴灌水の実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 排水、中耕、土寄せの実施 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） 土砂の洗浄、薬剤散布 代作の実施 病害虫防除のための薬剤の塗布 防風措置の実施
花き	干害	<ul style="list-style-type: none"> 敷藁、敷草又は穴灌水の実施 液肥の灌水への加用 代作の実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 排水、土寄せの実施 病害防除の実施（特に地際） 防風措置の実施 <u>代作の実施</u>
飼料	干害	<ul style="list-style-type: none"> 灌水の実施 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 早急に地表水の排水実施 窒素主体の追肥 回復の見込みがない場合、早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）
その他	風水害 干害	<ul style="list-style-type: none"> 苗木の確保（農業協同組合等と協力） 種子の確保

2. 種苗の確保

町長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

3. 病害虫防除対策

病害虫による被害の拡大を防止するため、県の指導を仰ぎながら、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を実施する。

第3項 畜産応急対策

災害時における家畜伝染病の発生予防とまん延の防止及び家畜損耗の防止のため、以下の応急措置を講ずる。

＜家畜管理のための応急措置方法＞

目的	応急措置方法
感染症の予防	ア 家畜衛生保健所による予防注射の実施 イ 診療班（家畜衛生保健所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	ア 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 イ 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

第4項 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害の防止及び林産物被害の軽減に努める。

- 1 被災立木竹及び土砂の除去
- 2 林道破損箇所の復旧及び機能の回復
- 3 病害虫の防除
枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。
- 4 林業用種苗の確保
林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

調整ページ